平成 27 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書

総合的な放課後児童対策の効果的な実践に関する調査研究

主任研究者　近藤幹生
白梅学園大学子ども学部教授

平成 28 年３月

白梅学園大学

【目次】

第１章　本研究の概要及び研究目的　1
　第１節　子ども・子育て支援新制度と放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）1
　第２節　本研究の背景　2
　第３節　本研究の目的　4
　第４節　本研究の実施体制と取組方法　5

第２章　「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」と「放課後子供教室事業」の実施状況と連携に関する調査　7
　第１節　調査の概要　7
　第２節　放課後児童クラブの子どもたちの放課後子供教室への参加に関わる現状と課題　22
　第３節　考察　30

第３章　ヒヤリング調査結果から　34
　第１節　ヒヤリング調査の実施内容　34
　第２節　類型別の事例　36
　第３節　ヒヤリング調査結果の考察　60

第４章　本研究の考察および今後の課題　67
　第１節　研究の考察　67
　第２節　今後の課題　70

※資料編
　資料①　市町村アンケート調査票（放課後児童クラブ、放課後子供教室）　75
　資料②　「放課後子ども総合プラン」の全体像　83
　資料③　「放課後子ども総合プラン」の概要　84
　資料④　「放課後子ども総合プラン」について【参考資料】　88
　資料⑤　「放課後児童クラブ運営指針」の概要　93

第１章　本研究の概要及び研究目的

第１節　子ども・子育て支援新制度と放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

平成 27 年４月より、子ども・子育て支援新制度（以下、新制度）が開始された。新制度が対象とする範囲は、就学前の保育・教育及び子育て支援策全般にわたる。また、放課後の子どもたちの生活を守る制度や諸施策が大きく変更されている。新制度発足に至る経過を振り返ると、1990 年代以降の少子化対策を踏まえ、仕事と子育ての両立支援、待機児童問題の解決、保育・幼児教育における保育所・幼稚園等の量的拡充と質的向上、保育者の処遇改善の必要性など、さまざまな議論と検討がかさねられてきた。新制度は、保育・幼児教育の制度全般を一体的に組み込み、新たな体系に移行したという面からみて、戦後の大きな制度改革である。

本研究が対象とする放課後児童クラブは、新制度において市町村が実施主体となる「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけられている。放課後児童クラブは、1997 年に改正された児童福祉法により放課後児童健全育成事業として進められてきた。この間、放課後児童クラブの拡充の必要性、基準や指導員の処遇の課題など、従来の諸施策では不十分であるという関係者の声が高まってきていた。新制度の開始により、放課後児童クラブの量的拡充、質的向上の諸課題についても、改善への方向性が明らかになってきた。その主な改正点は、以下のように整理することができる。第一に対象児童の拡大である。従来、「保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校 1～3 年に就学している児童」とされていたが、対象学年規定が削除されて「小学校に就学している児童」となり[1]、小学校 6 年生にまで広げられた。第二に、設備及び運営の基準については、これまで特に定めはなかったが、新たに「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（厚生労働省令、2014 年）が策定された。これを受け市町村は同基準に定められた「従事する者及び員数」を「従うべき基準」とし、「施設、開所日数、時間など」を「参酌すべき基準」として条例を制定することが明確化された。同基準に基づき、従来の「放課後児童クラブガイドライン」にかわり「放課後児童クラブ運営指針」が策定された（2015 年）。指導員については、放課後児童支援員という資格が新設され、都道府県が実施する認定研修受講が要件となっている。さらに、新制度の子ども・子育て支援法においては、指導員の処遇改善と人材確保なども盛り込まれている。

このように、新制度は乳幼児期から学童期にわたる広範囲に及ぶ内容だが、

[1] 2014 年 4 月 1 日「放課後児童健全育成事業等の実施について」雇児発 0401 第 14 号
2015 年 5 月 21 日「『放課後児童健全育成事業』の実施について」雇児発 0521 第 8 号

制度の開始とともに、実践現場における客観的検証が求められている。本研究では、新制度のうち、放課後児童対策の効果的な実践について焦点をあてるものである。特に、新制度による「放課後児童クラブ」について、次に述べる「放課後子ども総合プラン」との関連に焦点化し、総合的な放課後児童対策の効果的な実践に関する調査研究をすすめることとする。

第２節　本研究の背景

１．放課後子供教室の趣旨及び目的

この間、子どもたちに関わる重大事件が続発してきているなかで、平成 16 年度以降、国は「青少年の問題行動の深刻化や地域や家庭の教育力の低下等の緊急的課題に対応し，未来の日本を創る心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため」に「地域子ども教室推進事業」を実施してきた。さらに、平成 18 年 5 月には、少子化担当大臣・文部科学大臣・厚生労働大臣が総合的な放課後対策事業として「放課後子どもプラン」の創設を合意したことから、平成 19 年度より厚生労働省と文部科学省が共同して同プランの推進を図ってきた。その中に規定されていたのが「放課後子ども教室推進事業」（文部科学省）と「放課後児童健全育成事業」（厚生労働省）を「一体的あるいは連携して実施」するものであった。

放課後子供教室は、放課後や週末等に「小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティーの充実を図る」ことが目的とされている。

２.「放課後子ども総合プラン」の推進

平成 26 年 7 月、文部科学省と厚生労働省は、共同で「放課後子ども総合プラン」を策定した。趣旨としては、「共働き家庭等の『小 1 の壁』を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心」とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備などを進めるとされている。その整備方針は、学校施設を徹底活用した実施促進、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施などである[2]（巻末資料②～④参照）。

---

[2] 2014 年 7 月 31 日「『放課後子ども総合プラン』について」26 文科生第 277 号・雇児発 0731 第 4 号

全体としては、全小学校区（約2万か所）で「一体的又は連携して」実施することが目標とされている。

国としては、放課後児童クラブを約 30 万人分を整備し、すべての小学校区で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体型または連携型で実施し、そのうち一体型を1万か所以上という目標数値をあげている。そのため、市町村行動計画では、目標事業量や整備計画を盛り込むこととしている。また都道府県行動計画では、研修計画や教育委員会と福祉部局との連携に関する方策などをあげている。

３．放課後児童クラブの趣旨・目的と「放課後児童クラブ運営指針」

放課後児童クラブは、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学する児童を対象としている。放課後において、適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図ることが趣旨である（児童福祉法第6条3項第2項)。

そして、新たに示された「放課後児童クラブ運営指針」の内容は以下の通りである。全体の構成は、第1章から第7章にわたり「放課後児童クラブにおける育成支援の内容や運営に関する留意すべき事項などを網羅的に記載し運営していく上での基本的な事項」が定められている。各放課後児童クラブは、「運営指針を踏まえ、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実」に努めることが求められている。全体としては、第1章総則、第2章事業の対象となる子どもの発達、第3章放課後児童クラブにおける育成支援の内容、第4章放課後児童クラブの運営、第5章学校及び地域との関係、第6章施設及び設備、衛生管理及び安全対策、第7章職場倫理及び事業内容の向上から構成されている（巻末資料⑤参照)。「放課後児童クラブ運営指針」では、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、各放課後児童クラブが、子どもの状況や発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるような育成支援を行うことが基本とされたのである。

４．放課後児童クラブと放課後子供教室との関係性

放課後児童クラブと放課後子供教室は、ともに子どもたちの自主性、社会性、創造性の向上を図ることを趣旨ないし目的としている。しかし、前者は「適切な遊び及び生活の場」での活動を通じて、後者は「様々な教育支援活動」を通じて上記の趣旨・目的を達しようとしており、保護者の就労等の対象規定だけではく方法も[3]相違しているといえる。こうしたなかで、各市町村において両事業の整備をすすめていく際、一体的に運用することの是非、連携のあり方が問われているのである。

乳幼児期の遊びを通して生活をかさねてきた子どもたちが、就学後の学童期

[3] 2014 年 4 月 1 日「放課後児童健全育成事業等の実施について」雇児発 0401 第 14 号
2015 年 5 月 21 日「『放課後児童健全育成事業』の実施について」雇児発 0521 第 8 号

を、とりわけ入学後の放課後の生活と遊びを、どのように創造していくことができるのだろうか。上記の「放課後児童クラブ運営指針」が述べるように、「児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進することに努めなければならない」。そのためにも、放課後児童クラブと放課後子供教室との関係のあり方を検討する必要がある。

第３節　本研究の目的

「放課後子ども総合プラン」の中心的内容は、「放課後児童クラブ」の子どもを含めた「全ての児童」が、放課後子供教室の活動プログラムに参加することで、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようにするための取組を推進することとされている。その際、「放課後児童クラブ」では、子どもが安心して生活できる場としての本来の機能を十分に担保することが重要である。そのためにも、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要であり、新たに策定された「放課後児童クラブ運営指針」による取組が期待されているのである。

本研究では、「放課後子ども総合プラン」の取組が進むなかで、放課後や長期休暇期間中に、子どもが生活の場として長時間過ごすことになる「放課後児童クラブ」における子どもの現状を問題にする。そして、子どもの発達の特徴や児童期の発達過程を踏まえて、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をどのように設定すればよいのかを明らかにすることを目的とする。各自治体・事業所において、全ての児童の放課後を視野におき、子どもの状況をどのように把握、反映しているのであろうか。また、取組の実態を把握し、保育学・児童福祉学の知見を踏まえ、放課後等の子どもの望ましい過ごし方について提言することを目的とする。

本研究では、「放課後子ども総合プラン」の推進方策として示された「放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携による実施」に焦点をあて、総合的な放課後児童対策の効果的な実践に関する調査研究をすすめる。「放課後子ども総合プラン」を小学校内で一体型で実施している取組例と、連携型で実施している取組例、さらに単独で実施している取組例について実態を明らかにしていく。研究調査は、市町村の両事業の担当部局を対象にした書面によるアンケート調査、放課後児童クラブ（放課後児童支援員等）を対象としたヒヤリング調査を実施する。運営主体別の類型化も含め、子どもの成長・発達における課題や問題点を抽出する。課題を整理した上で、放課後等における子どもの発達段階に応じた適切な遊びや生活の環境とはどのようなものか、特に遊びと生活の関係性をどう捉えるか、その環境設定に当たり必要なこと、留意すべきことは何か、今後の取組みに資するよう提言していきたい。

第４節　本研究の実施体制と取組方法

１．本研究を推進する実施体制

本研究における実施体制（以下、研究会）は、事業全体の取りまとめ者、４名の各事業担当者をおく。事業担当者は、アンケート調査の集計、分析、ヒヤリング調査を担当する。全体の事業計画の方針を立案、進捗状況の把握、報告書の作成のために、４回の委員会を開催した。また調査研究を円滑に進めるために、ワーキンググループを編成し、事業計画に基づく調査研究を進める。全体の実施体制は以下の通りである（図 1-4-1)。

２．研究事業計画に基づく取組

研究調査の第一段階として、市町村へのアンケート調査、第二段階として事業所（放課後児童支援員等）へのヒヤリング調査を実施した。

第一段階のアンケート調査は、「放課後子ども総合プラン」における「放課後児童育成事業（放課後児童クラブ)」と「放課後子供教室」の事業の実施状況を把握するために実施した。調査対象は、「放課後子どもプラン」において市町村の事業計画を策定した 538 市町村とした。アンケート調査期間は、2015 年 11 月 9 日より同年 12 月 7 日までとし、279 市町村から回答を得た（詳細は第２章)。

第二段階の事業者へのヒヤリング調査は、アンケート調査の回答市町村の中から、実施方法、地域性、運営形態などで類型化して選んだ 12 か所を選び実施した（詳細は第３章)。

３．人を対象とする研究計画等審査申請について

本研究をすすめるにあたり、白梅学園大学・短期大学研究倫理審査委員会に、本研究事業の概要を申請した。調査において、個人から収集する予定の情報・データなどに関する項目（対象人数、個人情報に係るデータ項目、収集の方法、謝礼の有無）を明らかにし、個人情報の保護、説明に関する事項、説明者などについて明確化し申請した。平成27年11月11日付、同委員会からの「承認」結果を受けることができ、自治体・施設へのヒヤリング調査を実施した。

事業名　総合的な放課後児童対策の効果的な実践に関する調査研究

【事業担当者】
大妻女子大学非常勤講師
真田　祐

担当する事業の内容
・委員会の開催
・総合的な放課後児童対策の効果的な実践

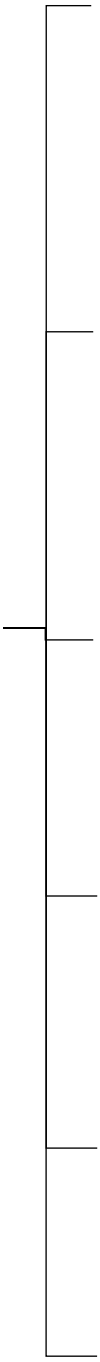

図１－４－１　事 業 の 実 施 体 制

第２章　「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」と「放課後子供教室事業」の実施状況と連携に関する調査

第１節　調査の概要

本調査は、「放課後子ども総合プラン」における「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」（以下、放課後児童クラブ）と「放課後子供教室事業」（以下、放課後子供教室）の両事業の実施状況等について把握するため、アンケート調査を実施した。

調査対象は、「放課後子どもプラン」（厚生労働省・文部科学省、2013 年）において、市町村の事業計画（任意）を策定した 538 市町村（厚生労働省調査）とした。これは、現在進められている「放課後子ども総合プラン」の前身の時代から積極的に施策を進めていると思われたためである。そのため、本調査には一定のバイアスが存在している。

アンケート用紙は、「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」用と「放課後子供教室事業」用の 2 種を作成し（巻末資料①参照）、それぞれの担当部局で回答するよう依頼した。調査期間、回収率等については以下のとおりである。

調査期間　　：2015 年 11 月 9 日から同年 12 月 7 日
回答数（率）　：279 市町村（51.9%）
有効回答数（率）　：228 市町村（81.7%）

※無効回答が 51 市町村となっているのは、放課後子供教室未実施 24 市町村、同未記入 19 市町村等、両事業のどちらかが未実施である市町村が多く、あるいはどちらかのアンケート用紙のみの回答であった市町村が含まれているためである。

表 2-1-1　調査回答市町村規模別内訳

	回答自治体	全国数	
特例市以上	23	102	22.5%
中都市	34	165	20.6%
小都市	81	523	15.5%
特別区	8	23	34.8%
町村	81	929	8.7%
未記入	1	-	-

※「特例市以上」は政令市、中核市、特例市の合計であり、「中都市」は人口 10 万人以上、「小都市」は人口 10 万人未満の自治体である。

１．放課後児童クラブの実施状況と連携等について

(1) 放課後児童クラブの概況

回答のあった市町村における放課後児童クラブは 4,502 か所である。図 2-1-1 に示すように、「特例市以上」は回答市町村数の 10.1%であるが、放課後児童クラブ数の 41.6%を占めている。同様に、「町村」は市町村の 35.5%であるが、放課後児童クラブの 6.2%である。

次に放課後児童クラブの運営形態は、図 2-1-2 に示すように「公設民営」45.5%、「公設公営」34.8%、「民設民営」19.7%である。

放課後児童クラブの実施場所は、「学内」49.5%、「学外」48.3%、「未記入」2.1%となっている。

利用児童数の規模別では、「19 人以下」10.6%、「20～39 人」31.0%、「40～70 人」41.4%、「71 人以上」13.5%となっている。

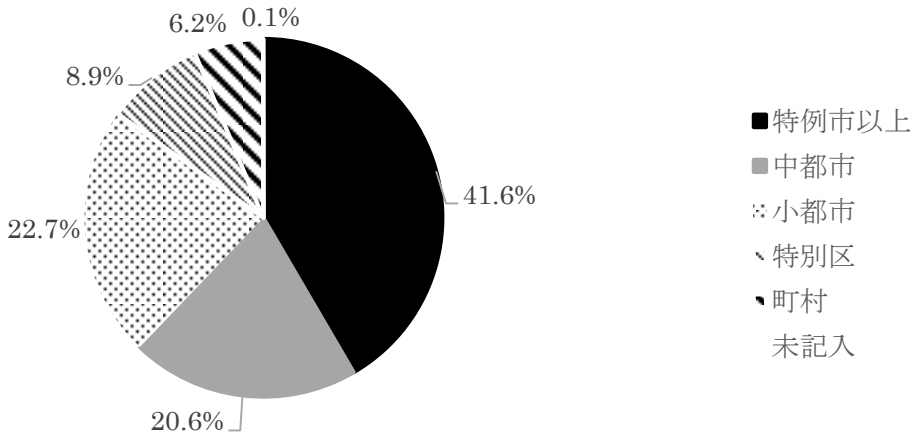

図 2-1-1　自治体規模別放課後児童クラブ実施数

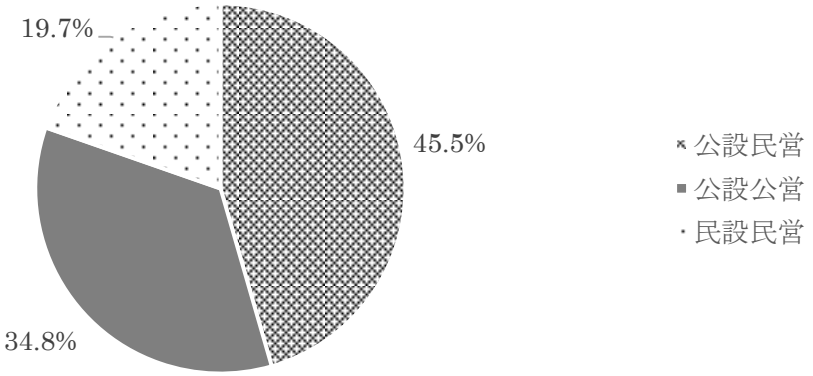

図 2-1-2　放課後児童クラブの運営形態

（2）放課後児童クラブの利用児童等について

放課後児童クラブの利用児童総数は 212,913 人であり、学年別に見ると図 2-1-3 のようになっており、「1 年生」から「3 年生」までで 85.7%を占める。他方、「4 年生」の利用がない自治体は 5.3%、同様に「5 年生」14.5%、「6 年生」21.1%となっている。

他方、市町村単位での待機児童については、「把握しているがいない」61.8%、「把握している」25.4%、「把握していない」10.5%、「未記入」2.2%であり、「把握している」自治体での待機児童数は 3,976 人となっている。ただし、「特例市以上」15 市で 2,097 人の待機児童となっているが、「町村」では 5 町村で 9 人となっている。

障害のある子どもの利用については、市町村数の 82.5%（188 市町村）、放課後児童クラブ数の 58.7%（2,644 か所）、児童数の 3.1%（6,572 人）となっている。また、市町村数でみれば「利用していない」14.9%、「全体を把握していない」1.3%となっている。

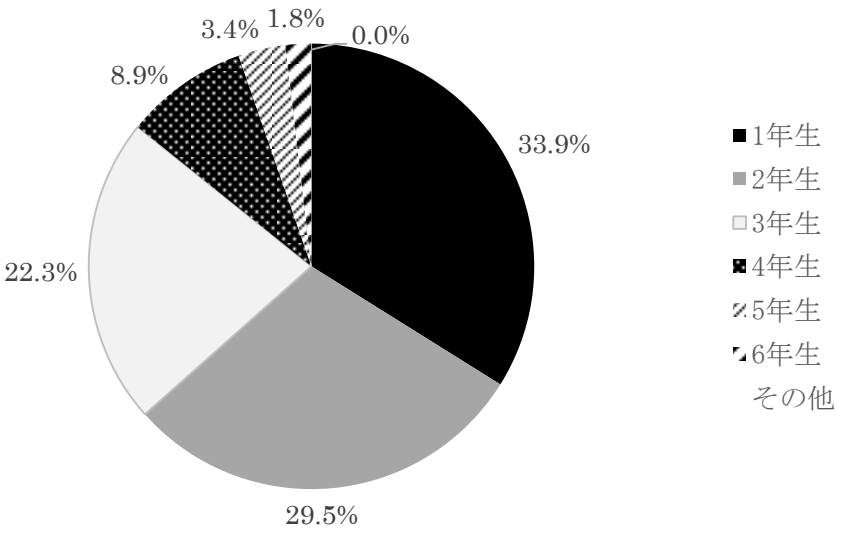

図 2-1-3　放課後児童クラブの学年別利用児童数

（3）放課後児童支援員等について

放課後児童支援員等[1]については、4,126 か所に 21,178 人配置されており、1 か所あたり 5.1 人となっている（最も少ないのは「町村」4.0 人、最も多いのは「特例市以上」5.7 人）。また、放課後児童支援員が保有している資格は、図 2-1-4 のように、「保育士」90.8%、「教諭」88.6%となっており、「社会福祉士」も 20.6%となっている。「その他」として、児童福祉事業に 2 年以上従事して

[1]厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」において、放課後児童クラブの指導員には「放課後児童支援員」の資格が定められており、資格を有しない指導員は「補助員」となるが、両者を含めて「放課後児童支援員等」とする。

いたものが 7.5%となっている。

他方、2015 年３月に新たに厚生労働省が「放課後児童クラブ運営指針」を策定し、各市町村が各放課後児童クラブに周知することとなった。この放課後児童クラブの役割と育成支援[2]の内容を理解することが実践の質を担保する上で重要である。

最も多かったのは「都道府県が実施している放課後児童支援員の認定資格研修に委ねている」56.6%であり、半数以上の市町村で当該自治体以外のものに委ねられている。

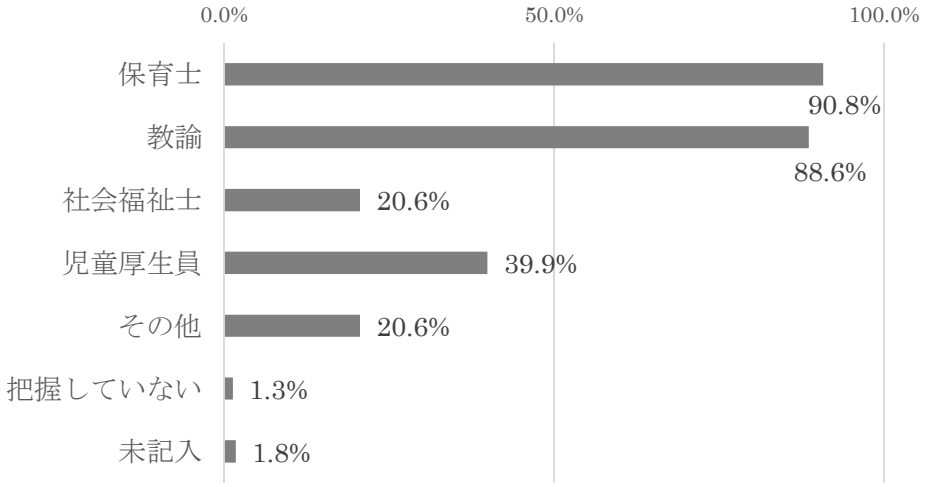

図 2-1-4　放課後児童支援員の保有資格

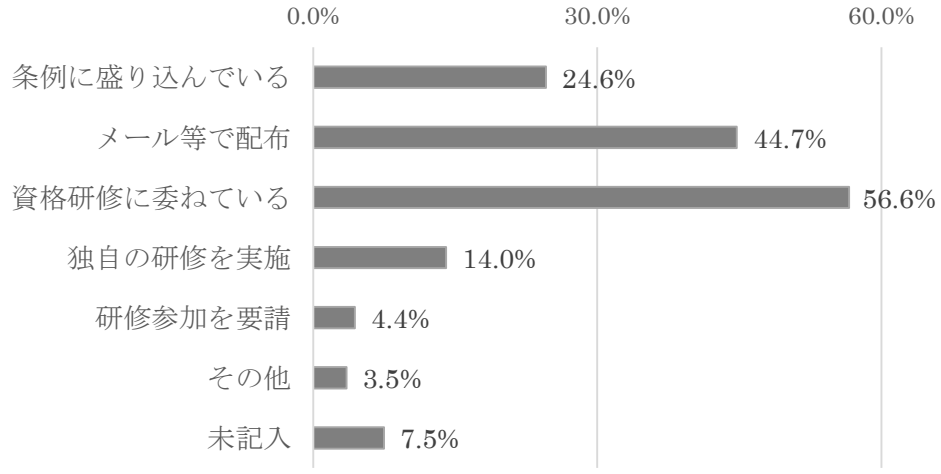

図 2-1-5　育成支援の周知方法

（4）放課後児童クラブと放課後子供教室との関係

2 「放課後児童クラブ運営指針」において、厚生労働省が放課後児童クラブの「保育」内容のことを指す言葉として新たに定めた言葉。

「放課後子ども総合プラン」では、両者の関係について定義を行っている。「一体型」は「同じ小学校内に放課後児童クラブと放課後子供教室を実施し、放課後児童クラブの子どもたちが放課後子供教室に参加できるようにしているもの」であり、「連携型」は二つの実施場所が異なっているが放課後児童クラブの子どもたちが放課後子供教室に参加できるようにしているもの、「単独型」は二つの実施場所も異なり、放課後児童クラブの子どもたちの参加がなかったり、少ないものとされている[3]。

表 2-1-2 に示すように、放課後児童クラブ数（上段）では、最も多いのは「単独型」25.4%、次いで「同一校区で教室未実施」21.4%となっており、半数近くが連携等を行っていない。他方、市町村数（下段）で見ると、1 つの市町村内に複数の型の関係が見られる。「一体型」のみの実施は 13 市町村（96 か所)、「連携型」のみの実施は 26 市町村（78 か所)、「単独型」のみの実施は 36 市町村（579 か所)、全く「把握していない又は不明」は 2 市町村（34 か所）となっている。また、13 市町村では「一体型」「連携型」「単独型」の３つを実施している。

表 2-1-2　放課後児童クラブと放課後子供教室との関係

	一体型	連携型	単独型	同一校区内で教室未実施	把握していない又は不明	未記入
n=4,502	12.3%	7.8%	25.4%	21.4%	2.3%	30.8%
n=228	25.0%	28.9%	46.1%	29.8%	4.4%	17.5%

また、放課後児童クラブの利用児童の放課後子供教室への参加状況について市町村の把握状況は「すべて把握している」64 市町村（以下、同)、「一部把握している」27、「把握していない」9、「未記入」1、「非該当」127 である。

「すべて把握している」「一部把握している」ものの中から、放課後児童クラブから放課後子供教室への参加については、表 2-1-3 に示す。「その他」として、「放課後子供教室に参加後、放課後児童クラブへ移動」「子ども教室は日曜・祝日等に実施しているので、子ども各自が参加」等があげられている。

また、放課後児童支援員等の放課後子供教室への関わりについては、表 2-1-4 に示す。「その他」として、「放課後子供教室の支援員が送迎」「放課後児童支援員は参加していない」(児童のみの参加)、「基本は参加しないが、障害児の場合は付添い見守る」「子どもの送迎をしている」等があげられている。

表 2-1-3　放課後児童クラブから放課後子供教室への参加について

[3] 2014 年 7 月 31 日「『放課後子ども総合プラン』について」文部科学省・厚生労働省局長通知

	放課後児童クラブ数		市町村数	
	一体型	連携型	一体型	連携型
子ども各自が放課後児童クラブから放課後子供教室に参加	272	177	28	29
放課後子供教室に参加する子どもは放課後児童クラブを休み参加	10	29	3	5
放課後児童クラブとして参加するため、子ども全員が参加	194	32	14	8
保護者から「参加させてほしい」との連絡がある子どもに参加を促す	8	2	3	2
放課後児童クラブの子どもは放課後子供教室に参加させない	0	1	0	1
放課後児童クラブの子どもは、放課後子供教室には参加していない	10	18	2	2
その他	37	28	7	8

表 2-1-4　放課後児童支援員等の放課後子供教室への関わりについて

	放課後児童クラブ数		市町村数	
	一体型	連携型	一体型	連携型
放課後子供教室への参加は子どもの判断に任せ、放課後児童支援員等は参加していない	128	93	18	28
放課後児童支援員等が、参加希望者を募り、実施場所まで送迎している	7	1	3	1
放課後児童クラブに残る放課後児童支援員等と分担し、子どもと一緒に参加している	52	31	9	11
放課後児童支援員等も子どもと一緒に参加し、放課後子供教室の活動に協力している	298	129	20	11
その他	41	39	5	7

（5）行政運営等について

「放課後子ども総合プラン」においては、放課後児童クラブの量的な整備等を計画的に整備するために次世代育成支援対策推進法に定める行動計画を市町村に対して策定するよう求めている。ただし、行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定することも認められている。「予定なし」1.3%となっており、行動計画に積極的に取り組む姿勢が見られる。ただし、「支援事業計画に包含」59.2%となっており、「すでに策定済み」25.4%のように単独の行動計画としての策定は少数となっている。

また、行動計画に放課後子ども総合プランの内容を盛り込んでいるかについては、「盛り込んでいる」64.9%、「盛り込んでいない」17.5%、「盛り込む予定である」7.9%、「未記入」9.6%であった。

表 2-1-5　行動計画の策定状況について[4]

	すでに策定済み	支援事業計画に包含	審議中	策定は未定	予定なし	未記入
n=228	25.4%	59.2%	5.3%	7.9%	1.3%	2.2%

放課後児童クラブと学校との連携における放課後児童クラブ担当部局の役割について、最も多いのは「情報交換等の連絡・調整」79.8%である。「緊急時のマニュアルを作成」「困難事例の検討の場を設置」を考えている市町村が約２割あった。その一方で、「特にない」13.2%となっている。「その他」として、「情報交換、情報共有のお願い」「整備・光熱水費等支払の調整」「教育財産の目的外使用に係る諸手続、クラブの消防計画等の作成に係る関係機関との連絡・調整」があげられている。

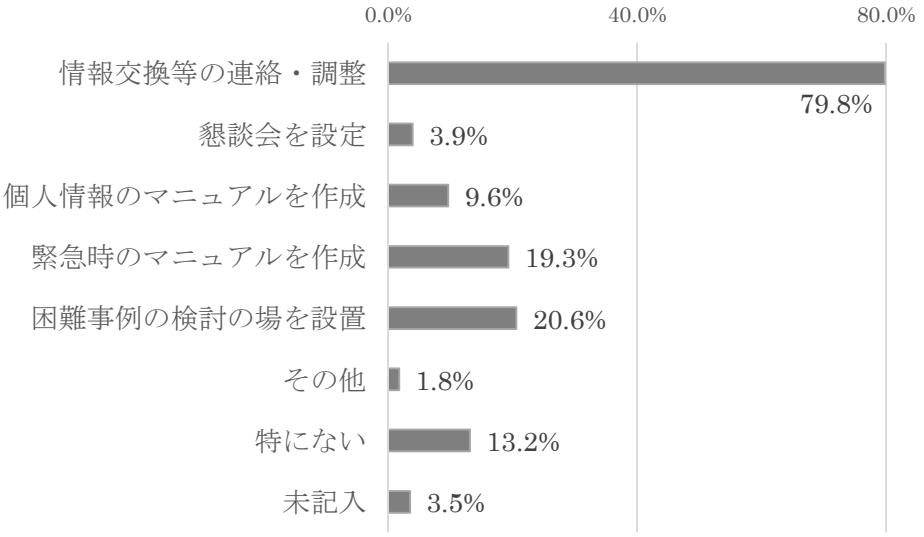

図 2-1-6　担当部局の役割について

（6）自由記述について

本研究会では、放課後児童クラブ・放課後子供教室の両事業を一体型・連携型で実施することの評価点と課題に関する回答について、子ども、保護者、行政（事業運営）の関係者に関する項目に大別した。その上で、さらにキーワードあるいは関連項目ごとにまとめた（放課後子供教室用アンケートも同様）。

[4] ただし、「すでに策定済み」「支援事業計画に包含」に重複して回答している自治体が 2 か所あったため、合計が 100%を超える。

【一体型の評価】

子どもについて、放課後活動の充実に関する項目があげられていた。

小項目は「子どもの交流の拡大」13 市町村（「学童クラブの児童と放課後子供教室の児童が事業のかきねなく、一緒にあそべ、交流できる」等）、「活動内容の充実」11 市町村（「体験型プログラムを実施する際、普段の活動では体験できない事ができるので、子ども達にとっていい経験になっている」等）、「活動場所の充実」3 市町村（「活動の場としての校庭や体育館など広い場所が確保できる」等）、「安全の確保」12 市町村（「支援員の相互連携により、子どもの安全性が高まり、また、より適切で効果的な指導が図られている」等）、「すごし方の幅の広がり」5 市町村（「放課後児童クラブに在会する子供にとって、放課後のすごし方に選択肢が増え、放課後児童クラブ以外の子供と交流ができる」等）である。

保護者について、保護者の利便性・安心の確保に関する項目があげられていた。

小項目は「就労支援（長期休暇期間の対応含む）」5 市町村（「保護者の就労形態を問わず、放課後の子どもの居場所として重要な位置付けとなる」等）「安全・安心」1 市町村（「小学校内にあることから、保護者にとって安全・安心な居場所となっている点」）。

行政（事業運営）について、連携による事業運営の向上に関する項目があげられていた。

小項目は「連携・情報の共有」5 市町村（「双方が同じ事務所で統活し、管理運営を行っており、連携が取りやすく、子ども達の状況等の把握をしやすい」等）、「スタッフの体制」3 市町村（「放課後児童クラブと放課後子ども教室の関係者をあわせて研修を行うことができる」等）、「予算の豊富化」1 市町村（「一体型で事業を実施することにより、人的にも予算上でも豊富になり活動内容も充実する」）、「地域の構築」1 市町村（「多様な体験プログラムは学校だけでなく地域の協力が必要であり、うまくいけば地域ぐるみで解決する体制を構築できる」）、「居場所の拡散」1 市町村（「放課後児童クラブは地域によっては飽和状態にあり、教室との連携によって居場所の分散が図られれば、より利用者のニーズに応え得る」）、「児童の減少に対応」1 市町村（「子どもの数が減ってきているので、協力して実施してもらうのが望ましい」）。

【連携型の評価】

放課後活動の充実については、「活動内容の充実」5 市町村、「安全の確保」1 市町村であった。

保護者の利便性・安心の確保に関する項目は、記載なし。

連携による事業運営の向上に関する項目は、「連携・情報の共有」2 市町村、「待機児童対策」1 市町村（「子どもの成長とともに必要性も保育から見守りへと変わっていくので、両者が連携して学童児が放課後子供教室を体験し、安心して過ごせる居場所の存在を親子が知ることは望ましく、学童保育所の待機児対策にもつながる」）、「その他」2 市町村（「教室実施校からクラブへの移送サービスを行うことで一体型と同様の環

境を実現している」等)。

【一体型の課題】

放課後活動の充実に向けた課題として、以下の小項目があげられた。

「活動時間の調整」3 市町村（「おやつの提供時間・方法」等)、「利用人数の調整」3 市町村（「人数が多い学童や子ども教室は児童をまとめることがより大変になっている」等)、「活動場所の確保」3 市町村（「学校の余裕教室を利用しているため、充実した遊びが困難な場合がある」等)、「スタッフの関わり方」2 市町村（「子どもへの接し方・見守り方」等)、「安全の担保」2 市町村（「放課後児童クラブは登録しており、保険に入っているが、放課後子ども教室は不特定多数の児童が参加（当日は名前記入）するので、保険に入りにくい」等)、「一体型への疑問」2 市町村（「連携または一体型で実施するメリットに乏しい」等)、「子ども同士の関係性」1 市町村（「今年度までは、放課後児童クラブの対象児童を１～３年生としていたが、放課後子供教室の日は６年生まで含まれるため、放課後児童クラブの児童がい縮し、子供の教室のある日は毎週休むという児童がいる」)。

保護者の利便性・安心にとっての課題として、「両事業の区別がつかない」1 市町村（「放課後児童クラブは放課後子供教室制度以前から、体験プログラムの活動を取り入れており、保護者から見た場合に、クラブと教室の違いがわかりにくい」）があげられた。

連携による事業運営の向上に向けた課題は、以下の小項目があげられた。

「活動場所の確保」25 市町村（「小学校の余裕教室の確保が難しい」等)、「両事業の関係が曖昧」14 市町村（「参加費徴収の有無と放課後児童支援員のかかわり方」等)、「管理区分の課題」12 市町村（「学校施設の管理における責任分担が困難」等)、「連携が困難」10 市町村（「両事業の担当課が異なることから、連携がとりにくい」等)、「スタッフの確保」8 市町村（「スタッフの確保・地域ボランティアの理解」等)、「スタッフの負担増」5 市町村（「放課後児童クラブの支援員が、子ども教室の手伝いに行くとクラブ室の管理、安全面でスタッフ不足になってしまう等課題がある」等)、「実施体制の整備」2 市町村（「放課後児童クラブも教室も、いずれも学校で行われているところが少ないため、一体的実施がなかなか推進できない」等)、「保護者とのかかわり」2 市町村（「終了時間が違うので、帰宅する児童と放課後児童クラブに残る児童の確認、把握（帰宅方法等保護者との連絡調整)」等)、「安全確保の困難」1 市町村、「地域とのかかわり」1 市町村（「地域活動団体との協働関係の構築」)、「自治体内の規模の格差」1 市町村（「実施規模の差が大きい」)。

【連携型の課題】

放課後活動の充実にとっての課題は、「活動時間の調整」2 市町村、「利用人数の調整」2 市町村、「活動場所の確保」2 市町村、「安全の担保」1 市町村であった。

保護者の利便性・安心の確保に関する記載は見られなかった。

連携による事業運営の向上に向けた課題は、「安全確保の困難」6 市町村（「活

動している施設が離れているため、送迎等の互いの連携が必要となる」等)、「連携が困難」4 市町村、「両事業の関係が曖昧」3 市町村、「スタッフの確保」2 市町村、「スタッフの負担増」2 市町村、「実施体制の整備」1 市町村、「活動時間の重複」1 市町村（「放課後子供教室の実施日が放課後児童クラブの行事と重なる」)、「効率的な運営」1 市町村があげられていた。

２．放課後子供教室の実施状況と連携について

(1) 放課後子供教室の概況

放課後子供教室は、回答市町村の 3,794 小学校区中 2,346 か所で実施されており、実施率は 61.8%である。また、「特例市以上」で 1,481 小学校区中 984 か所（全体の 41.9%)、「町村」で 320 小学校区中で 212 か所（同 9.0%）となっている。

放課後子供教室の運営は、最も多いのが「直営」36.7%、次いで「新規の地域団体」29.5%となっている。その一方で「放課後児童クラブ」10.3%も見られる。

放課後子供教室の開催頻度(表 2-1-6)は、全体で最も多いのは「週 1～3 回」27.3%、次いで「週 4～5 日」23.4%、「月 1～3 回」21.9%、「日・祝を除く毎日」18.6%となっている。ただし、「日・祝を除く毎日」実施しているのは、「特例市以上」「特別区」に多くなっている。

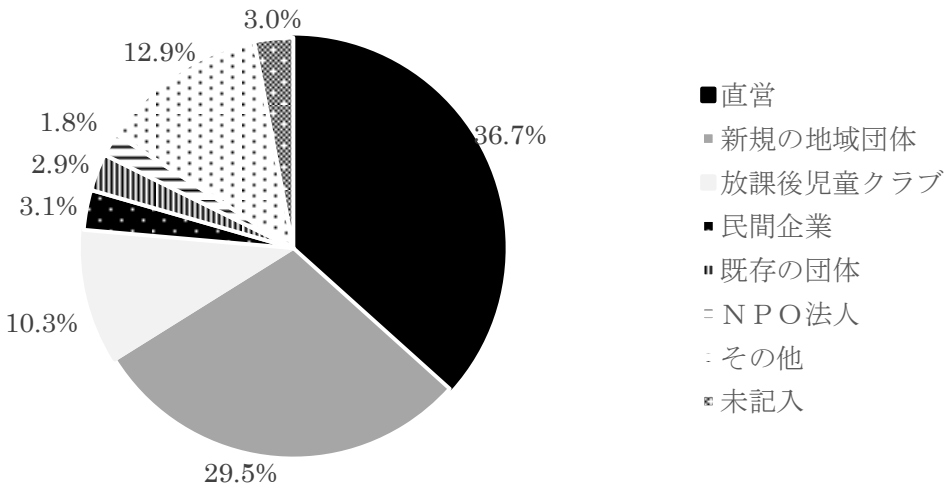

図 2-1-7　放課後子供教室の運営について

表 2-1-6　学期間中の放課後子供教室の開催頻度について

	月 1～3回	週 1～3回	週 4～5回	日・祝を除く毎日	不明	その他	未記入
総数	21.9%	27.3%	23.4%	18.6%	0.0%	6.8%	2.0%
特例市以上	24.2%	16.9%	15.8%	37.1%	0.0%	6.1%	0.0%
中都市	22.2%	47.4%	23.6%	4.3%	0.0%	2.6%	0.0%
小都市	26.8%	33.5%	21.3%	1.6%	0.0%	8.7%	8.2%
特別区	0.4%	4.3%	65.7%	19.7%	0.0%	9.9%	0.0%
町村	20.8%	51.4%	17.5%	0.9%	0.0%	9.0%	0.5%
未記入	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

表 2-1-7　長期休暇中の放課後子供教室の開催頻度について

	実施していない	週 1 回未満	週 1～3回	週 4～5回	日・祝を除く毎日	不明	その他	未記入
総数	37.1%	8.7%	14.4%	7.1%	16.4%	1.2%	3.3%	11.8%
特例市以上	34.6%	2.4%	19.4%	1.2%	32.8%	2.4%	1.5%	5.6%
中都市	44.0%	14.5%	16.5%	11.9%	2.0%	1.4%	1.4%	8.2%
小都市	43.4%	17.6%	10.5%	5.5%	1.1%	0.0%	3.7%	18.3%
特別区	7.3%	0.4%	1.3%	33.0%	20.2%	0.0%	9.9%	27.9%
町村	53.3%	14.2%	12.3%	2.4%	0.5%	0.0%	6.1%	11.3%
未記入	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

放課後子供教室の開催場所は、図 2-1-8 に示すように、最も多いのが「余裕教室」25.4%となっており、「特別教室」「体育館」「校庭・運動場」を含め、小学校内が 50.1%となっている。その一方で、「公民館・集会所」12.7%、「児童館・児童センター」10.1%など、小学校外が 31.8%となっている。

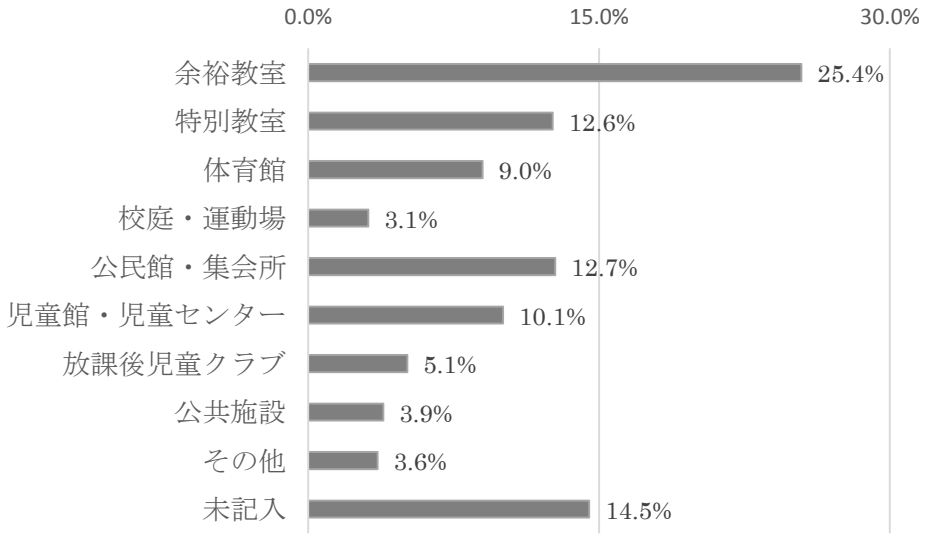

図 2-1-8　放課後子供教室の活動場所

（2）放課後子供教室の運営等について

「放課後子ども総合プラン」において「地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関する検討の場」として設置されている「運営委員会」の設置については、「設置している」63.6%となっているが、33.3%の市町村で未設置である。

また、運営委員会の構成メンバー（図 2-1-10）は、最も多いのは「行政関係者（教育委員会）」85.5%、次いで「学校関係者」83.4%、「放課後子供教室関係者」73.8%、「PTA 関係者」65.5%となっており、教育関係者が上位を占めている。福祉部局関係は、「放課後児童クラブ関係者」61.4%、「行政関係者（福祉部局）」52.4%である。

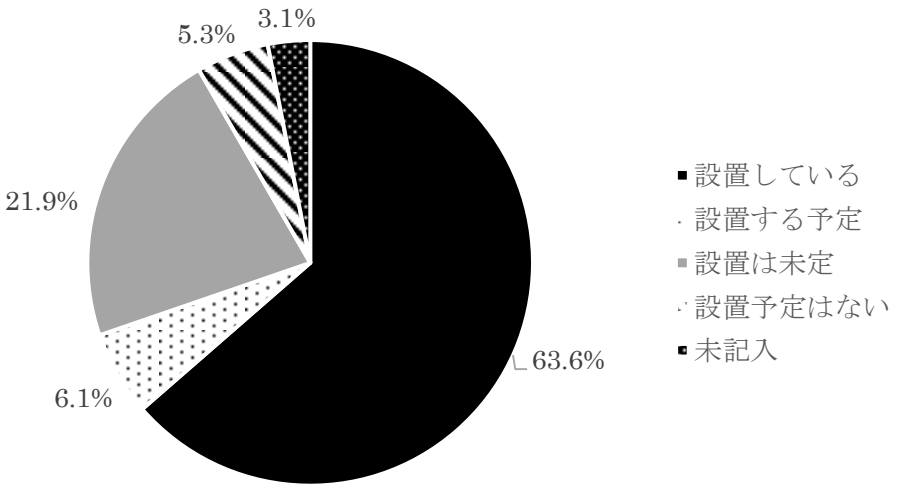

図 2-1-9　運営委員会の設置について

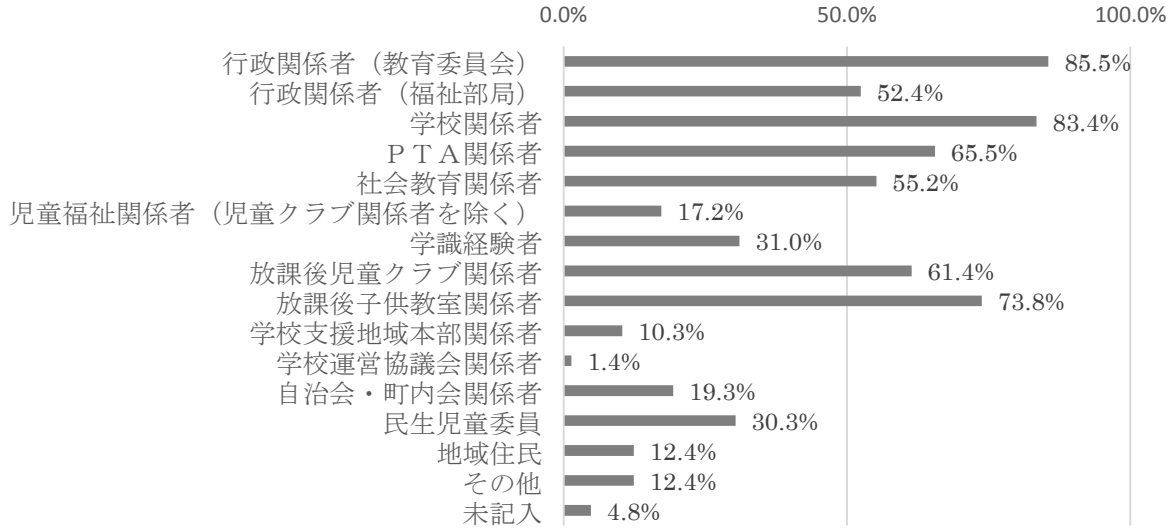

図 2-1-10　運営委員会の構成メンバーについて

他方、放課後子供教室への子どもの参加の把握については、「事前登録」70.2%、

「名簿等で把握」28.4%、「把握していない」2.9%、「その他」1.7%となっている。「事前登録」が多くなっているのは、登録の際に保険に加入して放課後子供教室参加中に起きる事故・けが等への対処のためにも、事前登録制が多いと考えられる（登録することと、参加することは異なる）。また、放課後子供教室の参加者数（年間延数）については、「すべて把握している」78.1%、「一部把握している」11.8%、「把握していない」4.8%、「未記入」5.3%となっている。このように、市町村においては放課後子供教室の参加者の把握に努めてはいるが、参加者の把握をしていない市町村が一部見られる。

このことは、障害のある子どもの参加状況の把握について顕著にみられる。放課後子供教室における障害ある子どもの参加状況について、「利用している」28.9%、「利用していない」30.3%、「全体を把握していない」35.5%、「未記入」5.3%となっている。

(3) 放課後児童クラブの子どもの放課後子供教室への参加等について

先に放課後児童クラブから放課後子供教室への参加状況についてみたが、放課後子供教室から放課後児童クラブの子どもたちの参加の把握については、「把握している」65.8%、「把握していない」26.8%、「未記入」7.5%であった。放課後児童クラブ側からの把握に比して「把握していない」率が高くなっている。また、「把握している」市町村のうち放課後子供教室に放課後児童クラブの子どもが「参加している」629 か所（61.1%）、「参加していない」312 か所（30.3%）となっている。

(4) コーディネーター等の配置等について

1 か所の放課後子供教室のコーディネーター等の配置（表 2-1-8）は、「コーディネーター」0.85 人、「教育活動推進員」1.56 人、「教育活動サポーター」5.25 人、「その他」0.86 人となっており、合計 8.51 人がかかわっている。ただし、コーディネーターの配置については、「特例市以上」0.94 人、「町村」0.74 人であり、「教育活動サポーター」は、「特例市以上」7.03 人、「町村」3.34 人、合計では「特例市以上」9.27 人、「町村」7.60 人となっており、自治体規模に応じて配置人員に差が見られる。

配置されているコーディネーター（1,801 人）のうち肩書きについて記載のあった者（1,263 人）は、最も多いのは「地域住民」52.2%、次いで「行政職員」11.3%、「退職教員（教職関係者）」8.9%、「PTA 関係者（保護者）」5.5%、「生涯学習・社会教育関係者」3.2%、「その他」18.9%となっている。「その他」には、委託先の民間企業、NPO 法人及び社会福祉法人の職員、学生、他市住民、公民館職員等である。

また、市町村がコーディネーターに期待する役割について、最も多いのは「行政・学校との連絡調整」61.0%、次いで「企画等、指導」53.1%、「ボランティアの確保等」46.5%であった。「放課後子供教室と放課後児童クラブの連絡調整」は 18.9%であり、一体型・連携型の放課後児童クラブを実施している市町村に

おいても 23.8%となっており、放課後子供教室のコーディネーターの放課後児童クラブとの連携調整に関する役割については期待が低くなっている。

表 2-1-8　1か所あたりの放課後子供教室のコーディネーター等の配置（人）

	コーディネーター	教育活動推進員	教育活動サポーター	その他	合計
総数	0.85	1.56	5.25	0.86	8.51
特例市以上	0.94	1.00	7.03	0.30	9.27
中都市	0.85	2.49	5.33	0.78	9.45
小都市	0.77	2.10	4.16	1.23	8.25
特別区	0.76	0.73	2.73	1.39	5.61
町村	0.74	1.78	3.34	1.74	7.60
未記入	1	2	0	0	3

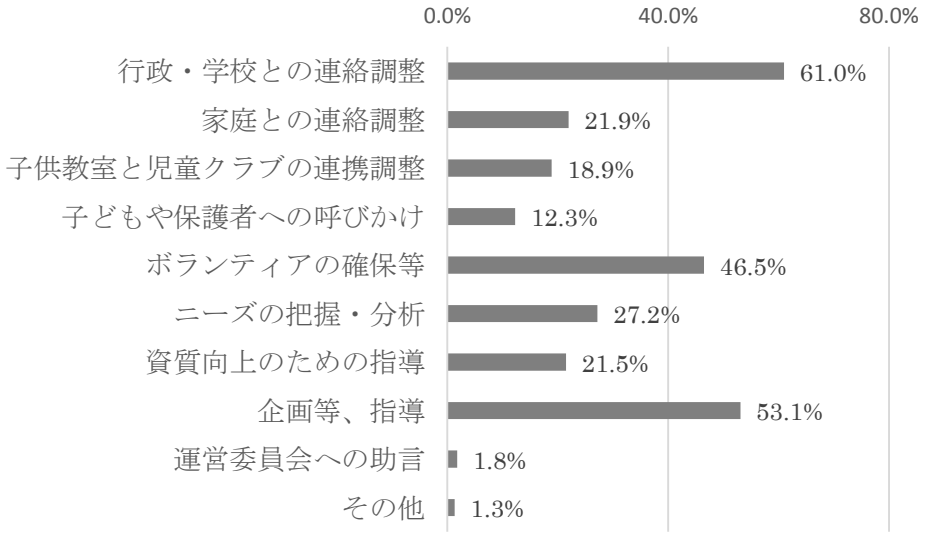

図 2-1-11　コーディネーターに期待する役割について

（5）自由記述について

放課後児童クラブの調査と同様の手続きを行った結果、以下のようになっている。

【評価】

放課後活動の充実について、「活動の充実」16 市町村（「イベントの共有、大規模な企画・運営が可能」等）、「交流の充実」5 市町村（「学年・学童クラブ等の枠にとらわれず、一緒に遊ぶことができる」等）、「地域・世代間の交流」4 市町村（「様々な職業や年代の人たちとふれあうことができ、児童の社会性を育む一助になる」等）、「安全の確保」4 市町村（「見守りの目が増えるため、活動範囲が広がる」等）、「選択肢の拡大」2 市町村（「２つの事業をニーズに合わせて利用できる」等）、「活動場所の確保」2 市町村（「放課後子供教室と校庭が使え、また放課後子供教室に参加の児童と関わ

る機会を設けている」等)、「情報の交換」1 市町村、「放課後子供教室が放課後児童クラブの代替」1 市町村。

保護者の利便性・安心の確保について、「不安が少ない」1 市町村（「同スペースで全児童が同じ活動ができている。放課後児童クラブの３年生が４年生に進級し、放課後子供教室に移行する際も不安なく、移行できる」)、「誰でも利用可」1 市町村（「誰でも利用できる（小１の壁打破)」）があげられている。

連携による事業運営の向上について、「連携・情報の共有」14 市町村（「出欠等について互いに連絡を取り合い情報共有に努めている」等)、「スタッフの確保・質」5 市町村（「放課後子ども教室に対して放課後児童クラブの指導員の方が、積極的に子どもたちの参加を促してくださり、子ども教室の指導者との連絡も密にしてくださっている」等)、「子育て環境の整備」2 市町村（「学校支援地域本部も含めて、地域ぐるみで子どもの育ちを支える仕組みが一本化できる」等)、「効率的」1 市町村（「２つの事業について同一事業者が実施しているので運営が効率的」)、「地域への影響」1 市町村（「放課後に健全な発達を促す、豊かな環境がつくられることは地域にとっても望ましいこと」)、「評価を検討中」3 市町村。

【課題】

放課後活動の充実にとっての課題は、「活動不参加の子どもの不満」2 市町村（「学童クラブが一体で参加する形をとっているので、全く興味のない児童は、放課後子供教室で問題行動をとる。放課後児童クラブサイドとしても、クラブに残る児童と別々に指導者を配置する人的余裕が無いので、一体で参加するしかない」等)、「活動時間の配慮」2 市町村（「間食・午睡時の過ごし方」等)、「安全・安心の担保」1 市町村（「保険をかけているため、ケガや物損事故等が起こった場合すみ分けが難しい」)、「スタッフの不足」1 市町村、「プログラムの不足」1 市町村（「放課後子ども教室の教室メニューが少ないので、参加しにくい」）があげられている。

保護者の利便性・安心の確保にとっての課題は、「連絡の有無」2 市町村（「放課後子供教室終了時の保護者の迎えの場所等で、クラブ・教室のスタッフ間で連絡がきちんと行き届かないことで、トラブルになったケースがある」等)、「利用料金」1 市町村があげられている。

連携による事業運営の向上にとっての課題は、「児童館を含めた事業間関係」22 市町村（「放課後児童クラブと放課後子供教室の目的が違うことから、担当の所管が違なるため、「一体型」を進めるにあたり、調整が難しい」等)、「連絡・調整の確保」22 市町村（「それぞれの運営に携わるスタッフが、互いの事業について理解を深めること」等)、「活動場所の確保」21 市町村（「子ども教室及び放課後児童クラブとも利用希望者が多いので、一体型となった場合の受け入れ場所の確保が課題となります」等)、「スタッフの不足」16 市町村（「ボランティアの人数が不足している」等)、「スタッフの格差」12 市町村（「子どもへの接し方について考え方の相異がみられる」等)、「物理的な距離の問題」7 市町村（「場所が離れているので、連携等は難かしい」等)、「委託先やこれまでの経緯」5 市町村（「放課後児童クラブ加入率が（１～４年でほぼ１００％）高く、学校と児童会館（放課後児童クラブの実施拠点）が離れているため連携型

でしか実施できない」等)、「子ども全員に対応できない」3 市町村(「放課後子供教室の方は定員を決めており、どうしても全ての児童をカバーすることができない」等)、「病児への対応」1 市町村(「放課後児童クラブの子どもが体調不良などで子ども教室に参加したくない場合には、居場所が無い」)、「事業の拡充」1 市町村、「検討中」3 市町村であった。

第 2 節　放課後児童クラブの子どもたちの放課後子供教室への参加に関わる現状と課題

１.「生活の場」としての放課後児童クラブの再確認

本調査は、「放課後子どもプラン」を策定した市町村を調査対象とした。それは、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型・連携型の取り組み等、現行の「放課後子ども総合プラン」で示された政府の方針に対して、積極的に取り組んでいるものという仮定があった。しかし、両者の関係について、1 か所でも一体型を実施している市町村は 25.0%、同じく連携型については 28.9%であった。放課後児童クラブ数では、一体型 552 か所（12.3%)、連携型 353 か所（7.8%)、両者を合計しても総数 4,502 か所の 20.1%である。また、放課後児童クラブの利用児童の放課後子供教室への参加状況を把握している市町村は、「すべて把握している」28.1%、「一部把握している」11.8%であった。これらの結果は、当初の仮定とは異なるものであった。

前節で見たように、放課後児童クラブから放課後子供教室への参加形態について、一体型では「子ども各自が放課後児童クラブから放課後子供教室に参加」272 か所が最も多く、次いで「放課後児童クラブとして参加するため、子ども全員が参加」194 か所であり、連携型では「子ども各自が放課後児童クラブから放課後子供教室に参加」177 か所と最も多くなっているが、「放課後児童クラブとして参加するため、子ども全員が参加」は 32 か所である。

ところで、放課後子供教室への参加は、事前登録制をとっている市町村が多くなっているが、登録手続きは保護者が判断して行うもので、放課後児童クラブとして行うものではない。ただし、自由記述において、「一体型を推進する上で、余裕教室のない学校においては、子ども教室と放課後児童クラブを同じ部屋で行うことになるが、放課後児童クラブの子どもが体調不良などで子ども教室に参加したくない場合には、居場所が無い」、あるいは「今年度までは、放課後児童クラブの対象児童を１～３年生としていたが、放課後子供教室の日は６年生まで含まれるため、放課後児童クラブの児童がい縮し、子供の教室のある日は毎週休むという児童がいる」との回答があった。

放課後児童クラブは、「生活の場」としての役割をもっている。しかし、放課後子供教室との一体型・連携型の実施により、あるいは「全員参加」という子ども自身が選択できない場面において、子どもの居場所を失う可能性を回避する配慮が求められる。他方、その意味では、「放課後児童クラブの子どもは放課

後子供教室に参加させない」とする強制性が含まれる参加形態の再検討が望まれる。

他方、放課後児童支援員等の放課後子供教室への関わりはどのようになっているのか。一体型・連携型ともに最も多いのは「放課後児童支援員等も子どもと一緒に参加し、放課後子供教室の活動に協力している」であった。ただし、「放課後子供教室への参加は子どもの判断に任せ、放課後児童支援員等は参加していない」「放課後児童支援員等が、参加希望者を募り、実施場所まで送迎している」を合わせ、放課後児童支援員等が放課後子供教室に参加していないのは一体型で 25.7%、連携型で 32.1%であった。具体的に支援員等が参加する場面だけではなく、事前・事後の申し送り等の情報共有・連携のあり方についても明らかにする必要があろう。

２．障害のある子どもたちの参加の現状と課題

障害のある子どもについて、放課後児童クラブでは「障害児受入強化推進事業」によって規定の障害のある子ども５人について１人以上の「障害児を受け入れるために必要な専門知識等を有する放課後児童支援員」を配置することになっている。他方、放課後子供教室においては、「特別な支援を必要とする子供たちに対する放課後等の支援活動を行う場合には、各地域の実情（活動の内容や実施日数、対象とする子供の数等）に応じて、特別支援サポーターを配置することが可能である」との規定がある。このように、障害のある子どもの受入に対する加配措置は、放課後児童クラブの場合は配置基準が明記されているのに対し、放課後子供教室の場合は配置基準の明記はない。

上記のように、障害のある子どもの利用について、放課後児童クラブにおいては「全体を把握していない」1.3%であるのに対して、放課後子供教室は「全体を把握していない」35.5%となっている。

このように、放課後児童クラブは、保護者の就労要件等の条件を満たせば、加配措置等の一定の配慮を必要とする子どもも利用できるように施策を講じており、市町村も対象者の把握に努めている。他方、放課後子供教室は、放課後児童クラブのような利用要件は課せられておらず開放的な事業ではあるが、一定の配慮が必要な子どもについては加配措置が行われず、結果として放課後子供教室に参加できず、さらに市町村も十分に対象者の把握ができていない。

ところで、放課後児童クラブを利用している障害のある子どもが放課後子供教室に参加する場合、放課後児童クラブの加配支援員はどのように動くのであろうか。放課後児童クラブに残る子どもと放課後子供教室に参加する子どもに分かれた場合、加配支援員が放課後児童クラブに残れば放課後子供教室に参加している子どもの支援が手薄になり、加配支援員が放課後子供教室に参加すれば放課後児童クラブに残る子どもの支援が手薄になる。他方で、放課後子供教室に特別支援サポーターが配置されていれば、送迎等で対応可能ではあろうが、配置されていない場合は、障害のある子どもを排除しかねない。障害者権利条

約に規定されている合理的配慮を放課後活動においてどのように具体化していくのか、新たな課題である。

３．放課後児童クラブと放課後子供教室との連携等の評価

２つの事業を一体型あるいは連携型で実施していることについて、市町村の担当職員に評価と課題を自由記述で回答いただいた。前節 1-（6)、2-（5）を踏まえ、評価と課題について検討する。

(1) 放課後活動の充実について

放課後児童クラブの子どもたちが放課後子供教室に参加して良かったと評価されている点は､｢(放課後児童クラブに在籍しない)多くの友人と関わること」ができるであった。また､｢利用の放課後児童クラブの子どもが少ない時、子ども教室の子が来てくれると遊びが盛り上がる」との評価も見られた。このことは、放課後児童クラブに在籍しない子どもにとっても、放課後児童クラブ在籍の子どもたちと交流できる点で評価できる。子ども同士の関わり合いだけではない。交流の拡がりという点では｢様々な職業や年代の人たちとふれあうこと」｢放課後子供教室のスタッフと触れ合うことも子供たちの楽しみのひとつとなっている」との記述もあった。つまり、放課後子供教室への参加は、同世代のみならず世代間を含めた交流を通じて、子どもの社会性の発達に寄与しているものと思われる。

また､｢居場所の選択肢が増え､加えて放課後児童クラブでは経験出来ない学習や体験・交流活動」ができる､｢普段とは異った雰囲気で子どもにとって新鮮な時間が過ごせる」｢子ども教室のスタッフが放課後児童クラブにはない遊びを教えてくれる」といった生活内容が多様になった点でも評価されている。

他方､｢校庭や体育館を使用することができ､子どもがのびのびと遊ぶことができる」と子どもたちの活動場所の広がりも評価点としてあげられている。とりわけ一体型で運営している地域では、放課後児童クラブと放課後子供教室が「小学校の敷地内に設置してあり、子ども達が安全に放課後児童クラブ・放課後子供教室へ通うことができる」と、安全面での評価が高い。活動の場が広がるだけではなく、安全に配慮した環境の広がりにより、子どもがのびのびと活動できるようになっている。また、連携型においても「児童館内放課後児童クラブの児童に対して、児童館内の遊戯室だけでなく、小学校の校庭などの放課後子供教室の活動部分に引率していくことにより、児童がのびのびと遊べる場を提供している」ケースもある。しかし、この点については、地域によって多様な放課後子供教室の実態（運営スタイル・実施回数・実施時間等々）があるだけに、課題点にもなっている。例えば連携型では､｢放課後子供教室と放課後児童クラブの場所が離れている場合の児童の移動方法」が課題となり、子どもの安全面への配慮とともに放課後児童支援員等への負担が生じている。つまり、活動場所そのものは安全への配慮がされていても、放課後児童クラブからの移

動が必要になる場合は、子どものみで動く場合を含めて放課後児童支援員等の安全面への配慮が課題になる。

（2）保護者の利便性・安心の確保について

保護者にとって、「自由参加可能な放課後子供教室は、放課後児童クラブまで必要としない保護者にとって利用しやすい制度と思われる」「一体型にすることで、子ども教室終了時間に保護者が迎えに来れない児童等にも対応でき、子ども教室参加を希望する児童・保護者がより参加しやすくなる」との評価があげられている。

他方で、放課後子供教室を「土曜、長期休業中（春・夏・冬休み）については、放課後児童クラブのみの利用となっているが保護者就労等の理由で、利用希望の児童（１～６年）の放課後子供教室について、特別利用申込書で受け入れを行っている」、あるいは放課後子供教室が「月曜～金曜に最長１８：３０の開設時間で実施しており、放課後児童クラブのない学校での放課後対策の一部を担っている」市町村がある。また、「放課後児童クラブの３年生が４年生に進級し、放課後子供教室に移行する際も不安なく、移行できる。兄弟の送り迎えが一箇所で済む」とする利便性があげられている。

ただし、より直接的には、放課後児童クラブ未実施の校区では「代替措置的な意味合いで放課後子供教室を実施」している、あるいは経済的困難家庭を想定して「放課後児童クラブ保育料の数千円を払えなく、放課後の時間行く場所に困っている子の受け皿として子ども教室の存在は有用だと思う」と回答した市町村もある。

これらは、放課後子供教室それ自身が働く保護者への支援としての役割を担っている点が評価されている。しかし、ここにあげられた放課後子供教室への評価は、放課後児童クラブ整備の課題であり、保護者にとって毎日安心して働き続けられるように、子どもの「生活の場」が保障されることが求められる。

（3）連携による事業運営の向上について

（1）（2）は、放課後児童クラブ等を利用する側からの評価であるが、事業を運営する側からはどのような評価がなされているのであろうか。

まず放課後児童支援員等について、一体型での実施は、「簡単に移動ができるので、指導員の負担が少ない」、あるいは放課後子供教室で多様なプログラムが提供されるので「放課後児童クラブ職員の負担軽減につながること」と、負担軽減があげられている。しかし、上述のように、連携型等の場合は「移動」に関する負担が生じる他、「開設時間が異なる（子ども教室の方が開設時間が短い）ため、共通で行えるプログラムの活動時間の確保に苦労する」等、放課後児童クラブの生活の中でいろいろと取り組もうとしても連携に時間がとられ、独自の取り組みができないという、課題にもなっている。他方で、「放課後児童クラブは地域によっては飽和状態にあり、教室との連携によって居場所の分散」しうるとの評価がある。しかし、放課後児童クラブのニーズが高まるなか支援の

単位の基礎とされるおおむね 40 人を超える放課後児童クラブがまだまだ多いのが実状だが、それは放課後児童クラブとして改善していく課題である。

他方、同じ学校内で 2 つの事業が実施されることについて、「学校との連絡・調整がスムーズである」「学校と緊密な連携が可能となる点」「学校、学童クラブ、行政職員が定期的に情報交換する機会をもち共通理解のもとで運営している」と学校との関係構築で評価があげられている。また、「多様な体験プログラムは学校だけでなく地域の協力が必要であり、うまくいけば地域ぐるみで解決する体制を構築できる」、あるいは「長期休業期間中を『連携強化期間』と設定するなどの取組により、連携を実施した教室・クラブから『体験活動の機会の充実』や『交流の機会の充実』の面で好評を得ている」として、より広い交流と地域の活性化をも視野に入れた意見も記されていた。

次いで行政担当部局についてであるが、「『一体型』『連携型』を進めるにあたり、○○課（放課後児童クラブ所管）、△△課（放課後子供教室所管）、教育委員会の 3 課による、子どもの放課後を活用した取り組みに係る共通認識が進んだ」との評価が見られる。この点について、放課後児童クラブと放課後子供教室を同一の担当課が所管する市町村、あるいは「同一事業者のため、子どもの安全面情報の共有化、学校との連絡・調整がスムーズである」として事業者レベルでの連携の工夫も見られる。

４．放課後児童クラブと放課後子供教室との連携等の課題

（1）活動場所の制約に伴う困難

まず、多くの自治体からあがっていたのが実施場所の問題である。「一体型を推進する上で、余裕教室のない学校においては、子ども教室と放課後児童クラブを同じ部屋で行うことになるが、放課後児童クラブの子どもが体調不良などで子ども教室に参加したくない場合には、居場所が無い」「低学年、高学年それぞれの活動のスペースが、体育館（小学校）の利用制限があると小学校内の利用スペースだけでは、活動が難しく、周辺施設に移動等が必要となる」「学校の余裕教室を利用しているため、充実した遊びが困難な場合がある」との回答があった。前項では、活動場所の確保が放課後活動の充実につながると述べたが、その活動場所の確保に困難をきたせば放課後活動の収縮につながる可能性がある。一体型・連携型の推進にあたっては、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の子どもたちが遊び、あるいは落ち着いて生活できる場所を確保することが今まで以上に求められる。

場所に関連して、もう一つの課題があげられる。それは、「放課後児童クラブと放課後子供教室が離れている場合の行き帰りの安全確保」、さらには「場所が離れているので、連携等は難しい」「実施場所が離れているので安全を考えれば移動はむり」「徒歩では行来が出来ないこと」である。これらは、中都市を含め地方部の市町村において記述されていた。放課後児童クラブと放課後子供教室の実施場所が離れている場合、送迎バス等の移動手段の確保がなければ連携す

ることが困難になる。また、移動中の子どもの安全を確保するためにも、放課後児童支援員等は容易に動くことができず、連携型を進めていく障壁になっているものと思われる。

(2)参加人数の課題

また、場所の課題との関連もあるが、参加する子どもの人数に関する回答も少なからず見られた。「人数が多い学童や子ども教室は児童をまとめることがより大変になっている」「参加自由の行事に、放課後児童クラブの子供が大量に参加すると、参加者が増えすぎてしまうことがある」「限られた数のボランティアで運営する放課後子ども教室側において、今以上の人数を放課後児童クラブから受け入れることが、体制面で困難な教室がある」等、参加する子どもの数が想定よりも多くなることによって活動に困難をきたしている。これらは、主に室内での活動場面を指しているものと思われるが、企画段階からの連携・調整とともに、受け入れ体制（場所、人）の整備の課題でもあろう。活動プログラムによっては参加する子どもの数が多くなれば取り組めないものもあるであろうが、企画立案段階から両事業の間で検討を重ねる必要がある。

他方で、「連携が取れていないこともあり、放課後子供教室に参加している放課後児童クラブの子どもは少ない。放課後子供教室に定員があることも利用実態が少ない要因となっている」市町村もある。放課後児童クラブでは「支援の単位」は「おおむね 40 人以下」とされているものの、一体型等で活動する場合の適正な集団規模について検討する必要がある。

（3）活動時間の課題

放課後児童クラブの関係者の中では、放課後子供教室に参加した子どもたちに、いつおやつを提供するのが適切なのかという課題が検討されているが、おやつだけの問題ではない。両事業の連携等、「積極的に共催行事を行いたい半面、事業の目的が異なることから、各事業の行動の仕方や、活動時間の違いなどにより、日程の時間調整が難しい」との記載がある。放課後児童クラブと放課後子供教室のそれぞれのプログラムをどのように調整すれば子どもたちの活動がスムーズにいくのか、その改善策を模索している現場は少なくない。

（4）全員参加型にみる個と集団の関係

他方で、「放課後児童クラブの対象児童を１～３年生としていたが、放課後子供教室の日は６年生まで含まれるため、放課後児童クラブの児童がい縮し、子供の教室のある日は毎週休む」「放課後児童クラブが一体で参加する形をとっているので、全く興味のない児童は、放課後子供教室で問題行動をとる。放課後児童クラブサイドとしても、クラブに残る児童と別々に指導者を配置する人的余裕が無いので、一体で参加するしかない」というケースがある。子どもの放課後活動の充実に資するとの判断から、あるいは放課後児童支援員等の配置上の課題等によって、放課後児童クラブとして全員が放課後子供教室に参加する

事業所も少なくない。しかし、特に全員参加型の事業所では、上記のような子どもがいることを把握した上で配慮のある対応が求められる。

（5）保護者の利便性と子どもの活動の保障

ある市町村では、放課後子供教室を週 1～3 回開催していたが、放課後児童クラブの対象年齢が上げられたことに伴い入室児童が増加しており、「放課後子供教室が毎日開催されれば、保護者の勤務時間が短い児童は、放課後子供教室を利用し、勤務時間の長い児童は放課後児童クラブを利用することで、それぞれの環境を整える必要」があるとしている。しかし、放課後子供教室を毎日開催できる場所や対応できる人材を確保することに困難を抱えている市町村は少なくない。また、放課後児童クラブは毎日の「生活の場」を保障する役割を担っているが、放課後子供教室はそのことを直接の目的とはしていない。一体型等の活動の連携を進めていくことの前提として、事業目的や指導員等が果たす役割も異なることを周知する必要がある。

５．事業運営上の課題

（1）関連施策との調整等の課題

上記のように、活動場所・スペースの確保は大きな課題となっている。一体型について、「小学校の余裕教室の確保が難しい」「一体型の学校内での実施を推進しているが、学級増等により事業スペースが確保できない状況になりつつある」「学校の余裕教室の配分について、学校及び放課後子供教室との調整が課題である」。

ただし、放課後子供教室の開催頻度は多様であり、平日は毎日実施している放課後子供教室から年間数回のみのものまであり、開催頻度によっては「一体型にする意味があまりない」。他方で、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携等に対する疑問もよせられた。一つは、「放課後児童クラブの実施により、すでに安心して過ごせる生活の場の確保はできていると考えており、一体型になったからといって、さらにそのレベルが上がるのか？その効果を疑問視している」とするものである。放課後児童クラブに対する評価を前提として、放課後児童クラブの子どもたちの視点からあえて一体型を推進する意味を問うている。もう一つは、「小学校区毎に児童館が設置されています。そういった環境、条件の中で放課後子供教室を実施すると、事業内容、対象者等かなりの部分で重複が生じます。放課後子供教室は補助金上も時間、日数に制限があり、一方的に放課後子供教室と放課後児童クラブの連携のみに注力する方針には疑問を感じます」というものである。すべての子どもたちの放課後の生活を充実させる視点から、放課後児童クラブや放課後子供教室以外の関連事業との調整を含めて検討されるべきであると指摘されている。

（2）スタッフの確保の課題

スタッフの確保について、「放課後子供教室の担い手が十分に確保できず、教室の実施が限定的になっている地域では一体型も連携型も困難」等、少なくない。そのため、「近年は、放課後子ども教室の人材不足で教室メニューも少なくなってきており、参加しにくい」等、多様な活動を展開する条件が欠けている。また、別の市町村では、放課後子供教室の「補助単価が少ないことから、実施回数やボランティアの確保のみならず、ボランティアへの謝金も充分支払える額とならないことが課題」としてあげられている。他方で、放課後子供教室のスタッフ不足を補うために、「一部の学校では児童の参加に保護者の協力を条件としていることから、放課後児童クラブの児童の参加ができず、両事業の一体化を推進するうえでの阻害要因となっている」、あるいは「児童クラブの支援員が、子ども教室の手伝いに行くとクラブ室の管理、安全面でスタッフ不足になってしまう」状況にある。

他方で、放課後子供教室のスタッフの「子どもへの接し方・見守り方」については、肯定的な記載もあったが、疑問視するものもあった。どのようにスタッフの水準を確保するのかが課題となる。また、行政職員と放課後子供教室のスタッフとの間で「子どもへの接し方について考え方の相異がみられる」、あるいは「放課後児童クラブの支援員と、子ども教室のスタッフ間で話し合いがうまくいかない」等、互いの理解と協力、情報共有ができる資質も問われる課題である。

(3) 事業趣旨の違いへの理解不足

上記のように連携等を進めていく上ではスタッフ等の話し合いの機会を持つことが重要になってくるが、その際に、「それぞれの運営に携わるスタッフが、互いの事業について理解を深めること」「事業主旨の違いが、子どもへの関わり方の違となって表われることがある。連携を進めるなかでお互いの理解のためにも、それぞれの事業主旨を考える機会を持つことが重要」になってくる。一体型での実施についても、放課後児童クラブと放課後子供教室の事業目的は同じではない。つまり、毎日の「生活の場」として帰ってくる子どもたちに対し、継続して通ってこられるように安心できる人間関係を紡ぎ成長を育む放課後児童クラブと、週の内何回か「遊び場」の一つとして遊びに来る子どもたちを安全管理する放課後子供教室と、スタッフ等に求められるものも異なる。

それにもかかわらず、「保育料を徴収し、支援員の管理責任のもと児童を預かる放課後児童クラブと、一方、ほぼ無料で預かる放課後子供教室を併用するにあたり、事業の総合性、保育料とのバランスをとるのが難しい」、あるいは放課後児童クラブと放課後子供教室のスタッフの「子どもとの関わりに大きな差がないこと」「放課後児童クラブ職員と放課後子供教室安全管理員の賃金(謝礼金)の差」が課題であるとされている。

その他、「放課後子供教室から放課後児童クラブへの移行が地域の要望となっており、対応等が課題になっている」市町村もある。

一体型等を推進するためにも、放課後児童クラブと放課後子供教室の事業目

的の違い等について改めて関係者の理解が求められる。

（4）行政内部の課題

既述のように、「放課後子どもプラン」以降、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携等がすすめられ、民生・福祉部局と教育部局との共通認識が進んだとする市町村がでてきている。しかし、「放課後子ども総合プランを充実させるために先ずは行政職員がコーディネーターとして両事業の連携を図るべき」との意見や、依然として「担当部局が、それぞれに違っており、事業どうしの調整が課題」「教育委員会と福祉部局の異なる事業を、どう歩み寄り、展開していけるか」が課題となっている状況である。一方で、「教室担当部局が放課後子供教室実施の必要性を感じていない」「事業内容が違うため、一体型にするのは難しい。現時点で連携は考えていない」など、連携等をする以前の課題を抱えている市町村もある。さらには「首都圏、都市部と地方の実情は違うので一律の制度で運用することに違和感がある」と、市町村の実情に応じた取り組みを行えるようにとの要望もある。

以上見てきたように、「放課後子どもプラン」以降取り組みを進めている市町村の状況を見てきたが、連携等が進められている市町村では評価できるところもあれば、多くの市町村で課題が山積していることがわかった。今後はそれぞれの状況に応じて課題解決に向けた尽力が期待されるところである。

第３節　考察

１．放課後児童クラブと放課後子供教室の活動場所をめぐって

本調査結果において、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携等については交流と活動が充実したとの評価がある一方で、活動場所の確保に苦労している市町村も多く見られた。「放課後子ども総合プラン」において、「余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等の徹底的な活用を促進する」とされているが、さらなる推進を図るためには活動場所の確保・調整をしていくことが第一の課題である。地域によっては、児童数が増えたため余裕教室自体がない小学校もあり、放課後児童クラブや放課後子供教室の現場レベルだけではなく、行政レベルでも取り組むべき課題といえる。

たとえば、子どもたちの活動・遊びスペースについて、体育館や校庭の使用制限の問題が悩みとしてあげられていた。学芸会や卒業式・入学式等の学校行事がある場合は一定期間の使用制限があり、あるいはクラブ活動や委員会活動、さらには地域のスポーツチームの活動等のために施設設備を使用しているなど、小学校としても放課後児童クラブや放課後子供教室の活動を制約せざるを得ない状況にある。また、低学年が授業が終了していても高学年の授業があるために、校庭を使用禁止にしている小学校もある。そのため、限られた施設設備をどのように有効活用、あるいはシェアをしていくか検討していくことが求めら

れる。子どもたちの放課後の活動や生活を保障するためには、校庭等の施設設備の使用方法について教育委員会で検討し改善を図っていかなければならない問題である。

活動場所については、放課後子供教室や連携等の取り組みだけではなく、小学校内で運営している放課後児童クラブにとっても大きな課題である。小学校の施設設備に制限がかかる場合、あるいは雨天時等は、放課後児童クラブの「専用区画」の中で「すし詰め状態」での活動を余儀なくされる。「放課後子ども総合プラン」では、新たに放課後児童クラブや放課後子供教室を整備する場合は、「学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約 80%を小学校内で実施する」とされる。しかし、既存の放課後児童クラブ等を含め、教育委員会において施設設備の確保、および使用に関する方針を策定しなければ、放課後の子どもたちの活動・生活環境の改善は望めない。

２．放課後児童クラブの役割の再確認

すでに見てきたように、放課後子供教室のスタッフ確保の問題は、その地域の放課後子供教室開催の回数や内容にも影響しているだけに深刻な課題である。

スタッフ数の確保の問題に限れば、大学と提携したり、PTA の OB 等、放課後の時間帯に地域で生活している住民が担い手となっている地域もあるので、放課後子供教室を活発に取り組んでいる地域に学びながら、各地域の実情に応じて進めていく必要がある。ただし、放課後子供教室や放課後児童クラブは、子どもにかかわる事業であるため、人数を集めればすむ問題ではない。自由記述欄で放課後子供教室のスタッフの対応の仕方を課題としてあげている市町村もあった。これは、熱意がある適切な人材に恵まれた地域からはでてこない課題であるが、後継者への引継ぎ等を考慮すればすべての地域に共通した課題である。少なくとも、子どものとらえ方、かかわり方、配慮を必要とする児童の理解と対応の研修が求められる。

他方で、スタッフの問題で危惧されるのは、一体型等の取り組みが進んでいけば、「放課後児童クラブに支援員がいるのだから、支援員に見てもらえばよいのではないか。放課後児童クラブや放課後子供教室に分け隔てするのではなく、支援員にすべての子どもを見てもらう体制にすればよいのではないか」という議論になっていくことである。すでに、「放課後子どもプラン」の時代に、放課後児童クラブと放課後子供教室の実施要綱を「放課後子どもプラン推進事業」に一本化したことを受け、両事業の場所及びスタッフが同じで、子どもも分け隔てがない一体的に運営する事例が生じている。先行した事例では十数年を経ているが、「放課後子ども総合プラン」が提起され、「放課後児童クラブ運営指針」や同事業の基準である「放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が策定された背景には、放課後児童クラブの機能や役割が改めて見直されたことがある。先の総合プランや運営指針では、放課後児童クラブは「生活の場」としての機能を十分に担保すること、支援の単位をおおむね 40 人以下とするこ

とがうたわれている。その意味を十分に理解しなければならない。

３．全員参加における留意点

繰り返しになるが、放課後児童クラブから放課後子供教室への参加形態は各地の実情に応じて多様である。放課後子供教室への参加形態としては、保護者の申請により登録された子どもが各自で選択して参加するか、放課後児童クラブとして全員で参加するかという、2 つの形態に大別される（放課後子供教室の開催は年数回から祝・日を除くすべて等、多様である）。ただし、放課後児童支援員等の体制のため、あるいは子どもの活動のために、強制性のある全員参加という形態が子どもにとってどのような影響を与えるのかは、個別ケースを含めて検討する必要がある。

ある市町村では、「放課後児童クラブは地域によっては飽和状態にあり、教室との連携によって居場所の分散」が図られることが評価されていた。この点については、放課後子供教室に引率する放課後児童支援員等と放課後児童クラブに残る支援員等の分散体制になるために、参加する子どもの数によっては分散することで「すし詰め状態」の緩和につながる。しかし、子どもの意思よりも集団規模を分散させることが優先されることになれば、自由にすごす子どもの選択を侵害する危険性があることにも留意が必要である。

４．事業の目的等の違いについて

最後に、改めて両事業の目的等の違いを確認しておきたい。放課後児童クラブは、「保護者が労働等により昼間家庭にいない」児童に対し、「適切な遊び及び生活の場を与えて」、「発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図る」ことを目的としている[5]。他方、放課後子供教室は、「様々な教育支援活動」（学習支援、「小 1 の壁」の打破、多様な体験・活動）を通じて、「子供たちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化や子供たちが安心して暮らせる環境づくりを推進する」ことを目的としている[6]。両事業とも子どもたちの自主性等の向上を掲げているが、その過程が異なっている。すなわち、放課後児童クラブは「遊び及び生活の場」を通した支援であるのに対し、放課後子供教室は「教育支援活動」として位置づけられる。

これまで見てきたように、放課後子供教室ではボランティア等の参加状況等に応じて活動内容のみならず、開催日等も影響を受けている。他方の放課後児童クラブは、省令として職員の配置や設備基準等が定められ、運営指針も通知

5 2015 年 5 月 21 日「『放課後児童健全育成事業』の実施について」雇児発 0521 第 8 号
6 2015 年 3 月 31 日「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領」

されており、安定した「生活の場」として機能しうる体系が整えられている。

ところで、行政担当部局からの回答の中に、放課後に安心して子どもが活動できる場所を求めてはいるが、放課後児童クラブの保育料負担を回避するために放課後子供教室を利用しているという記述があった。上記のように、両事業の活動内容は異なるものである。さらに、「放課後児童クラブ運営指針」には、「子どもの発達や養育環境の状況等を把握し、子どもが発達面や養育環境等で固有の援助を必要としている場合には、その援助を適切に行う」こと、あるいは児童虐待を含め「特に配慮を必要とする子どもへの対応」、「保護者との連携」が、放課後児童クラブおよび放課後児童支援員に求められている。

一方、放課後子供教室にも「保護者等への家庭教育に関する情報や学習機会の提供、相談対応」等の「全ての親が安心して家庭教育を行うための支援活動（家庭教育支援活動）」が位置づけられているが[7]、その役割を担う家庭教育支援員は時間単位の報酬が支払われるのみで、その配置は任意である。放課後児童クラブにおいては、経済的困難をはじめ養育環境に困難を抱えるケースにおいて、子どものみならず保護者もまた安心して利用できる環境の整備が求められている。そのため、両事業を代替的に運用・利用することは、それぞれに求められている機能を形骸化させる可能性がある。

放課後児童クラブと放課後子供教室の連携等を進めていくためには、両事業の担当者のみで調整するのではなく、担当部局、関連事業を含めた施策間の整理等、検討すべき課題が多くある。「放課後子ども総合プラン」で求められているのは、両事業を代替的に運用することではなく、連携等の推進である。その前提には、放課後児童クラブと放課後子供教室が本来の事業目的等を十分に達成していることが求められる。

7 2015年3月31日「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領」

第３章　ヒヤリング調査結果から

第１節　ヒヤリング調査の実施内容

本研究会では、前章で述べた市町村アンケートと並行して、放課後児童クラブと放課後子供教室との連携等について、放課後児童クラブ関係者からヒヤリング調査を実施した。その際、以下の類型化により、ヒヤリング対象を選ぶこととした（表3-1-1）。

表 3-1-1　ヒヤリング調査の類型

地域	放課後児童クラブの運営形態	取り組み類型
都市部	公営	一体型
		連携型
		単独型
	民営	一体型
		連携型
		単独型
地方部	公営	一体型
		連携型
		単独型
	民営	一体型
		連携型
		単独型

まず、連携等のあり方について「一体型」、「連携型」、「単独型」に分類した。一体型については、「一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものをいう」とされている[1]。このことから、「連携型」とは、放課後児童クラブや放課後子供教室のどちらかが小学校内ではない場所で実施しているなどで、放課後児童クラブの子どもが放課後子供教室に参加するなどの連携が図られているもの。「単独型」とは、放課後児童クラブや放課後子供教室のどちらかが小学校内ではない場所で実施（または未実施）しているなどで、かつ、放課後児童クラブの子どもが放課後子供教室に参加せず、連携が図られていないものをいう。

また、都市部と地方部では、その地域の子どもの人数や小学校の状況、子どもたちの生活環境、保護者の就労環境などにより、放課後児童クラブや放課後子供教室には特徴があることが考えられる。そのため、都市部と地方部を分けて類型化し

[1] 2014年7月31日「『放課後子ども総合プラン』について」26文科生第277号、雇児発0731第4号

た。加えて、放課後児童クラブの運営形態が公営（市町村の直営）と民営（市町村が民間団体等に委託や補助をして運営）でもそれぞれの特徴が考えられる。これらの観点から 12 類型に分類した。

ヒヤリングの内容は、表 3-1-2 に示す。また、ヒヤリングの対象は、市町村アンケートの回答があった市町村から、類型化にそって選定し、該当市町村内の放課後児童クラブの実施運営者または職員（指導員）等である。

表 3-1-2 ヒアリングの質問項目

1．放課後児童クラブにおいて大切にしている「もの／こと」は何ですか？　また、その理由はなんですか。
2．子どもが成長・発達したなと感じるのはどのような場面ですか。また、その理由はなんですか
3．継続的な関わりが必要と判断したケースはありますか
4．放課後子供教室はどのような場だと感じておられますか。また、その理由は何ですか
5．（一体型・連携型のみ）放課後子供教室とのかかわりについて 5－1　子どもの参加の仕方はどのようになっておりますか 5－2　職員の参加の仕方はどのようになっておりますか
6．（一体型・連携型のみ）放課後子供教室に参加するようになって、子どもにとってよかったと思うことは何ですか。また、その理由は何ですか
7．（一体型・連携型のみ）放課後子供教室のコーディネーターとどのような関係を築いていますか（企画の調整・運営、子どもの参加の仕方等）
8．（一体型・連携型のみ）放課後子供教室に参加するときに、安全面での配慮をどのようにしていますか
9．（一体型・連携型のみ）放課後子供教室とのかかわりで子どもおよび職員にとって課題だと感じることはありますか。また、その理由は何ですか
10．（一体型・連携型のみ）放課後子供教室とのかかわりの中で、放課後児童クラブの活動内容に変化はありましたか
11．（一体型・連携型のみ）今後、放課後子供教室とのかかわりにおいて、どのようにすれば子どもの成長・発達を促進する事ができると思いますか
12．（単独型のみ）放課後児童クラブにおける安全面での配慮をどのようにしていますか
13．（単独型のみ）放課後児童クラブの活動において児童館や小学校の校庭等を利用する場合にどのような連絡・調整をしていますか
14．（単独型のみ）放課後児童クラブの活動内容の幅を広げるために放課後子供教室との連携等は有効だと思いますか
15．（単独型のみ）今後、放課後子供教室とどのように連携していきたいと考えておられますか

第２節　類型別の事例

＜１＞　都市部・公営・一体型の事例

◆放課後児童クラブの実施状況
・運営形態　公設公営
・実施場所　小学校内の独立施設（プレハブ）
・入所児童　小学３年生まで29人　（障害のある子どもは６年生まで７人）
・指導員　　常勤２名と障害児加配非常勤職員１名
・開設時間　月から土まで。午後６時まで（延長は７時まで。６時以降は保護者のお迎えは必須）。
・保育料・おやつ　月額約5,000円、おやつ有

◆放課後子供教室の実施状況
・運営　　小学校区放課後対策事業実行委員会
・実施場所　小学校内の余裕教室および運動場、体育館等
・実施日　　月曜日から金曜日まで毎日の年間192日。午後２時から午後５時
・プログラム等　自由遊びが主体。毎週水曜日に近くの公民館で囲碁教室
・スタッフ等　コーディネーター１名・安全管理員25人・囲碁指導者等８人
・参加者数　登録は325人（全校生徒数は353人）。１日の平均参加者数54人
・事業開始年　2008年４月

（１）　放課後児童クラブの育成支援の方針、子どもの生活環境など

・子どもが「安心・安全」な心と身体の居場所として自分らしく生活するとともに、多くの友だちや地域の人々との出会いや日々の生活や遊びの中で、人に対する思いやりや優しさを育み、お互いに認め合い、人の痛みがわかる豊かな感性を持つ子どもに育つような放課後児童クラブを目指す。

・主な生活の内容は、学校から帰ると宿題を済ませて、自由遊び（この時間に、放課後子供教室に参加して一緒に遊ぶ子どもが多数）、４時 15 分に集合しておやつ、当番活動、帰りの会（延長保育がある子どもは７時まで）。

・安全・安心に過ごせるように自主性を重んじ、自分たちで決めて自分たちで行動する主体性を重視。一人ひとりが安心して過ごせるには、自分の思いだけでなく、相手の思いも理解していくことが必要。

・支援が必要な子どもが多いので、指導員は加配されているが１対１対応の必要な子どももいるので、すべての指導員が常に目をとめておくことが必要。また、周りの子どもから「どうしてあの子だけ」と言う子もいるので、周りの子どものその子への理解も必要。支援の必要な子も、１年生に入ってきた頃と３年生になった頃では他の子どもへの関わりもできるようになってくる。集団の中で生活していることによってお互いが成長している。

・放課後児童クラブは指導員と子どもたちの継続的な関わりが必要だが、指導員に異動があることもあり、難しい面もあるが、一人ひとりによって信頼関係がつくれる関わり方は違うので、指導員も一人ひとりへの関わりに対する目標やねらいをもって関わっている。指導員の仕事は、継続的な関わりのなかかから信頼関係をつくることが求められる仕事だと思う。
・３年生になると、指導員と同じような気持ちで「自分たちが放課後児童クラブをつくっている」という感覚が生まれてくるようだ。
・保護者会があり、２か月に１回は保護者会を開き、子どもたちの様子を伝えたり、行事の相談をしている。保護者と一緒に行う行事は、「新入生歓迎会」「夏祭り」「ミカン狩り」「クリスマス会」など。保護者との関わりは、学年別懇談会、連絡帳は全員の保護者とやりとりしている。
・いまの子どもたちの世界では、友だち関係も含めてゲームが大きな影響を与えている。子どもたちがゲームではなく、集団で遊べる場所、遊びや活動を通して子どもたちの関わりができる放課後児童クラブはあらためて大事な場所ではないかと感じる。

（２）　放課後子供教室との連携等について
・この校区の放課後子供教室は、熱心な地域の方が多く、毎日実施している。しかも、自由遊びをたいへん大事にして活動している（他の校区ではイベント型が多いところも少なくない）。学校の１教室が専用室になっていて、ロッカーなどがあり、カバンをしまって、宿題をして、それから校庭や体育館などで自由に遊ぶという流れになっている（午後５時まで）。
・放課後児童クラブの子どもたちも、学校から帰ってくると宿題をして、その後は放課後子供教室の子どもたちと一緒に自由遊び（室外遊び）をする。午後４時 15 分に放課後児童クラブの子どもたちは児童クラブに戻ってきて、おやつを食べ、当番活動や自由遊びをしている。毎日、大勢の子どもたちが放課後子供教室に参加している。
・放課後子供教室は、毎日、８人くらいのスタッフ（安全管理員）がいて、子供教室専用室、運動場、体育館などに分かれて子どもを見守っている。
・放課後子供教室のスタッフと指導員は学期に１回は打ち合わせを行っている。出席するのは、コーディネーター、安全管理員、小学校区放課後対策事業実行委員長、指導員など 10 名程度。
・放課後児童クラブの子どもたちにとっては、放課後もクラスの子どもや地域の子どもと一緒に遊べる良い機会になっている。クラスの友だちと約束して参加している子どももいる。放課後児童クラブは３年生までだが、高学年の子どもたちとサッカーなどのボール遊びをする姿も良く見かける。
・放課後児童クラブの指導員は、参加して一緒に遊ぶ。常時３人体制なので、校庭や体育館にも分担して参加できる。
・放課後児童クラブの子どもたちが参加して一緒に遊ぶのは良いことだが、放課後児童クラブの固有の時間が制限される面もあり、放課後児童クラブの子ども

が一緒に遊ぶ時間や独自の取り組みをする時間の確保も必要。

＜２＞　都市部・公営・連携型の事例

◆放課後児童クラブの実施状況
・運営形態　公設公営
・実施場所　余裕教室１部屋
・入所児童　小学３年生まで37人　（障害のある子どもは４人）
・指導員　　常勤１名、非常勤１名、アルバイト１名（加配担当）
・開設時間　午後６時15分まで（保護者のお迎えなし）。月～金まで開設
・保育料・おやつ　　月額5,000円、おやつ有（月額1,500円）
・事業開始年　1964年

◆放課後子供教室の実施状況
・運営　　行政と地域が運営
・実施場所　小学校内の余裕教室および運動場など。余裕教室を専用室として確保（ランドセル置き場もある）
・実施日　　月曜日から土曜日まで毎日、長期休業期間も実施。
　　学校終了から午後５時
・プログラム等　自由遊び（専用室、校庭など）。体験活動（行事は月3-4回、将棋クラブなど５つのクラブ活動）。
・スタッフ等　行政職員１名と非常勤職員２名、コーディネーター１名、地域スタッフ５名
・参加者数　登録児童数は全校生徒数（約260人）の約９割
　　１日の平均参加者数約70人（児童クラブの子どもを含む）

（１）　放課後児童クラブの育成支援の方針、子どもの生活環境など

・放課後児童クラブが目標としているのは、昨年と今年では変えた。「放課後児童クラブ運営指針」（厚生労働省）を踏まえた内容にしている。生活支援…日常の生活習慣の確立、遊び…異年齢集団でその良さを生かした仲間づくり、安全対策・危機管理…日常的な安全指導、児童が自分で自分の身を守る力を育む援助。

・主な生活の内容は、学校から帰ると学習タイム（30 分）、その後自由遊び（この時間に、放課後子供教室の子どもたちと一緒に遊ぶ、放課後子供教室の行事に参加する）、４時 45 分に放課後児童クラブに戻り、おやつ、帰りの準備、帰宅（帰宅時刻は時間が異なる３パターンある）。

・育成支援では次の７点を目指している。①子ども自ら進んで通う、②子どもが見通しを持って主体的に過ごせる、③生活を通して基本的生活習慣を習得する、④発達段階に応じた主体的な遊びや生活、⑤自分の気持ちが表現できるようにする、⑥栄養面・活力面からおやつを提供する、⑦緊急時に適切に対応する。おやつは、手作りを出すことやおやつの時間を通じて、「生活の場」「子

ども同士のつながり」を大事にしている。

・放課後児童クラブは、1年生から3年生までの異年齢の子どもたちが一緒に生活しており、学校にはない良さがある。1年生の子どもたちが1年1年を過ごす中で、自分たちで決めて行事を催したり、学年を超えて関われるようになる。友達と遊べなかった子が、自分の気持ちを出せるようになったり、イライラしていた子が学年の違う友達と気があったり、楽しく遊べるようになっていく。放課後児童クラブでは、そういう子どもたちの成長が感じられる。

・保護者とは、連絡帳や学期に1回の保護者会、必要に応じた個人面談などを通じて、子どもたちの良いところを伝えていくことを大事にしている。困難な家庭状況を抱えている保護者には、いろいろな機関とも連携しながら関わっている。

（2）　放課後子供教室との連携等について

・放課後子供教室は、行政が 2015 年度から、各小学校区で推進している（小学生は児童館利用から切り替えていく）。放課後児童クラブと放課後子供教室を同じ学校内で行い、自由活動の時間は一緒にあそぶ・活動するもの。

・行政がつくった放課後子ども総合プランを推進する施設があり、二つの小学校内で実施している三つの放課後児童クラブと二つの放課後子供教室を管轄して、地域の協力を得て、運営している。放課後子供教室のスタッフと放課後児童クラブ指導員が協力して運営している。打ち合わせも放課後児童クラブの職員会議とは別に、このメンバーで毎日行っている。

・放課後児童クラブも放課後子供教室も、学校から帰るとまず 30 分の学習タイムがあり、その後、4時 45 分まで、一緒に自由遊びや行事に参加して遊ぶ。放課後児童クラブの子どもたちは4時 45 分からクラブ室でおやつを食べるが、放課後子供教室の子どもたちは4時 45 分から帰り支度をして帰って行く。

・放課後児童クラブの子どもたちだけの時間が少ないので、当初は、放課後児童クラブの子どもたちの集団のまとまりや友達関係が薄れるかと心配したが、そういうことはない。放課後児童クラブでは、年間 37 回の「リクエスト遊び」の時間を設け、そのときは放課後子供教室から早く戻ってきて、みんなで遊んでいるので、異年齢での子ども同士の関わり合いなどもある。

・放課後子供教室の利用には、一般利用があり、登録しても自由参加なので、出席をとることはないが、「特例利用」という利用の仕方もあり、放課後児童クラブの子どもたちが3年生で卒所すると（対象は3年生まで）、保護者の就労証明書などをつけて「特例利用」を申し込む。その子たちは5時 30 分までみてくれて、出席確認もする（ただし、欠席するかどうかは家庭の責任で決めてもらう）。そのやり方になって、高学年を持つ保護者からは「放課後児童クラブが終わったら放課後子供教室に行けるから安心だ」と言われている。

＜３＞　都市部・公営・単独型の事例

◆放課後児童クラブの実施状況

・運営形態　　公設公営
・実施場所　　公共施設併設の児童館内の放課後児童クラブ
　　（小学校から徒歩５分～10分ほどにある）
・入所児童　　小学３年生まで57人　（障害のある子どもは１人）
・指導員　　常勤４名とアルバイト２名～３名
・開設時間　　午後６時まで。月から土まで開設
・事業開始年　1973年

◆放課後子供教室の実施状況

・運営　　PTAや地域住民等で組織する学校を応援する団体
・実施場所　小学校内の余裕教室を専用として使用し、運動場なども活用。
・実施日　　月曜日から金曜日までほぼ毎日の年間154日
　　学校終了後から午後５時（11月から２月は４時30分終了）
・プログラム等　自由活動（校庭、室内活動室、図書館等利用）。自主学習。
　　放課後児童クラブとの連携事業（年５回）
・スタッフ等　コーディネーター１名・教育活動推進員２人・教育活動サポーター２人
・参加者数　登録児童数は196人（全校生徒数の半数以下）。
　　１日の平均参加者数20人

（１）　放課後児童クラブの育成支援の方針、子どもの生活環境など

・目標としているのは、①子どもたち一人ひとりにとって、放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場にする、②異年齢の関わりの中で、お互いの個性や存在を認め合い、思いやりの心を身につける、③日常生活の中で基本的な決まりを守り、お互いに気持ちよく生活できるようにする、こと。
・主な生活の内容は、おやつ、遊びなど。帰室後、子どもたちと今日の予定の確認などを行い、おやつの時間までは自由に遊ぶ時間（この時間に児童館に遊びにいく子が多い）、おやつ後は公園や児童館などで遊ぶ。
・放課後児童クラブで最も大事にしていることは、一人ひとりが毎日通ってくることができ、安心して過ごせる場とすること。子どもたちが主体的に通うことが必要で、そのためには、指導員との良好な関係や、楽しい活動などもあるが、一番は毎日一緒に生活して遊ぶ仲間・友達との関係ではないか。
・子どもたちはハンディキャップを持つ子や落ち着かない子など、いろいろな子がいる。異年齢集団でもあり、お互いが気持ちよく、一緒にいられる関係をつくることを大事にしている。お互いの個性を認め合える関係をつくっていくこ

とがとても大事だと思う。そして、集団での生活で必要なルールを守り、みんなが楽しく安心して過ごせる場所にしていくことを大切にしている。

・子どもにとって成長・発達というのは、子どもたちが毎日気持ちよく明日も来たくなる時間・空間・関係が必要であると思っている。３年間のスパンで子どもの成長や発達をみていくと大きく変わっていると感じられる。いろいろな経験を積むなかで、その子にとって乗り越えていく精神的な強さや豊かさが育っていくのではないか。３年生になってくると一緒に生活していて、運営の一端を担っているような気持ちになっていく。これも発達ではないか。

・障害のある子どもにとっては、指導員が継続的に関わりのなかで理解を深めていくことが必要。１年生のときの状況から「どうしたら精神的な落ち着きや、その子にとって楽しい場所になるのか」をずっと考え続けて関わっていくなかで、他の子との関係ができていくことがある。

・保護者との関係も継続的な関わりが求められる。忙しい保護者も多く、それぞれの家庭で目が行き届かないこともあるなかで、その子を一緒に見ていくなかで、相談できる関係が作られたり、指導員との信頼関係が生まれてくるのは、継続的な関係があったからこそ。

・「日常の継続」だけでなく、時には、イベント的な活動にも取り組むことで、子どもたちの関係が変わったり、広がったり、いろんな関係が作られることがあるので、ここも大事にしている。

・児童館併設の放課後児童クラブなので、児童クラブ以外の子どもたちとも日常的に遊ぶことができることは良いこと。児童館も常連の子どもがおり、いろんな関係が作られていく。

（２）　放課後子供教室との連携等について

・行政として地域の人が学校をサポートする方針を持っていて、放課後子供教室もそのひとつ。地域の方々がボランティアで実施している。イベント中心のところもあるが、この校区の皆さんは「子どもの見守り」に徹しようということで、毎日、自由に遊ぶ活動をしている。

・余裕教室を専用に使っているが、校庭や図書館なども利用して自由に遊んでいる。小学生の半数近くは登録しているが、毎日参加している子どもたちは 20 人ほど。放課後児童クラブは、小学校から離れていることと、児童館の中で地域の子どもたちとも一緒に遊べるので、参加していない。ただし、放課後児童クラブの子どもたちが指導員の引率のもとで小学校校庭に遊びに行くときがあり、そのときは一緒に遊んでいる。

・「放課後子どもプラン」ができたときの行政の方針は、①居場所の共有、②連携事業、③運営に関する定期会議の開催、であった。ここは、小学校から離れているので「連携事業」を行うことになった。年間５回の「連携事業」として、放課後児童クラブの子どもと指導員が小学校に行き、一緒に「どろけい」「工作」などを行っている。放課後児童クラブが中心になってやっており、児童クラブの子どもたちも全員参加でいわば放課後児童クラブの「行事」のように取

り組んでいる。

＜４＞　都市部・民営・一体型の事例

◆放課後児童クラブの実施状況
・運営形態　公設民営（コミュニティセンターが運営）
・実施場所　コミュニティセンターと併設している児童センター内
（小学校と道路を隔てて隣接している）
・入所児童　小学３年生まで108人（２支援の単位）（障害のある子どもは5人）
・指導員　常勤４名、非常勤２名
・開設時間　午後６時まで（保護者のお迎えが必須）。月から土まで開設
・保育料・おやつ　保育料は無料、おやつ無
・事業開始年　1986年４月から
◆放課後子供教室の実施状況
・運営　コミニュティセンター
・実施場所　コミュニティセンター内と小学校体育館
・実施日　平日の月、火、木、金、土、長期休業中
午後３時30分から５時
・プログラム等　自由参加（室内遊び・工作・ひな祭り・ペタンク・読み聞かせなど。行事として、スイカ割り大会、みんなでわくわくお楽しみ会、豆まき大会など）
申し込み参加（スポーツの日・ジュニア・囲碁将棋・生け花・キッズ体育教室など）
・スタッフ等　コーディネーター１人・教育活動推進員約90人
・参加者数　申し込み制は定員あり。自由参加は登録制なし。プログラムによって参加者は10人から40人など。
・事業開始年　2004年度から実施のものと2006年度から実施のものがある

（１）　放課後児童クラブの育成支援の方針、子どもの生活環境など

・育成支援の方針及び理念は、「遊びを通してさまざまな感覚や運動能力等を発達させるとともに、心の成長を図る。人との関係のあり方や社会のルールの大切さを学ばせ、社会性の向上を図る。家庭・学校・地域とのよりよい連携に努める。『センターのお知らせ』を活用して、情報の周知に努める。」
・放課後児童クラブで大切していることは、１年生から３年生までの異年齢の関係、縦の関係を大事にして、仲間との豊かな関係や体験・経験をしながら社会性を身につけていくこと。
・保護者との関係も大切にしている。今の若いお母さんは子育ての不安を感じている人が多い。元気づけて励ましていきたい。子育て支援を大事にしていきたい。何でも相談でき、気が許せる関係を作っていきたい。お迎えの時にささい

なことでも声かけをして、支えられるチャンスを作ってきたい。年に１回の保護者向けの説明会を開いている。

・子どもたちが安全・安心が感じられるような居場所を見つけられる場所にしていきたい。「いま私たちがお母さんよ」という気持ちで、笑顔で「おかえり」「また明日も待っているよ」と声かけしている。子どもがどうしたら安心して生活できるのか、保護者と子どものことを伝え合っていきたい。

・３年間いるなかで自立心がつくと思う。大丈夫かなと思っていた子も３年間で大きく成長していく。１年生のときに「せんせい、せんせい」とくっついていた子も友達と遊べるようになるし、指導員の手から離れていく。

・安全に楽しく過ごさせたい。前向きに過ごせるように。学校にも子どもたちの様子を伝え、保護者にも子どもの様子を伝えている。

（２） 放課後子供教室との連携等について

・放課後子供教室の実行委員会で、月ごとのプログラムを組んでいる。スポーツ（サッカー・バドミントン・陸上）は学校の体育館で行うが、多くはコミュニティセンター内で行っているので自由に参加できるプログラムもある。放課後児童クラブの子どもも自由に参加できるので、地域の方々（お年寄りの方が多く、教育活動推進員となって協力してくれている）とのふれあいもできてとてもよい。核家族の子どもも多くなっているなかでお年寄りとのふれあいはとても素晴らしい。

・スポーツ関係は自治体の体育協会から派遣された方が教えてくれる。囲碁将棋、生け花、茶道などは地域の方々が教えてくれる。年間３期に分けてプログラムを変えて申し込みを受け付ける。自由参加の企画は申し込みはいならい。プログラムによって参加者数は異なる。

・コーディネーターが、コミュニティセンターの主事で子育て担当職員。地域のボランティアの方々のとりまとめ、毎月の実行委員会（地域の方々の中で中心的な方など）でプログラムをつくっている。

・放課後児童クラブも、コミュニティセンターが運営しているので、コーディネーターと指導員は同じ事務所で机を並べて仕事をしているので、頻繁に話し合いや打ち合わせや相談ができている。

・いまの子どもたちは学校からの帰りが遅くなっていて、帰ってからも思いっきり遊べる時間が少ない。宿題もたくさんある。宿題を終わらせないと、放課後子供教室に参加できない子もたくさんいる。それで放課後子供教室の参加者が減る傾向にあり、学校にも運営委員会（コーディネーター、実行委員、放課後児童クラブの指導員などが参加）の場で、こうした実態もお話ししている。

・いろいろな人が放課後子供教室に関わっているので、放課後児童クラブの子どもたちの体験が豊かになっている。平日だけでなく、土曜日や長期休業中のいろいろと参加できて良い。

・課題は、地域のボランティアの方々も高齢化して、次代の担い手をどう作っていくか。放課後児童クラブの保護者の方への参加も期待したい。

＜５＞　都市部・民営・連携型の事例

◆放課後児童クラブの実施状況
・運営形態　公設民営（ＮＰＯ法人委託）
・実施場所　小学校内の放課後児童クラブから分割した独立施設（民間会社の事務所をリフォームした施設）
・入所児童　小学３年生まで30人　（障害のある子どもは６年生まで3人）
・指導員　　常勤２名と障害児加配パート３名
・開設時間　午後７時まで（保護者のお迎えは必須）
　　月から土まで開設

◆放課後子供教室の実施状況
・運営　　教育委員会
・実施場所　小学校内の多目的教室および体育館（校庭は校庭開放しており、放課後子供教室では使用しない）
・実施日　　週のうちの火・木・土曜日の３回
　　14:30から17:00時(冬期間は16:30)　土曜日は9:00～11:30
・プログラム等　火曜日：宿題・自由遊び・講師による工作や手品等
　　木曜日：宿題・自由遊び・英語教室
　　土曜日：宿題及び各自持参の学習補助
・スタッフ等　コーディネーター１名・安全管理員10人・サポーター４人
・参加者数　登録127人（全校生徒数は485人：登録児童は低学年がほとんど。４年生以上は８人）　１日の平均参加者数76人
・事業開始年　2005年4月から実施

（１）　放課後児童クラブの育成支援の方針、子どもの生活環境など

・一人ひとりをていねいに受けとめることを大事にしている。一人ひとりが安心して生活できていてこその放課後児童クラブだと考えている。保護者が安心して働き続けられる源でもある。
・具体的には、下校して来たら、まずは視診を大事にしている。いつもと違うなと感じたら声をかけるよう留意している。それは保護者に対しても同じで、夕方のお迎え時に声かけを大事にしている。
・子どもたちの成長を感じるのは、個々に起こったさまざまなこと（人間関係のトラブルなど）を、自分で解決できたときに感じている。
・子どもたちから信頼される指導員でありたいと常に思って関わっているが、最初、親の都合で入所してきた子どもたちが、指導員との信頼関係を実感したとき、親にも言えないことを指導員に話してくることがある。家庭のことや、友達関係でもがくような事態が生じたとき、子どもが心の中をさらけだして指導

員の胸に飛び込んでこれるよう、心配りを続けていきたいと思っている。
・同じ指導員が「おかえり」と迎えてくれるからこそ、子どもたちは安心して帰ってこれている。そうした関係を続けていける環境を大事にしていきたい。その安心感を「基地」にして、子どもたちはさまざまなことがあっても、集団生活で過ごすことができていると思う。そこでかかわりあって育っているのが放課後児童クラブの子どもたちだ。

（２）　放課後子供教室との連携等について
・放課後も、机を前に座って、講師の話を聞き課題に取り組むというスタイルは子どもたちの放課後の生活として如何なものか？　と思うところがある。
・連携という点では、まったく連絡を取り合う関係ができていない。そもそも連絡会もない。
・放課後子供教室とは互いに独立した運営をしているが、学校の校庭開放に放課後児童クラブとして遊びに出かけているので、そこで学校の友達と交流している。これは現校長の判断で了解をもらっているが、前校長の時は校庭に遊びに行くことができなかった。放課後子供教室の自由遊びは、校庭を使っていないため、放課後児童クラブの子どもたちと交流することはない。
・参加の仕方は、年度当初に保護者からの申し込みで登録される。参加する子どもたちは、学校から直接参加して、放課後子供教室が終わったら放課後児童クラブに帰ってくる。今年度は 30 人中 7 人ほどしか参加していない。
・指導員は放課後子供教室に参加していないが、１・２年生が放課後子供教室に参加している時は、安全面の配慮から、学校まで迎えに行っている。
・連携をしていくうえで課題と感じているのは、ケガをしても、おもらししても子どもがそのまま放課後児童クラブに帰ってきたことがあった。子どもとスタッフの間に信頼関係がなければ、何かあった時に子どもから言いにもいけないし対応もしてもらえないのだと感じた。連絡会もないなかではこれが現実。今後はせめてケガをした時などは連絡してほしいと願っている。

＜６＞　都市部・民営・単独型の事例

◆放課後児童クラブの実施状況
・運営形態　民設民営（保護者会運営）
・実施場所　民家借用（３階建て、１階部分は元商店）
（小学校から徒歩10分ほどにある）
・入所児童　小学６年生まで33人　（障害のある子どもは２人）
・指導員　常勤２名、非常勤２名
・開設時間　午後７時30分まで（保護者のお迎えは必須）。月～土まで開設
・保育料・おやつ　保育料は月額20000円、おやつ有
・事業開始年　2000年４月

◆放課後子供教室の実施状況
・運営　公営
・実施場所　小学校内の余裕教室（放課後子供教室の専用室）および校庭など
・実施日　月曜日から金曜日まで（長期休業期間は除く）　午後４時まで
・プログラム等　自由活動（専用室、校庭などで遊ぶ）
・スタッフ等　２人程度
・参加者数　１日平均参加者約10人
・事業開始年　2001年

（１）　放課後児童クラブの育成支援の方針、子どもの生活環境など

・「町一番の大家族」「関わるすべての人がたのしいところ」をモットーとしている。放課後児童クラブのすべての保護者を＜親＞と思い、すべての子どもたちを＜我が子＞と思って関わってもらい、保護者同士も、子育て仲間として、助け合い、支え合っていくことを大切にしている。
・主な生活の内容は、遊びを中心とした生活の中で、宿題をしたり、おやつを作ったり等をして、家に帰ったのと同じように過ごす生活づくりをしている。放課後児童クラブに帰ったら、まず宿題をして、近所の公園に外遊びに出かけ、おやつ。おやつの後は、自由に遊び、６時 30 分から延長保育。
・安全・安心が第一。働く親を支えるためにも安全がなければいけない。家庭の温かさ、「ただいま」と帰ってくるところ。ほっとできるところにしたい。卒室した子どもたちもときよりを顔を見せてくれる。
・地域の方々の支えによって成り立っている。場所の確保だけでなく、おやつの買い物、子どもたちも近所の商店の方々に顔なじみになっていたり、指導員も気軽に声をかけてもらえる。行事の折には、商店の方や警察署にもプレゼント届けたりと、地域のつながりを大切にして、地域で子どもたちを守ってもらっていると感じる。

・６年生までみている。１年生の時からずっとかかわっているので、子どもたちの成長をとても感じる。１年生のときに「大丈夫かな」と思った子も、やさしくなった、友達と関われるようになった、しっかりとお姉ちゃんになった、など。障害のある子どもも、自分の気持ちを回りに伝えられるようになるなど、成長がわかる。６年生が１年生を見ていて、「私もこんな時はこうしていたなー」と。そんなとき、６年間の生活を積み重ねてるなーと感じる。自分のことを振り返っている姿を見ると、「ああ、成長したなー」と感じる。異年齢集団から感じる子どもの成長がある。子どもは１学年上がると変化し、成長する。長いスパンで関われる場所が放課後児童クラブではないか。
・保護者とも成長を喜び合えることが嬉しい。保護者とも「どんとかまえていこう。すぐには直らないけれど、いつかはわかるから」と言える。
・保護者にとっても、放課後児童クラブは「町一番の大家族」「関わるすべての人が楽しいところ」となることを目指している。関わる保護者が「たいへんだったけど楽しかった」「みんなでつながれたからよかった」と思える放課後児童クラブにしていきたい。いろいろな家庭があり、困難を抱えている家庭もあるなかで、保護者との信頼のある関係性のなかで、支えることができるので、この関係性を作っていくことが大事だと感じる。
・継続的な関わりが必要なのは、子どもたちだけでなく、保護者に対しても、継続的な関わりで信頼関係をつくっていくことが大事だと思う。保護者への支援がとても求められているが、毎日、来ているからわかること、つくられる関係があると思う。
・保護者会は毎月１回開催し、その他にも保護者には「一人一役」をお願いしている。「みんなでつくっている」という気持ちで運営し、保護者にとっても「もうひとつの家（家庭）」と思ってくれているのが有り難い。

（２）　放課後子供教室との連携等について

・放課後子供教室は、放課後児童クラブのない校区につくられきた経緯がある。小学校の余裕教室１室を専用室として使っていて（校舎の端の教室）、毎日、４時まで行われている。行政の放課後対策は、①放課後児童クラブの充実、②放課後子供教室の実施、③児童館のような施設でのランドセル来館、が柱になっている。
・放課後子供教室は、以前は地域のボランティアの方々が昔遊びなどを教えていたが、最近は子どもが自由遊びをしているのを、地域の方が安全管理員として見守っているようだ。
・放課後子供教室は、常時、スタッフは２人くらい、１日平均 10 人くらいの子が参加しているようだ。放課後児童クラブは、小学校から離れているので、放課後児童クラブの子が参加することはほとんどない。以前は、放課後児童クラブから小学校の校庭に遊びに行ったときは一緒に遊ぶことがあったが、小学校から帰る時間が遅くなったことと、放課後子供教室が４時までなので参加できない。連携するというのはなかなか難しいのではないか。

＜７＞　地方部・公営・一体型の事例

◆放課後児童クラブの実施状況

・運営形態　公設公営
・実施場所　小学校隣接の単独施設で65人を２クラスに分けて運営
・入所児童　小学３年生まで65人　（障害のある子どもは４年生まで延長）
・指導員　　嘱託指導員常勤７名と障害児加配パート１名
・開設時間　午後６時30分まで（５時45分から延長保育）。月から土まで開設
・保育料・おやつ　保育料は約月5000円、おやつ有

◆放課後子供教室の実施状況

・運営　　公営
・実施場所　放課後子供教室専用の余裕教室・校庭・体育館
・実施日　　給食のある平日に実施。土曜日と長期休業期間は実施しない。
　　１年生は５月のゴールデンウィーク明けからしか参加できない。
・プログラム等　年２回実行委員会を開いて決めている。校長・副校長・ＰＴＡ会長・子育て課の職員・児童館職員・児童クラブの職員・放課後子供教室のスタッフで構成されている。
・スタッフ等　コーディネーター１名・安全管理員10数人。子育てから離れた主婦や、退職後にボランティアで関わる男性もいる。
　　１日４～５人で対応。日々、13:30からスタンバイしている。
・参加者数　　１日の参加者数が100人を超える日もある。

（１）　放課後児童クラブの育成支援の方針、子どもの生活環境など

・子どもたちが「放課後児童クラブに行きたい」と思えるようにすることが第一義と考えている。そして、放課後の生活の中でさまざまなチャンスをつくってあげたいと思っている。
・保護者から宿題をやらせてほしいとの声があるが、家でできる子は家でと、話しており、無理に放課後児童クラブでやらせていない。
・保護者には年度初めに生活の伝え合いをさせてもらう旨伝えており、トラブルなど事実は事実として伝えるが放課後児童クラブからの苦情と受け止めないでほしいと話している。
・放課後児童クラブの生活の流れについては、下校時刻にばらつきがあるため、その日ごとにおやつの時間等を決めて、ホワイトボードに記載し、子どもたちに示している。子どもたちに「今日は放課後子供教室で遊べるかどうか」も含め、生活の見通しを持たせている。
・放課後児童クラブが異年齢集団であることを大事にしたいと考えており、固定した集団の中でこそ結ばれる人間関係がある。上級生にあこがれを抱ける異年

齢集団の生活は、子どもに成長の見通しを持たせることができる。
・言葉遣いひとつとっても成長のひとつと受け止めている。例えば、指導員の言葉を「うざい」と言ってた子が、指導員が休んだりすると心配してくれたりとか。コミュニケーションのひとこまひとこまに成長を感じている。
・学校では学級崩壊の主たるメンバーが放課後児童クラブに複数いた。授業中、教室の外の廊下で寝転がるような子だった。そうした子も、指導員におんぶされて心地よさを感じたあと遊びに加わっていく。ほっとさせてくれるひとときさえあれば、子どもは力を発揮していく。放課後児童クラブの指導員は親でもなく教師でもない第３の大人だ。あまり踏み込んでこない存在として、子どもにはいい距離感にいてくれる存在なのだろう。だから頼ってくる。子どもにとって放課後児童クラブは、家や学校でも出せない姿を出せるところになっている。
・保護者会では我が子のことを語ってもらう時間を持っており、その時間を共有することで、共感しあう保護者の関係をつくっていきたいと考えている。保護者もまた異年齢集団の中で、いろんな子育て経験が聴ける機会になっている。地域の子育て仲間をつなぐ機能を放課後児童クラブは持っていると思う。

（２）　放課後子供教室との連携等について
・放課後児童クラブは、親の就労の都合でスタートするところであり、子どもが行きたくて利用することになるところではない。だから、子どもの気持ちを考えると「放課後児童クラブに入ったらクラブの子としか遊べない」というふうにはしたくなかった。かつて「クラブ休みたい」と言っていた子どももいたが、今は放課後子供教室があるから、そこで学校の友達と遊びたいときは遊べるという担保ができて、安心して放課後児童クラブで遊んでいる。
・参加の有無は、連絡帳で日ごとに保護者の意向を確認している。子どもの気持ちも考えて、年度初めに「参加したがる時はいつでも参加ＯＫ」と表明している保護者もいる。
・放課後児童クラブとして放課後子供教室に全員で参加することはない。
・「早退して放課後子供教室に参加する」「参加したあと放課後児童クラブへ来る」という参加の仕方もない。基本は「放課後児童クラブを中抜けして参加する」。
・現在、放課後児童クラブから放課後子供教室に参加する子は少ない。基本的には指導員も参加していないが、学校と放課後児童クラブが離れている地域では、指導員が放課後子供教室に出向いて、遊んでから放課後児童クラブへ行く。
・スタッフは意識が高く、気持ちを向けて携わってくれていると思う。スタッフの継続性があれば、子どもたちとの信頼関係が生まれているように思う。
・子どもには「帰属意識」が必要だと思う。３年生までは放課後児童クラブに帰属しながら放課後子供教室に遊びにいくという生活だが、４年生になったら放課後子供教室や児童館を利用するようになるのだという生活の見通しを持たせることが大事だと思っている。だから、３月には児童館職員に放課後児童ク

ラブに来てもらって、顔をつなぐようにしている。いわば、切れ目のないつなぎを大事にしてあげたい。

＜８＞　地方部・公営・連携型の事例

◆放課後児童クラブの実施状況
・運営形態　公設公営
・実施場所　小学校の体育館併設の部屋（３階）
・入所児童　小学３年生まで68人　（障害のある子どもはいない）現在、隣の校区には放課後児童クラブがなく、２校区から子どもが通う
・指導員　　常勤８名（指導員の休暇の場合の代替えとして他に非常勤７人）
・開設時間　午後６時まで。月から土まで開設
・保育料・おやつ　保育料月4000円、おやつ有
・事業開始年　2011年４月から

◆放課後子供教室の実施状況
・運営　　公営
・実施場所　Ａ小学校・Ｂ小学校ともそれぞれの小学校の体育館
・実施日　　年間５回　午後３時30分から５時
・プログラム等　カローリング・バルンアート・電子工作・フェッシング・星空インテリア・ドッチビー
・スタッフ等　コーディネーター・クラブマネージャー・学習アドバイザー・安全キーパー・地域の方々15人ほど（他校区の放課後子供教室兼務の方もいる）
・参加者数　申し込み・登録制。Ａ小学校は、１回の平均参加児童数約48人。Ｂ小学校は、１回の平均参加児童数約35人
・事業開始年　2013年度から実施

（１）　放課後児童クラブの育成支援の方針、子どもの生活環境など

・小学校の授業等の終了後及び長期休業期間において、保護者等が就労などにより、昼間家庭にいないため、家庭での保護を受けられない児童に対し、家庭に変わる生活の場を提供し、適切な遊びや生活指導を行うことにより、児童の健全な育成を図ることを目的としている。
・主な生活の内容は、おやつ、学習・本読み、自由遊び、片付け・掃除など（Ｂ小の子どもはワゴン車で送迎）。
・留守家庭の子どもたちなのでお母さん代わりになるよう、遊びや生活をみることを大切にしている。また、お母さんも疲れている面があるので、お迎えの時に、悩みや相談に乗ってあげられる心の頼りになるようなおばさんでいたい。家庭との連携を大切にして充実し、子どもがほっとするフワッとする場にしていきたい。
・指導員会を毎日している。子ども同士のトラブル、キレてしまう子もいたり、

一日の流れや困ったことなども相談している。支援が必要な子どももいるが、そういう子が増えてきているのではないかと感じる。打ち合わせは、資格のない代替さんも入れて意思統一を図っている。

・子どもの育ちを見ていると、身体を動かす遊びも必要であり、制作活動も取り組みたいがワンフロアーの施設なので、難しい面もある。安全のことも重要で、事故・けがのないように気をつけている。

・2016 年４月からは６年生まで対象が広がり、あらたに 18 人の高学年の子どもが入ってくるので、90 人を超える。２階と３階に低学年と高学年に分けていきたい。高学年を見るのは初めてなので、勉強していかないといけないと感じている。

・放課後児童クラブでは子どもの心の変化がよくわかる。荒れ出したと感じたら、お母さんに家庭での様子なども聞くと、わかることもある。安心するような言葉かけで表情が和らぐこともある。１年生から３年生まで継続して見ているので、１年の時にキレていた子どもが、心を開いてくれるようになったこともある。子どもの変化や成長は長い時間がかかるのであせる必要はなく、子どもにあわせてゆったりと子どもと関わっていきたい。

・お母さんにもキレる方がいた。１年生からずっと関わり、お母さんも少しずつ変わってきた。お母さんが安心して話せる場になればいいと思う。迎えにきたお母さんが怖い顔をしていると、怖い顔のまま家に帰るより、にこにこしてかえってもらいたいからお母さんにとっても心がほっとできるところになるようにしたい。お迎えの時に毎日会うので、いろいろと話してくれるようになり、お母さんの心のより所になっているのかなと思う。

（２）　放課後子供教室との連携等について

・年５回実施している。社会教育課が、登録している子どもの名簿をつくって行っている。放課後児童クラブの子どもたちも 20 人ほどが登録して、参加している。どの子どもが登録しているかは社会教育課の方が名簿を持ってきてくれる。参加するときは、学校からまっすぐに体育館（放課後子供教室を行っている）に行き、終わりの５時になると家庭に帰る。そのため、放課後子供教室に行く子どもはその日は放課後児童クラブは休みとなる。

・放課後子供教室は、専門の先生方が教えてくれるので、放課後児童クラブで体験できないような遊びや活動ができてとても良いと感じる。

・2016 年４月から、５時に終わるとスタッフの方が放課後児童クラブに子どもたちを送ってきてくれるので、クラブを休まないで良くなる。

・放課後子供教室は面白いので、参加したい子どもはたくさんいるが、定員が 40 名ほどなので、参加できない子どももいる。今までは、５時に帰ることになっていたため、放課後児童クラブの子どもの保護者も申し込みしていなかった人も多かったが、今度からは申し込みが増えるのではないか。

・２年前に放課後子供教室がスタートしており、放課後児童クラブとの関係も含めて、これからどうしていくかを検討していくのではないか。いままでは、

スタッフの方々と指導員との打ち合わせなどはなかったが、今後は連携の必要性は感じている。

＜９＞　地方部・公営・単独型の事例

◆放課後児童クラブの実施状況
・運営形態　公設公営
・実施場所　公立児童館内の児童クラブ室（小学校と隣接している）
・入所児童　小学３年生まで52人　（障害のある子ども２人）
・指導員　　常勤１名、非常勤８人（１人は７時間、他は４時間勤務）
・開設時間　午後６時30分まで。月から土まで開設
・保育料・おやつ　保育料は無料、おやつ無
・事業開始年　2001年４月から

◆放課後子供教室の実施状況
・運営　　放課後子供教室推進事業運営委員会
・実施場所　各小学校内
・実施日　年間85日から93日（学校による）　平日は、月・火・木・金
　　夏休み・冬休み期間中　下校時から午後６時まで
・スタッフ等　コーディネーター１名・教育活動推進員８人・教育活動サポーター１人
・参加者数　　１日の平均参加児童数約32人
・事業開始年　2007年度から実施

（１）　放課後児童クラブの育成支援の方針、子どもの生活環境など

・児童の健康管理や安全確保、情緒の安定を図ることを目標としている。遊びを通して児童の自主性や社会性、創造性の向上を図るようにする。
・主な生活の内容は、宿題等の学習を行う、室内・戸外の遊び、ボランティアによる読み聞かせや絵画教室、野菜や昆虫の飼育、掃除など。
・学校から緊張して帰ってくる。「ただいま」と帰ってくる姿はさまざま。安心して生活でき、異年齢の子どもたちの中で、「お兄ちゃんにあこがれ」「下の子への思いやり」などが育つようにと願っている。
・発達が気になる子もいて、小学校とも連携しながら年に２回は担任との懇談(学年別に）をしている。家庭状況や保護者の状況は、放課後児童クラブがよくわかっていることが多い。
・放課後児童クラブは日常的なトラブルが多い。子ども同士の中で解決するよう援助している。保護者への連絡を通して家庭でも関心を持って関わってもらうようにしている。
・安全管理も大切なので、事故・けががないように注意は欠かせない。
・できるだけ自分たちでやりとげることができるようにしてきたい。発表会の企画なども子どもたちの中で相談、計画して実施している。

・保護者の支援が大事だと感じる。お迎えをお願いしているので、保護者の様子もわかる。
・１年生から継続して見ているので、学年が上がって成長する様子がわかる。リーダー性が育ってきたなど。掃除の分担も自分らで決めたり、学年が上の子どもに任せられるようになる。
・「くやしい経験」をする子ほど育っていく面があり、練習していて「できた」という感動的な場面に出会うことが嬉しい。そういう場面を保護者と一緒に共有したいので、お便りやお迎えの時に伝えている。
・発達的に集団での行動が難しい子どもがいて、個別の対応、保護者との連携などが必要。周りの子どもたちがフォローしてくれるのも放課後児童クラブでの生活を一緒にしてきた集団だから。小学校が障害児と健常児の交流を大切にしていることもある。
・子どもにとって放課後児童クラブは、居心地の良い場、安心できる場所、楽しい場所、興味のあることに熱中できる充実した生活の場であってほしいと願っている。保護者にとっては、放課後児童クラブは安心して子どもを預けられる場所であるうえに、家庭で経験できない体験ができる場所として有り難いと言われる。
・現在は、おやつは提供していない。以前は、おやつはあったが、一般来館児もいる児童館内ということのなかでの課題や、保護者からのいろいろな声（保護者が用意する難しさやアレルギー対策等）のなかで、やめている。放課後児童クラブの時間延長も始めるなかで、今後は必要となってきているかもしれない。

（２）　放課後子供教室との連携等について

・各小学校内で週２回程度の放課後子供教室を行っているが、これまでは４年生以上が対象だった。放課後児童クラブは３年生なので、単独型となっている。
・来年度から放課後児童クラブの受け入れを４年生までに広げるので、今後は、放課後子供教室との調整や連携が課題となってくるかもしれない。
・放課後児童クラブは児童館の中にあるので地域の子どもたちとも一緒に遊べる環境がある。地域の方の中には、放課後児童クラブの子どもしか利用できないとの誤解もあるが、ボランティアの方も多い。日常的に学校を使うことはないが、夏休みのプールの一般開放日や図書室の利用などはできる。学校の先生たちと年２回の話し合いがあり、先生が放課後児童クラブの様子を見に来たり、問題があれば話し合いの場を持っている。
・放課後児童クラブの対象が広がり、児童館内では狭くなることも予想され、今後、児童館内から小学校内に入っていくことなど、放課後児童クラブの実施場所も考えていかなければならないのではないか。放課後児童クラブの保護者からの要望は強く、増やしていくにも財政面、施設確保などの課題もある。

＜10＞　地方部・民営・一体型の事例

◆放課後児童クラブの実施状況
・運営形態　公設民営（地域運営委員会運営）
・実施場所　小学校校舎の隣に建てられている独立施設（旧特別教室）
（２クラブ併設）
・入所児童　小学６年生まで43人　（障害のある子ども３人）
・指導員　常勤１名、非常勤４人
・開設時間　午後７時まで（延長は午後８時まで）。月から土まで開設
・事業開始年　1994年４月から
◆放課後子供教室の実施状況
・運営　放課後子供教室推進協議会
・実施場所　小学校の特別教室
・実施日　毎週木曜日の３時から４時
・プログラム等　算数教室として実施
・スタッフ等　推進協議会の役員（５名ほど）
・参加者数　申し込み・登録制で１～２年生で約15人（定員を決めて制限）

（１）　放課後児童クラブの育成支援の方針、子どもの生活環境など

・保育目標は、保護者が安心して働けるよう、子どもたちに安全で安心できる生活をつくること。「基本的な生活習慣を身につけ、自主的に行動する」「伝承遊びやルールのある遊びを通して『遊びのなかであそびを学ぶ』」「人の話をよく聞き、思いやりを持って友達を大切にする」こと。
・主な生活の内容は、宿題、遊び、おやつなど。保育計画には、「生活」「自分・関係づくり」「あそび」「行事」に分けて、時期と学年にそって、それぞれの「ねらい」と「内容」を決めて、育成支援の目安としている。
・放課後児童クラブの子どもたちは、保育園とは違い、依存しつつ自立していく姿をみせる。自分と格闘ながら思いを貫こうとしている。
・ある男の子。ランドセルを投げつけ、学校を徘徊。でも放課後児童クラブには毎日いやがらずに来る。その子にとって居場所となっているのかが大切。一人ひとりへの関わり方を変えていく必要があり、「集団づくり」とは違う。
・気の置ける仲間と一緒に、失敗しても許してくれる仲間のなかで６年間かけて育っていく。その子の６年間の姿を見ていくことができるところが放課後児童クラブで、地域の育ちの場となっている。昔からある子どもが育つような「地域」となっているのではないか。
・身体と心を育てるには、イベントではなく、継続した生活が必要。子どもが中心になって生活していくなかで成長がある。失敗もあり、大人に怒られながら育っていく。放課後児童クラブはそういうところではないか。

・地域の大人は、子どもを見守る責任がある。放課後児童クラブの責任は大きい。
・保護者は悩みながら子育てしている。「大丈夫だよ、お母さん」と、放課後児童クラブで成長している姿を伝え、子どもはゆっくりと育つこと、お母さんの頑張っている姿を見て育っていくことを伝えている。保護者のいろいろな悩みや愚痴が言えるようなざっくばらんな場所、関係が大切。指導員の仕事は、親同士をつなげ、子ども同士をつなげていくこと。
・保護者には、放課後児童クラブは子どもの成長を見ていくところだと伝え、保護者も一緒に参加してよりよい放課後児童クラブを作っていこうと呼びかけている。放課後児童クラブへの保護者の見守り、関わりがとても大事だと思う。

（２）　放課後子供教室との連携等について
・放課後児童クラブで、子どもたちの宿題を見ているが、施設が狭くスペースがない。家庭でも宿題や家庭学習をするのは難しくなっている。ていねいに子どもの宿題をみることが必要だと感じるので、放課後子供教室でやっている算数教室に行ける子どもは行かせてあげたい。
・放課後児童クラブの指導員が県の放課後子どもプラン推進委員にもなっている。放課後子供教室の役員にもなっている。
・放課後子供教室は、放課後児童クラブの子どもとそうではない子どもが半々くらい。担当の先生がいて、一人ひとりの子どもの学習、宿題を見てくれる。保護者の願いは、「宿題ぐらいは家庭に帰る前にしてきてほしい」ということ。
・夏休みも、行事に取り組んでいる（算数に関わるイベント）。放課後子供教室に参加する地域の子どもは保護者が迎えにくる。放課後児童クラブの子どもたちは終わったら放課後児童クラブに帰ってくるが、1年生は指導員が送り迎えをしている。
・現在、15 人ほどに参加できる人数が制限されているので、定員を増やしてもらえれば、放課後児童クラブの子どもたちももっと参加できる。スタッフの方々の待遇もよくしてもらいたい。子どもたちの宿題が増え、家庭学習が難しくなっているので、貴重な場だと思う。
・学校との連携については、発達に課題を抱えている子には、支援学級の先生もよく来てくれて、いろいろと話ができる。学校の先生方と個別のケース会議も持っている。

＜１１＞　地方部・民営・連携型の事例

◆放課後児童クラブの実施状況
・運営形態　公設民営（指定管理者制度）
・実施場所　公設児童館内の放課後児童クラブ室
（小学校と道路を隔てて隣接している）
・入所児童　小学６年生までの82人　（障害のある子ども７人）
・指導員　常勤３名、非常勤４人
・開設時間　午後６時15分まで。月から金まで開設
（月に１回土曜日開設）
・保育料・おやつ　保育料は無料、おやつ無
・事業開始年　1998年４月から

◆放課後子供教室の実施状況
・運営　公営
・実施場所　小学校の校庭
・実施日　月１回程度、火曜日の３時から４時30分
・スタッフ等　コーディネーター1名・各学校育成会2人・サポーター約10人。事務局（３人）は公民館
・プラグラム等 主な内容は、ドッチボール・リングリンググライダー・ストロー紙トンボ・折り紙・空き缶弓矢・ブンブンごま・フラフープ・ゴム紙飛行機・割り箸鉄砲・バルーンアート・吹き矢・スーパーブーメラン・指編み・バンプーダンス・カローリング
・参加者数　１回の平均参加児童数約84人
（登録はその都度。100人程度が登録する）
・事業開始年　2004年度から実施

（１）　放課後児童クラブの育成支援の方針、子どもの生活環境など

・児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする。育成支援の方針は、「児童福祉法」その他の関係法規を遵守し、その主旨を十分に理解したうえで運営管理を行うこと、子どもと共に遊び、遊びを通して、子どもの生きる力を養うこと、考える力を養うこと。
・主な生活の内容は、そうじ、読書・自主学習、いろいろな遊びなど。
・行事の多い児童館、放課後児童クラブだと思うが、行事の準備を通して、異年齢の子どもたちが関わり合う中で、上の子へのあこがれや下の子の面倒をみるなど、子ども同士の注意や見守りなどがある。１年生の子が学年をあがるにつれ、成長した姿を見せてくれることが嬉しい。放課後児童クラブでの生活は異年齢で過ごすことが多いし、他の放課後児童クラブとの対抗競技などがあると

きは、くやしがったり、まとまったりしながら子どもたちは変わっていく。
・継続的に見ていく必要を感じるのは、障害のある子ども、家庭的に課題を抱えている子など。保護者との関係も含めて、継続的に関係を持っていくことが必要。子育ての相談で午前中に放課後児童クラブの保護者が来ることもあり、保護者への支援も大事だと考えている。保護者の心をほぐしながらの対応も求められ、複数の決まった指導員が対応することに心がけている。
・発達障害のある子どもへの対応については、学校、幼稚園、保育園の人が集まる機会があるので、参加して話し合ったりしている。専門の先生との連携も求められる。
・１年生から６年生までずっと継続して見守り続けている。

（２）　放課後子供教室との連携等について
・放課後子供教室は月に１回程度開かれている。サポーターさん（地域のお年寄りの方々）が、昔遊びを教えてくれる。放課後児童クラブの子どもたちは半数ぐらいが参加している。放課後児童クラブでできない遊びなどもできるので、良いのではないか。発達障害のある子などが参加する場合は、職員がつくことになると思うが、いままでは職員は関わっていなかった。
・2015 年度から、放課後児童クラブも学校教育課に所管が移った。いままでは職員同士の関係もなかったが、これからは関わりができるのではないかと期待している。
・放課後児童クラブの子どもたちの半数は、放課後児童クラブに残っているので、指導員は放課後児童クラブにいて、子どもたちを見ていた。来年度からは、職員も放課後子供教室と関われて、連携ができるのではないか。
・児童館と放課後子供教室は、似た行事が時期も重なることがあり、保護者からもそのことに対する意見が出ていた。合同でやった方が目も行き届き、良いのではないかと考えている。
・放課後児童クラブの子どもが放課後子供教室に参加することにより、昔からの遊びを教えてもらったり、地域のお年寄りの方との交流ができて良かった。地域では幅広い年齢の方々と関わりができるのが良いと思う。
・放課後子供教室が終わったら、下校班毎に帰るが、放課後児童クラブ班もあり、地域の方が送ってきてくれるので、安全確保もできている。
・放課後子供教室に参加しない子もいると思うので、連携を始めた場合に職員体制がどうなるのか課題だと思う。また、障害のある子も参加できるように連携していくことが必要になる。

＜１2＞　地方部・民営・単独型の事例

◆放課後児童クラブの実施状況

・運営形態　民設民営
・実施場所　民家借用　（小学校から徒歩５分ほどにある）
・入所児童　小学６年生まで46人　（障害のある子どもは２人）
・指導員　　常勤２名、非常勤４名
・開設時間　午後７時まで（保護者のお迎えは必須）。月～土まで開設
・保育料・おやつ　保育料は月額14000円から4000円（高学年は低くなる）、おやつ有
・事業開始年　1991年４月

◆放課後子供教室の実施状況

・運営　　小学校ＰＴＡ
・実施場所　小学校内の特別教室（図工室や視聴覚室など）やプール
・実施日・プログラム・対象児童
　「手作り教室」は年間６回（１年～６年）、「水泳教室」は年間４回（高学年のみ）、「三線教室」は年間14回（高学年のみ）、「琉球舞踏教室」は年間11回（高学年のみ）　　午後３時から５時まで
・スタッフ等　指導者はプログラムによって異なるが、同じ方に依頼
・参加者数　定員のあるプログラムもある
・事業開始年　2006年度から
　＊小学校区には、「自治会放課後子ども教室」もあり、行政からは両方に補助金が出されている。「自治会放課後子ども教室」は自治会区域の子どもが参加する放課後子供教室で、地区の公民館で実施（空手・エイサー・習字・夏休み学習会・ヒップホップダンス）。

（１）　放課後児童クラブの育成支援の方針、子どもの生活環境など

・放課後児童クラブは、自分の子どもを「自分だけ」で育てるのではなく、親同士が協力して育ち合う「共同の子育て」の場である。保護者一人ひとりができることで力を出し合い楽しみながら子育てをしていくことを大切にしている。
・主な生活の内容は、遊びと日常生活。２時半頃から子どもたちが帰ってきて、おやつまで遊び、おやつを食べ、掃除して遊びという生活の流れ。
・一番大切にしていることは、安全で安心して生活できる場所にしていきたいということ。放課後児童クラブは、共働き・一人親家庭の保護者が安心して働けるようにとつくられたもので、子どもが安心して生活できることで保護者も安心して働くことができると思っている。同時に、子ども自身が安心できる居場所になることが必要なので、そのことを大切にしている。
・１年生から６年生までの異年齢で生活しているので、学年が下の子にとっては

上の子が身近な憧れの存在であり、上の子にとっては下の子に遊びを教えたり手加減したりするなかで思いやりの心が育っていく。1年生の時にわがままで自分勝手だった子が、ケンカもしながら、いろいろな関わりの繰り返しのなかで、相手の気持ちも理解できるように気づき、自分の気持ちをコントロールができるようになっていく。3年間や6年間を通してみると成長したなーと感じる。遊びや異年齢の関わりのなかで成長していくことができるのが放課後児童クラブではないかと思う。

・26 年前に保護者の力で生まれた放課後児童クラブで、当初から「とくかく遊ばせてくれ」「6年間思いっきり遊ばせてあげたい」という保護者の願いが強かった。今も、子どもたちが自分たちで自発的に仲間を集めて遊んでいる。しかし、最近の保護者にその意義を伝えていくのは難しくなってきている。保護者は勉強や学力に強い関心を持っていて、塾や習い事に通う子どもも多い。また宿題も増えているのかで、宿題をみてほしいという保護者の希望は強い。ずっと宿題は家庭でしてほしいと言ってきたが、5年前から宿題も少しはしてよいことになった。

・発達障害の子どももいるし、家庭の状況が厳しい子どももいて、保護者への関わりも含めて継続的に信頼関係をつくりながら関わっていく必要がある。そして専門家につなげていくケースもある。放課後児童クラブの運営や保護者会、行事などにお父さんの参加も多く、関わるなかでお父さんの意識が大きく変わっていくこともある（家事・育児は母親任せからの変化）。一人親の家庭や子育てを、放課後児童クラブの他の保護者の方が支えてくれることも多い。年間5回の保護者会だけでなく、いろんな行事の中で保護者同士が親しくなっていき、共同の子育ての場となっていると思う。

（2）　放課後子供教室との連携等について

・今年度までは、ほとんど連携はなかった。子どもたちが学校で配られる案内をみて、各自が参加しているという状況だった。4つのプログラムに参加したい子どもたちが申し込んで行っている。「手作り教室」に参加した放課後児童クラブに来ている子どもが放課後子供教室から工作でつくったものを持って帰ってきて話題になるので内容がわかるという程度だった。

・国が「放課後子ども総合プラン」を推進することになり、2016 年、生涯学習課から放課後児童クラブの担当課と各放課後児童クラブ、各放課後子供教室の関係者の集まりがもたれ、今年に入って2回の合同研修会が開かれた。「これからは一緒に考えていきましょう」と呼びかけがあり、各放課後児童クラブや各放課後子供教室の紹介、グループに分かれて活動交流や子どもたちに大切にしたいことなどを話し合った。

・新年度からは連携ができるのではないかと期待している。「放課後児童クラブも各協議会（放課後子供教室の運営のための協議会）に入ってほしい」と言われている。「放課後児童クラブ運営指針」にも、「学校との連携が必要」と書かれているし、今後は、学校やＰＴＡ、放課後子供教室との連携を図っていき

たい。

第３節　ヒヤリング調査結果の考察

１．放課後児童クラブの育成支援の方針、子どもの生活環境等に関わって

今回、地域性や運営形態、実施場所も異なる 12 か所の放課後児童クラブに訪問し、指導員にヒヤリング調査を行った。

（注）ヒヤリング調査を行った放課後児童クラブの実施場所は、小学校の余裕教室を活用（３か所）、小学校の敷地内の専用施設（２か所）、児童館内（４か所。うち２か所は地域の公的施設と併設）、民家借用（３か所）だった。小学校内を除く施設は、小学校と隣接しているのが４か所、小学校から離れているのが３か所だった。

まず、放課後児童クラブが子どもにとってどのような場所であるのか、「育成支援の方針」「大切にしていること」「子どもの成長・発達にとっての役割」についての質問では、共通点が多く見られた。

(1)「安全・安心な毎日の生活の場」

放課後児童クラブは、共働き・一人親家庭等の小学生が毎日通い続けることが必要な「生活の場」であるため、「安全」で「安心」して生活できることが最も求められている。

「生活の場」であるため、子どもたちが家庭的な雰囲気のなかで、ほっとでき、自分らしく、主体的に生活ができることが必要だという説明が多かった。

そういう「安心できる生活」は、指導員と子どもとの信頼関係、子ども同士の友達関係（「気の置ける仲間、失敗しても許してくれる仲間」など）が、固定した継続的な関わり（毎日の生活を通して）のなかで築かれていくとの指摘も共通していた。

(2) 子どもの成長・発達と遊び、異年齢の集団が持つ意義

ヒヤリングした放課後児童クラブは、対象としている学年は異なるものの、異年齢の子どもたちが毎日一緒に生活していることは共通している。

また、放課後児童クラブの生活の多くは遊びが占めている。学校から帰ってきてから、「宿題、遊び、おやつ、遊び、帰宅」いった生活の流れは多くの放課後児童クラブで共通しており、平日の学校からの帰り時刻が遅くなっていたり、持ち帰る宿題が多くなっていて遊ぶ時間が少なくなっているとはいえ､その中での遊びの時間は少なくない。

多くの時間を異年齢の子どもたちが遊びや生活をともにするなかで、「下の子が上の子に憧れる」「上の子が下の子の面倒をみる」ことがあり、こうした関係のなかで、「思いやり」「手加減すること」「他者への理解」「やさしさ」などが育まれていくことが、子どもの成長・発達なのだと理解している点も共通していた。

放課後児童クラブでは、ケンカやトラブルも少なくなく、しかし、ケンカやトラブルを通して、子どもたちは成長していくと考えている指導員も少なくなかった。

放課後児童クラブでの「生活」とは、「宿題」「遊び」「おやつ」「行事」などに区分される時間や活動だけではなく、「なにげない日常」「自由な時間」を含む時間と空間と人間関係のなかでの「生活」であると理解されているようだ。

放課後児童クラブでの遊びは、異年齢で、しかも生活をともにしている「気の置けない仲間」で行う遊びであり、前述したように遊びを通して「気の置けない仲間」が生まれるということと、同時に「気の置けない仲間」と遊ぶことができることが、子どもたちにとって放課後児童クラブが安心できる場所、居場所と実感できることだと考えられる。

(3)「継続的な生活」「継続的な関わり」が求められる

上記のように、放課後児童クラブは「３年生まで」「６年生まで」という数年間を、固定した子どもたちが毎日の継続した生活を送る場所である。ヒヤリング調査では、「学年が上がる毎に成長が感じられる」との発言もあったが、同じ子どもたちを数年間の期間、継続的に関わることによって、子どもの成長・発達が感じられること、短い期間ではなく「長いスパン」で子どもたちをみることによって、子どもたちの成長・発達を実感できると発言した指導員は多かった。

障害のある子ども、困難を抱えた子どもも含めて、また、１年生の時にはまだ幼児性を強く持っていた子どもが３年生になって「お兄ちゃんらしく」「リーダーとして」成長した姿をみることによって、放課後児童クラブでの生活を通して子どもが成長・発達していることを実感しているということである。

放課後児童クラブにおける「継続的な生活」と、指導員や子ども同士の「継続的な関わり」が、信頼関係を築く、友達関係を築く重要な要素となっていることが確認できるのではないかと考えられる。

(4) 保護者への支援、保護者との関わり（支援、連携、協力）

放課後児童クラブは、働きながら子育ている保護者を支える施設だという理解は、ヒヤリング調査をした放課後児童クラブの指導員に共通の認識だった。

もともと放課後児童クラブは、働きながら子育てする保護者が「我が子に安全・安心な放課後の居場所があることによって、安心して働ける」として、つくられてきた。

放課後の時間を保護者に代わって子どもを育てていることから、昼間の放課後児童クラブでの生活の様子を家庭・保護者に伝えることで、保護者が安心して仕事に専念できることを保障している。

「放課後児童クラブは共同の子育ての場」との発言もあったが、指導員が保護者と連携や協力して、子どもに安全・安心な生活をつくること、保護者の子育てを支えることも放課後児童クラブの役割だという理解は共通していたと思われる。

お迎え時に保護者をねぎらう、保護者からの愚痴や悩みを受けとめる、保護者会で子育ての交流をする、学年別の懇談会を開いたりするなかで、保護者の子育てを

支えていくことの重要性を多くの指導員は放課後児童クラブの運営で大事にしたいことのひとつとしてとりあげていた。

子どもだけでなく保護者にも「ほっとできる関係でありたい」「子育てのより所となりたい」「保護者との信頼関係を作りながら一緒に子どもをみていきたい」といった指導員の願いが多く語られていた。

「継続的な関わり」の大事さは、子どもだけではなく、保護者に対してもとても重要な要素であり、毎日の継続した関わりが、数年をかけて保護者と信頼関係を築いていくことになり、保護者を支えていくことができるようになっていく。保護者が心を開いて指導員に相談できる、悩みを話してくれるようになっていくには「継続的な関わり」が求められるとの指導員の実感が多く語られていたことは、放課後児童クラブが「家庭の子育てを支援する」という役割を果たしていくうえで重要だと考えられる。

(5)「子どもが安全・安心して生活できる場」「子どもの成長・発達の場」「保護者の子育てを支える場」として放課後児童クラブの課題

前記の（１）から（４）まで、放課後児童クラブの役割、育成支援の方針、大切したいことなどがさまざまに語られたが､放課後児童クラブの充実の課題についてはどうか。

ヒヤリング調査では、あまり出されなかったが、次のような課題を出されていたところもあった。

・支援が必要な子どもたちが増えている
・支えが必要な保護者が増えている
・６年生まで対象が広がったことで、これから学んでいかなければならない
・職員の異動による「継続的な関わり」の難しさ
・子どもの世界に広がるゲームの影響（友達関係、遊びの内容）
・利用児童の増加による対応
・学校との連携（宿題のことも含めて）

置かれている環境からさまざまな困難や課題を抱えている子どもたちや保護者に対して､放課後児童クラブはどのような対応が求められているのかを考えていくことが必要だろう。

「子どもが安全・安心して生活できる場」「子どもの成長・発達の場」「保護者の子育てを支える場」としての放課後児童クラブの課題は、子どもや保護者の現実から出発して､放課後児童クラブの役割を果たすために何が必要なのかを明らかにしていくことが求められている。

ヒヤリング調査は、「都市部と地方部」「運営形態」の違いに分類して地域を選び、調査を行ったが、放課後児童クラブの役割、育成支援の方針、大切にしていることなどについては、特徴的な違いは見られなかった。放課後児童クラブという事業が果たしている役割､求められていることは共通しているということから当然かもしれない。

なお、2015 年度からは放課後児童クラブは、厚生労働省の「放課後児童クラブ

運営指針」を踏まえた運営が求められることになった。「放課後児童クラブ運営指針」を踏まえた運営を行うことにより、「子どもが安全・安心して生活できる場」「子どもの成長・発達の場」「保護者の子育てを支える場」としての放課後児童クラブの充実が期待される。

２．放課後児童クラブと放課後子供教室との連携等に関わって

ヒヤリング調査のもう一つの大きなテーマは、放課後児童クラブの充実を図るという視点から、放課後児童クラブと放課後子供教室との関係、連携のあり方を考えるための現状や課題を把握することであり、放課後児童クラブと放課後子供教室の関係について、「一体型」「連携型」「単独型」と分類して、ヒヤリング調査を行った。

前述したように放課後児童クラブについては、共通する点が多々あったが、放課後子供教室との連携等のあり方については、放課後子供教室の実施状況、実施方法等がヒヤリング先によって大きく異なっており、連携等についてはさまざまな課題があることがわかった。

(1) 放課後子供教室は多様な形で実施されている

放課後子供教室は、事業の呼び方、目的・役割、運営主体、運営方法はかなりいろいろなものがあった。位置づけ・目的が、「すべての小学生を対象とした体験活動の場、遊び場、居場所づくり」としているところは多いが、なかには「学校応援団の一環」として位置づけているところもあった。

運営は、市町村が直営で開催しているところもあれば、ＰＴＡが運営のところ、地域住民と学校関係者、放課後児童クラブ関係者でつくる「実行委員会」「推進協議会」のところなど、さまざまだった。

実施回数・開催日数は、「年間５回」というところから「平日は毎日、年間 192 日」というところまでさまざまだった。

スタッフも、地域住民が大勢関わっているところ、同じスタッフが市町村内の各放課後子供教室を回って開催しているところなどさまざまだった。

内容も、次の（２）で紹介するように、多彩なプログラムを用意しているところ、自由遊びに徹しているところなさまざまだった。

こうした放課後子供教室の実施状況がさまざまなのは、各校区で組織される運営主体がどのような目的や方針を持って実施しているか、スタッフの確保ができるかどうか、どのような施設が使えるのか（小学校内の場合は校庭、校舎、体育館などが使えるのかどうかなど）、などによって相当程度の地域差がある。

文部科学省の放課後子供教室事業への補助金は、「コーディネーター」「教育活動推進員」「教育活動サポーター」「安全管理員」などへの謝金として補助されることや、開催回数・実施日数などの決まりや、実施体制についての枠組みが緩やかになっているために、地域の実情に応じて実施されているというのが現状なのだと考えられる。

(2) 放課後子供教室の主な内容は、「活動（プログラム）参加」「行事・イベント参加」「自由遊び（見守り）」「学習補完活動」など

放課後児童クラブと放課後子供教室の連携については、「放課後児童クラブの子どもたちが放課後子供教室に参加する」という連携、「放課後児童クラブの指導員や関係者が放課後子供教室関係者と協力し合う」という連携があげられる。

放課後児童クラブの子どもたちが放課後子供教室に参加する場合に、放課後子供教室が「誰を対象に」「いつ」「どういう場所で」「何をするか」に大きく左右されることになる。

ヒヤリング調査を行った地域の中には、放課後子供教室は「４年生以上が対象」としているところもあり、「３年生まで」を対象としていた放課後児童クラブでは、連携はできなかったところもあった。また、プログラムによっては「対象は高学年のみ」とか「定員 20 人」というところもあり、放課後児童クラブとの連携が難しいところもあった。

開催時間も「午後４時まで」としているところでは、放課後児童クラブの子どもたちが参加しにくい時間であるし、「午後５時まで実施。終了後は保護者の迎えが必須」といったところでは、やはり放課後児童クラブの子どもたちの参加は難しいと言える。

内容ついては、多彩な「プログラム」が決められており、事前に学校に案内が配布されて、申し込んだ子どもが参加できるというところがある（ここでも定員が決められているところもある）。また、誰でも参加できるイベント・行事的な形で実施しているところ、「自由遊び」として行っているところなどがあり（スタッフは見守りに徹する）、こういう内容のところでは、放課後児童クラブの子どもたちも参加しやすいようだ。

ヒヤリング調査を行った地域に、同じ学校内で、平日は毎日、５時まで自由遊びをする放課後子供教室があり、そこに放課後児童クラブで宿題を終えた子どもから自由に参加しているところもあった。ここでは、放課後児童クラブの指導員も分担し、放課後児童クラブにいる子どもをみる指導員、校庭と体育館にそれぞれ一人ずつ指導員がついていくというところもあった。

また、「算数教室」として週に１回、学校の余裕教室で行っていて、放課後児童クラブの子どもたちも参加して宿題をみてもらうという放課後子供教室もあった。

このように、放課後児童クラブの子どもたちが放課後子供教室に参加する場合には、「誰を対象に」「いつ」「どういう場所で」「何をするか」が大きく影響してくるものと思われる。

(3) 放課後子供教室との連携による放課後児童クラブのメリット

放課後児童クラブの子どもたちが放課後子供教室に参加することを、ヒヤリング調査で「一体型」や「連携型」で実施しているところでは、放課後児童クラブの指導員のほとんどは評価していた。また、「単独型」でも条件が整えば、子どもたちに参加してもらいたいと述べていた。

評価している点としては、次の点が共通点として多かった。
・放課後児童クラブでは体験できない遊びや活動・体験ができる
・放課後児童クラブに入っていないクラスや地域の友達と遊べる
・地域のお年寄りなど、地域に住んでいるいろんな人々と関わり合える
・指導員が地域の方々と知り合いになれる、地域の方と交流できる
・（放課後児童クラブの施設以外の）いろんな施設を使って遊べる

(4) 「一体型」「連携型」での留意点と課題

① 放課後児童クラブとしての「生活の場としての機能」

ある地域では、同じ学校内で一体型で実施しており、毎日、４時 15 分までは放課後児童クラブの子どもたちも放課後子供教室に参加して、地域の子どもたちと一緒に遊ぶことができるというメリットと同時に、「放課後児童クラブの子どもたちだけで過ごす時間や活動に制限される面がある」と答えていた。「一体型」「連携型」を進めるにしても、「放課後子ども総合プラン」でも示されているように、以下のように放課後児童クラブが「生活の場としての機能を十分に担保することが重要」だと言える。

> 「また、一体型として実施する場合でも、放課後児童クラブの児童の生活の場としての機能を十分に担保することが重要であり、子ども・子育て支援新制度施行後は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 8 の 2 第 1 項の規定により、市町村が条例で定める基準を満たす必要がある。」
>
> （「『放課後子ども総合プラン』について」平成 26 年 7 月 31 日、文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

前項で書いたように「生活の場としての機能」とは、単に「ロッカーにカバンを入れる」「宿題をする」「おやつを食べる」などの行為を行う場所があるというだけでなく、「自分が帰るべき居場所」「指導員や友達の信頼関係のもとで安心して生活できる場所」として実感できる場所であり、帰属意識のおおもとになる居場所だということを理解しておくことが必要だと考える。

② 放課後児童クラブの子どもたちが主体的に生活できる環境

放課後児童クラブの子どもたちが、放課後児童クラブおいて「主体的な遊びや生活ができるようにする」（「放課後児童クラブ運営指針」）ことが育成支援の内容となっている。また、放課後児童クラブに帰ってきた子どもたちは、大まかな生活の流れをなかで「子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする」（「放課後児童クラブ運営指針」）ことも重要な育成支援となっている。

放課後子供教室開催日に、放課後子供教室に参加するかしないかも含めて各自の判断で決めて参加するものと考えられる。その点で、ヒヤリング調査では、「年に５回、放課後児童クラブが中心になって企画した放課後子供教室には、行事的に放

課後児童クラブの子どもたちは全員参加する」こととしている事例がある以外は、放課後子供教室への「全員参加」は行っていなかった。

この「全員参加」している事例でも、学校に行くのは全員で行く（学校から離れている放課後児童クラブなので指導員が引率して学校にいかなければならない）が、そこで開催されている放課後子供教室に参加するかどうかは子どもの判断にゆだねており、無理強いはしていないとのことだった。

放課後児童クラブの役割、育成支援の基本などからみて、放課後子供教室への参加の仕方、放課後子供教室との連携のあり方は十分な配慮が求められると考えられる。

前項に記したように、放課後児童クラブの子どもたちが放課後子供教室に参加するメリットは大きい。放課後児童クラブの施設環境や遊びや体験を行える環境が十分ではない放課後児童クラブも多いのが現状であるなかで、放課後子供教室との連携は、放課後児童クラブの子どもたちにとっての育成支援を充実していくうえでは必要なことであり、参加方法、対象、時間、内容などが放課後児童クラブの子どもたちが利用しやすくなるように、また、地域の子どもたちの放課後活動が豊かになるように、放課後子供教室のあり方が考えられることが望ましい。

③ 放課後児童クラブ、放課後子供教室、学校との連携

連携のあり方は、放課後児童クラブの子どもたちの放課後子供教室への参加の問題だけでなく、放課後児童クラブ関係者と放課後子供教室関係者（地域の方々）との連携の課題でもある。

加えて、同じ学校内・学校近隣で行われている放課後児童クラブや放課後子供教室は、学校との連携も欠かせない。その校区に住んで、育っている子どもたちは、学校にも行き、放課後児童クラブにも通い、放課後子供教室にも参加している。

ヒヤリング調査では、障害のある子どもへの支援に学校と放課後児童クラブの連携があるという地域もあったが、障害のある子に限らず、学校と放課後児童クラブとの連携は重要な課題となっている。

ある地域では、「放課後子ども総合プラン」を国が推進することになり、2015年度から放課後子供教室との連携が期待される状況が生まれたと発言があった。また、「放課後児童クラブ運営指針」でも「学校との連携」が放課後児童クラブの運営においても重要なことと位置づけられていることも含めて、今後は積極的に連携を図っていきたいとその指導員は発言している。「放課後子ども総合プラン」の趣旨、目的から考えて、また、放課後児童クラブに求められ役割を果たしていくうえで、３者の連携が進むことが期待される。

第４章　本研究の考察および今後の課題

第１節　研究の考察

本研究は、第２章、第３章で示したアンケート調査とヒヤリング調査を実施した。調査結果を踏まえ、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携のあり方に焦点をあて分析した結果、以下の諸点を研究における考察とする。

本研究においては、以下の５点を考察の視点としたい。

第一に、放課後児童クラブが生活の場であることの確認である。第二に、障害のある子どもの利用・参加の現状と課題である。第三は、放課後児童クラブと放課後子供教室との連携の評価、連携の課題である。第四は、放課後児童クラブの放課後児童支援員等、放課後子供教室のスタッフにかかわる現状と課題である。第五は、基本的立場の確認作業として放課後児童クラブと放課後子供教室の目的・趣旨の再確認である。

１．放課後児童クラブは子どもの生活の場であることの確認

市町村へのアンケート調査では、放課後児童クラブと放課後子供教室との一体型・連携型の実施状況に多様性があるが、そのあり方によっては、子どもの居場所を保障することへの影響、あるいは居場所を失う可能性があることを指摘したい。同時に、放課後児童クラブの子どもを、放課後子供教室へ「参加させる」「参加させない」という強制性が含まれる参加形態がある場合には、個別事情を踏まえながら再検討が望まれるのではないか。ある市町村では、「放課後児童クラブは地域によっては飽和状態にあり、教室との連携によって居場所の分散」が図られることが評価されていた。この際、自由にすごす子どもの意志を尊重する立場に留意しなければならないことを重ねて指摘しておく（第２章３節）。放課後児童支援員等の放課後子供教室へのかかわり方も明確化する必要があるだろう。

放課後児童クラブへのヒヤリング調査では、各クラブの運営方針などから、安全、安心した生活ができる場であること、成長・発達と遊びの充実、異年齢の集団が持つ意義などを、確認することができる。また、「１年生から３年生、６年生まで」という継続的な生活や関わりが、人への信頼関係を育てる要素であること、保護者との信頼関係の構築に関し「共同の子育ての場」「ほっとできる関係でありたい」などの回答も寄せられている。放課後児童クラブを生活の場として充実させる課題として、支援が必要な子どもの増加、保護者のかかえる問題があること、職員の異動による継続的な関わりの難しさ、遊びの変化（ゲ

ーム等の影響)、利用児童の増加による対応、学校との連携など、多岐にわたる内容が示されている。

放課後児童クラブは、子どもの生活の場であるが、生活の場をよりよい方向に改善・充実させるために「大人の側のネットワーク」という視点を提起したい。つまり、放課後の子どもたちの生活や遊びを保障する土台には「大人の側のネットワーク」の充実が不可欠であるととらえたい。「大人の側」とは、市町村、関係機関、放課後児童クラブの放課後児童支援員等、放課後子供教室のスタッフ、コーディネーター、学校、保護者、地域住民等すべてを意味する。ここで提起したいのは、放課後児童クラブと放課後子供教室における「大人の側のネットワーク」に課題が存在するということである。ネットワークの内容は、市町村の実情で異なる実態があるだろう。市町村アンケートにおいて、共通する要素として導くことができるのは、放課後子供教室では運営体制が不十分であること(運営委員会の未設置:33.3%)、コーディネーターへの期待において、「放課後子供教室と放課後児童クラブとの連絡調整」が他の役割期待と比較し、低い数値となっている現状である。放課後児童クラブでは、放課後児童支援員等のかかわり方、配置状態などにも課題がある。放課後児童クラブが子どもの生活の場であるためには、「大人の側のネットワーク」を充実させる課題を、市町村ごとに明確化する必要があり、改善策の具体化をすすめる必要がある。

２．障害のある子どもの利用・参加の現状と課題

市町村アンケートから、障害のある子どもたちが、放課後児童クラブあるいは放課後子供教室を利用または参加する現状には、多くの課題が存在していることを指摘しておく。市町村の現状認識のうち、放課後児童クラブでは、障害のある子どもの利用について「全体を把握していない」が 1.3%であった。しかし、放課後子供教室では「全体を把握していない」が 35.5%である。放課後児童クラブでは、保護者の就労要件等の条件により放課後児童支援員等の加配措置などの施策がとられ、配慮を必要とする子どもへの対応も行い現状把握に努めている。一方、放課後子供教室の場合は、利用要件が課せられず開放的な事業ではあるが、配慮を必要とする子どもの場合、加配措置がとられず、結果的に放課後子供教室を利用・参加できない現状がある。さらに前項でふれた「大人のネットワーク」のうち、放課後児童クラブの放課後児童支援員等の置かれた現状も詳しく把握する必要がある。障害のある子どもが放課後子供教室に参加する場合、放課後児童クラブの放課後児童支援員等は、どのような役割を担い、動くのかという課題である。ヒヤリング調査において、一部ではあるが、障害のある子どもの支援体制にかかわり、学校と放課後児童クラブとの連携があるとする事例があった。いずれにせよ、市町村は障害のある子どもの利用・参加についての現状把握を急ぎ、方針を明確化する必要がある。

３．放課後児童クラブと放課後子供教室との連携の評価及び課題

市町村アンケートにおいて、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携等について交流と活動の充実など評価する面がある。しかし、活動場所の確保においては、多くの困難性があることがわかった。「放課後子ども総合プラン」において、「余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等の徹底的な活用を促進する」とされているが、今後、事業を推進するには、活動場所の確保・調整が第一の優先課題であることを指摘しておく。都市部など、児童数の増加により小学校内に余裕教室もないケースもある。これらは、放課後児童クラブや放課後子供教室という現場レベルのみでは解決がむずかしい問題であり、関係する行政の具体的な対策を求めたい。

また、活動場所については、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携上の課題だけではなく、小学校内で放課後児童クラブを運営している場合にも問題がある。今後、新たに放課後児童クラブや放課後子供教室を整備する場合は、「学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約 80%を小学校内で実施する」（「放課後子ども総合プラン」）とされている以上、教育委員会等が現状を把握し、施設設備の確保及び使用に関する方針を策定しなければ、放課後の子どもたちの活動・生活環境は改善されないのではないだろうか。

ヒヤリング調査においては、放課後子供教室との連携等については、多様な形態で実施されていることがわかる。放課後子供教室の内容としては、活動参加（プログラム)、行事・イベント参加、自由遊び（見守り)、学習補完活動などと多彩である。こうした中で、放課後子供教室との連携による放課後児童クラブのメリットとして、体験活動の広がり、友人関係、地域の多世代との交流、他施設での経験の広がりなどがある。ヒヤリング調査の範囲では、放課後子供教室への参加の仕方に問題は聞かれなかったが、子どもたちが主体的に生活できる環境のあり方を考慮する課題があることを指摘しておきたい。

４．放課後児童支援員等及び放課後子供教室のスタッフの現状と課題

放課後子供教室のスタッフを確保する問題は、そのまま開催回数や内容に影響する。そして、人数確保で事足りることではなく、スタッフの対応の仕方に問題があるとの指摘があった。基本的なことだが、子どものとらえ方、関わり方などの研修が必要である。今後、一体型や連携型が進む場合、研修とともに、放課後児童支援員等及び放課後子供教室のスタッフのあり方として、「放課後児童クラブ運営指針」や同事業の基準である「放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を踏まえた再検討と改善策をのぞみたい。すでに指摘したように、「児童クラブに支援員がいるのだから、支援員に見てもらえばよいのでは

ないか。児童クラブや子供教室に分け隔てするのではなく、支援員にすべての子どもを見てもらう体制にすればよいのではないか」という議論等には、特に注意していきたい（第２章３節）。また、前項でふれた連携の評価と課題にかかわり、放課後児童支援員等の身分保障の改善や、放課後子供教室のスタッフに地域の多様な人材を確保する（地域コーディネーターの役割等）課題が存在することを指摘しておく。

５．放課後児童クラブと放課後子供教室の目的・趣旨の再確認

第１章、第２章で繰り返し述べてきたが、放課後児童クラブは「遊び及び生活の場」を通した支援であるのに対し、放課後子供教室は「教育支援活動」として位置づけられている。市町村アンケート調査では、こうした基本点を十分理解されていないといえる記述が見られた。一方、保護者の中には、保育料負担の厳しさから放課後子供教室を選択する事例もある。今後、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携をすすめるには、両事業の担当者間の調整はもちろんだが、担当部局、関連事業を含めた施策の調整、整理作業など検討課題が多い。「放課後子ども総合プラン」で求めていることは、放課後児童クラブと放課後子供教室の「連携等の推進」であり、どちらかが他方の代替を担えばよいということではない。基本的目的、趣旨の再確認をしながら、市町村ごとの課題の具体化が求められている。

以上、５点を研究の考察とする。

放課後児童クラブと放課後子供教室との連携のあり方は、それぞれの歴史性あるいは地域性があり、連携については評価する面と課題とが併存していることがわかった。連携の課題には個別性があるが、本研究の分析を重ねていく必要がある。

第２節　今後の課題

１の考察を踏まえ、以下の内容を今後の課題とする。

本研究は、子どもの発達の特徴や児童期の発達過程を踏まえて、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をどのように設定すべきか、このあり方の探究を研究の主題としている。そして、実態調査を経て、保育学・児童福祉学の知見を踏まえ、放課後の子どもの望ましい過ごし方への提言を目的とした。しかしながら、さらなる分析の必要があること、関連する学問領域の知見等を交叉させてこそ、根拠に基づく提言が可能になると判断した。この判断は、放課後児童クラブと放課後子供教室の歴史性や地域性のちがい、新制度下における連携の課題は初期の実施段階であること、研究期間の制約上、調査対象が限定的であったことなどに起因している。

本研究の分析には、前節で述べた以外にも、放課後児童クラブと放課後子

供教室のあり方、効果的実践のあり方の検討に資するものが少なくない。さらに、分析をかさねる必要がある。以下の２点を、今後の課題としたい。

１．放課後児童クラブ運営指針等を踏まえた課題の整理と分析

放課後の子どもたちの望ましい生活のあり方について検討する際、「放課後児童クラブ運営指針」（2015 年 3 月）に盛り込まれた基本的視点を踏まえる必要があるだろう。放課後児童クラブと放課後子供教室との連携で検討してきた課題と関連させ２点のみふれておく。

第一は、放課後児童クラブと学校・地域との関連性である。子どもの立場に立つとき、放課後児童クラブ運営指針には、「学校の校庭、体育館や余裕教室等を利用できるように連携を図ること」と記述されている（第５章　学校及び地域との関係３）。子どもの活動場所のあり方にかかわり、学校（あるいは学校長）の判断に左右されてしまう現状が報告されているが、改善しなければならないだろう。

第二は、障害のある子どもへの対応である。障害のある子どもの受け入れ方、育成支援にあたっての留意点についても、次のような詳細な記述がある。

―「障害のある子どもについては、地域社会で生活する平等の権利の享受と包括・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、子ども同士が生活を通して共に成長できるよう、障害のある子どもも放課後児童クラブを利用する機会が確保されるために、適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受け入れに努める」（第３章２　障害のある子どもへの対応（１））－

障害のある子どもにとって、安心できる生活や活動、遊びが排除されかねない現実は、急いで検討しなければならない事項であるといえる。

これらの諸点は、「放課後児童クラブの一定水準の質の確保及びその向上が図られるように」（「放課後児童クラブ運営指針の策定について」）各市町村に向け策定されているのである。

２．専門分野の知見を踏まえた総合的提言をめざす

ヒヤリング調査でふれてきたが、放課後の子どもたちの生活の多くを、遊びが占めている。「宿題、遊び、おやつ、遊び、帰宅」という毎日の生活サイクルは、放課後児童クラブにおいて、共通する時間のすごし方である。

放課後児童クラブと放課後子供教室の連携という新たな課題において、子どもの成長・発達と遊び、異年齢集団の持つ意義にかかわる視点をどのように捉えていけばよいのだろうか。これは、前述した「放課後児童クラブ運営指針」の根幹部分に記載されている内容である。児童期の発達過程を「おおむね６歳から８歳」、「9 歳から 10 歳」「11 歳から 12 歳」にわけて概説し、遊びと発達、育成支援に関しても詳述されている。とりわけ、年齢に合った遊びを仲間とともに楽しめる環境を保障することは、児童期の子どもの発達

保障の課題として位置づけられる。

今後、子どもの発達の特徴や児童期の発達過程を踏まえて、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をどのように設定すべきか、本研究における保育学・児童福祉学の知見とともに、児童期の発達心理学などの知見を含め、総合的提言をめざすことを課題としたい。

謝辞

本研究にあたり、お忙しい中、市町村アンケート調査に協力いただいた多くの関係者の方々、ヒヤリング調査に対応いただいた方々、オブザーバーとして助言いただいた厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子化総合対策室室長補佐　竹中大剛様に心より感謝する。

資料編

資料①
市町村アンケート調査票（放課後児童クラブ、放課後子供教室）

資料②
「放課後子ども総合プラン」の全体像

資料③
「放課後子ども総合プラン」の概要

資料④
「放課後子ども総合プラン」について【参考資料】

資料⑤
「放課後児童クラブ運営指針」の概要

総合的な放課後児童対策の効果的な実践に関する調査研究

「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」と「放課後子供教室事業」の実施状況と連携等に関するアンケート調査

市町村名［　　］
回答者　放課後児童クラブ関係　担当部（局）課名［　　］

＊回答に選択肢がある場合は、該当する番号に○をつけてください。回答が数字を記入する場合は、数字を記入してください。文書で回答する質問には簡潔な文章で、箇条書き等で記入ください。回答できない質問は未回答でもかまいません。

放課後児童クラブ の実施状況と連携等について

貴市町村内の放課後児童クラブの実施や放課後子供教室との連携の状況などを教えてください（2015年5月1日現在）。（放課後児童クラブ所管部署でご回答ください）

(1) 放課後児童クラブの運営形態について、以下に該当するか所数をお書きください

① 公設公営（　　）か所
② 公設民営（　　）か所
③ 民設民営（　　）か所

(2) 放課後児童クラブの実施場所について、以下に該当するか所数をお書きください

① 学校内（余裕教室活用や校庭内施設等）　（　　）か所
② 学校外（児童館内や独立専用施設、公民館内等）　（　　）か所

(3) 放課後児童クラブの利用児童（登録児童）数等について

ア）利用児童（登録児童）数　（　　）人
① １年生　（　　）人
② ２年生　（　　）人
③ ３年生　（　　）人
④ ４年生　（　　）人
⑤ ５年生　（　　）人
⑥ ６年生　（　　）人
⑦ その他　（　　）人

イ）利用児童（登録児童）数の規模別数
① 19人以下　（　　）か所
② 20人～39人　（　　）か所
③ 40人～70人　（　　）か所
④ 71人以上　（　　）か所

ウ）待機児童数について
① 把握している　（　　）人
② 把握していない

(4) 放課後児童クラブの利用児童（登録児童）のなかに障害のある子どもはいますか

（注）障害のある子どもについては、「療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所、発達障害者支援センター等公的機関の意見等によりこれらの児童と同等の障害を有していると認められる児童」と定義されています。（厚生労働省「放課後児童健全育成事業実施要綱」）

① 利用している　　（　　）か所に合計（　　）人
② 利用していない
③ 全体を把握していない

(5) 放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員及び補助員について

ア）放課後児童支援員及び補助員の総数　　（　　）人

イ）放課後児童支援員の保有資格について、該当するものすべてに○をつけてください。

① 保育士　② 教諭（幼稚園、小・中・高校含む）　③ 社会福祉士
④ 児童厚生員（児童の遊びを指導する者）　⑤ その他（　　）
⑥ 把握していない

(6)「放課後児童クラブ運営指針」（厚生労働省、2015年3月31日策定）で示された「育成支援の内容」について、放課後児童クラブへの周知の方法として該当するものすべてに〇をつけてください

① 条例に盛り込んでいる
②「放課後児童クラブ運営指針」を放課後児童クラブにメールや郵送等で配布している
③ 都道府県が実施している放課後児童支援員の認定資格研修に委ねている
④ 放課後児童支援員の認定資格研修以外の研修を市町村で実施している
⑤ 民間の団体が行っている研修に参加するよう要請している
⑥ その他（　　）

(7) 放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の実施形態について、以下に該当するか所数でお書きください

① 一体型で実施している　　（　　）か所
② 連携型で実施している　　（　　）か所
③ それぞれ単独で実施している　　（　　）か所
④ 同一の小学校区で放課後子供教室を実施していない（　　）か所
⑤ 把握していない又は不明　　（　　）か所

（注）「一体型」とは、放課後児童クラブと放課後子供教室を「同一の小学校等に両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できる」ものです（両事業を同じ小学校内で実施し、連携を図っているもの）。「連携型」とは、同一の小学校内で実施していない場合（例えば、両事業のうち、どちらかが学校外で実施しているなど）でも連携が図られているものです。「単独型」とは、両事業のどちらかを実施していなかったり、両事業を実施していても（小学校内外を問わず）連携等がないものです。
（2014年７月31日「放課後子ども総合プランについて」文部科学省・厚生労働省局長通知参照）。

(8)（7)で①又は②と回答した市町村にお聞きします

放課後児童クラブの利用児童及び放課後児童支援員等の放課後子供教室への参加の仕方について

ア）放課後児童クラブの利用児童の放課後子供教室への参加の仕方について把握していますか

① すべて把握している
② 一部把握している
③ 把握していない

イ）ア）で①又は②と回答された市町村は、どのような参加の仕方でしょうか。「一体型」と「連携型」の場合のそれぞれのか所数をお答えください

放課後児童クラブに通う子どもたちの参加の仕方	一体型	連携型
① 子ども各自が放課後児童クラブから放課後子供教室に参加		
② 放課後子供教室に参加する子どもは放課後児童クラブを休み参加		
③ 放課後児童クラブとして参加するため、子ども全員が参加		
④ 保護者から「参加させてほしい」との連絡がある子どもに参加を促す		
⑤ 放課後児童クラブの子どもは放課後子供教室に参加させない		
⑥ 放課後児童クラブの子どもは、放課後子供教室には参加していない（特に制限しているわけではないが、ほとんど参加していない）		
⑦ その他（　　）		

ウ）放課後児童クラブの放課後児童支援員等の放課後子供教室への参加の仕方について

放課後児童クラブの放課後児童支援員等の参加の仕方	一体型	連携型
① 放課後子供教室への参加は子どもの判断に任せ、放課後児童支援員等は参加していない		
② 放課後児童支援員等が、参加希望者を募り、実施場所まで送迎している		
③ 放課後児童クラブに残る放課後児童支援員等と分担し、子どもと一緒に参加している		
④ 放課後児童支援員等も子どもと一緒に参加し、放課後子供教室の活動に協力している		
⑤ その他（　　）		

(9) 市町村行動計画における放課後子ども総合プランの位置づけについて

ア）市町村行動計画の策定状況について、該当するものに○をつけてください

① すでに行動計画を策定済みである
② 市町村子ども・子育て支援事業計画に包合している
③ 現在、審議中である
④ 行動計画の策定は未定である
⑤ 行動計画は策定しない予定である
策定しない理由　（　　）

イ）市町村行動計画に放課後子ども総合プランに関する内容を盛り込んでいますか

① 盛り込んでいる
② 盛り込んでいない
③ 今後策定予定の行動計画に盛り込む予定である

ウ）イ）で①又は③に回答した市町村にお聞きします。
行動計画に盛り込まれている（盛り込む予定の）内容にお答えください

① 放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量　（　　）か所
（具体的記載内容　　）
② 放課後子供教室の平成31年度までの整備計画　（　　）か所
（具体的記載内容　　）
③ 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量　（　　）か所
（具体的記載内容　　）

④ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
（具体的記載内容　　）
⑤ 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブまたは放課後子供教室への活用に関する具体的な方策
（具体的記載内容　　）
⑥ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
（具体的記載内容　　）

(10) 担当部局として、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体型又は連携型で実施することについて、子どもが安心して過ごせる生活の場（環境）の確保に関して、評価されていることがありましたらお書きください（自由記述）

（共通）
（一体型）
（連携型）

(11) 担当部局として、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体型又は連携型で実施することについて、課題となっていることがありましたらお書きください（自由記述）

（共通）
（一体型）
（連携型）

(12) 放課後児童クラブと学校との連携において、担当部局が担っている役割は何ですか。該当するすべてに〇をつけてください

① 情報交換・情報共有のための連絡・調整
② 教職員同士の交流を図るよう懇談会を設定
③ 個人情報の保護・秘密保持についてマニュアルを作成
④ 災害等の緊急時のマニュアルの作成
⑤ 要保護・支援等の困難事例の検討の場を設置
⑥ その他（　　）
⑦ 特にない

総合的な放課後児童対策の効果的な実践に関する調査研究

「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」と「放課後子供教室事業」の実施状況と連携等に関するアンケート調査

市町村名［　　］
回答者　放課後子供教室関係　　担当部（局）課名［　　］

＊回答に選択肢がある場合は、該当する番号に○をつけてください。回答が数字を記入する場合は、数字を記入してください。文書で回答する質問には簡潔な文章、箇条書き等で記入ください。
回答できない質問は未回答でもかまいません。

放課後子供教室 の実施状況と連携等について

貴市町村内の放課後子供教室の実施や放課後児童クラブとの連携の状況などを教えてください（2015年4月～9月の実績）。
（放課後子供教室所管部署でご回答ください）

(1) 放課後子供教室の実施か所数

（　　）小学校区のうち　（　　）校区（か所）で実施

(2) 放課後子供教室の運営について、以下に該当するか所数をお書きください

① 市町村が直営で運営（教育委員会など）　（　　）か所
② 地域の既存の団体（町内会や子ども会育成会など）　（　　）か所
③ 放課後子供教室の実施のためにつくられた地域の団体　（　　）か所
④ ＮＰＯ法人　（　　）か所
⑤ 放課後児童クラブの運営者　（　　）か所
⑥ 民間企業　（　　）か所
⑦ その他（　　）　（　　）か所

(3) 放課後子供教室の実施回数について、以下に該当するか所数をお書きください

① 月１回～３回　（　　）か所
② 週１回～３回　（　　）か所
③ 週４回～５回　（　　）か所
④ 日曜・祝日を除く毎日　（　　）か所
⑤ 不明　（　　）か所
⑥ その他　（　　）か所

(4) 長期休暇中の放課後子供教室の実施回数等について、以下に該当するか所数をお書きください

① 実施していない　（　　）か所
② 週１回未満　（　　）か所
③ 週１回～３回　（　　）か所
④ 週４回～５回　（　　）か所
⑤ 日曜・祝日を除く毎日　（　　）か所
⑥ 不明　（　　）か所
⑦ その他　（　　）か所

(5)放課後子供教室の実施場所・活動場所はどこでしょうか。以下に該当するか所数をお書きください

（注）実施場所が固定していない場合もありますので主に実施している場所をお答えください。

① 余裕教室　（　　）か所
② 特別教室　（　　）か所
③ 体育館　（　　）か所
④ 校庭・運動場　（　　）か所
⑤ 公民館・集会所　（　　）か所
⑥ 児童館・児童センター　（　　）か所
⑦ 放課後児童クラブ　（　　）か所
⑧ 公共施設　（　　）か所
⑨ その他　（　　）か所

その他はどんな場所ですか（　　）

(6) 市町村に総合的な放課後対策を推進する運営委員会について

（注）「放課後子ども総合プラン」では、市町村に「地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関する検討の場として、『運営委員会』を設置する」とされています。

ア） 市町村に総合的な放課後対策を推進する運営委員会は設置されていますか

① 設置している
② 設置する予定
③ 設置は未定
④ 設置予定はない

イ）ア）の問いに①と回答されたところは、どのような立場の方々が参画していますか。該当するすべてに○をつけてください

① 行政関係者（教育委員会）　② 行政関係者（福祉部局）
③ 学校関係者　④ ＰＴＡ関係者
⑤ 社会教育関係者　⑥ 児童福祉関係者（放課後児童クラブ関係者を除く）
⑦ 学識経験者　⑧ 放課後児童クラブ関係者
⑨ 放課後子供教室関係者　⑩ 学校支援地域本部関係者
⑪ 学校運営協議会関係者　⑫ 自治会・町内会関係者
⑬ 民生児童委員　⑭ 地域住民
⑮ その他（　　）

(7) 放課後子供教室に参加している子どもの把握方法について、以下に該当するか所数をお書きください

① 事前登録して把握する　（　　）か所
② 開催の都度、名簿等で把握する　（　　）か所
③ 出入り自由で実施しているため参加者人数は把握していない　（　　）か所
④ その他の方法で把握　（　　）か所
その他（　　）

(8) 放課後子供教室に参加している子どもの延べ人数を把握していますか

① すべて把握している　（　　）人
② 一部把握している
③ 把握していない

(9) 放課後子供教室に参加している子どものなかに障害のある子どもは参加していますか

（注）障害のある子どもとは、特別支援学級や特別支援学校等に通う特別なケアが必要な子ども

① 利用している　（　　）か所に合計（　　）人
② 利用していない
③ 全体を把握していない

(10) 放課後児童クラブの利用児童は放課後子供教室に参加していますか

ア）放課後児童クラブの子どもの放課後子供教室への参加について把握していますか
① 把握している
② 把握していない

イ） ア）で①と回答された市町村は、参加の状況をお書きください
① 参加している　（　　）か所
② 参加していない　（　　）か所

(11) 放課後子供教室に携わるコーディネーター等について、貴市町村全体の人数を以下に該当するところにお書きください

① コーディネーター　（　　）人
② 教育活動推進員　（　　）人
③ 教育活動サポーター　（　　）人
④ その他　（　　）人
その他の内訳（　　）

(12)放課後子供教室に携わるコーディネーターを担っている方の立場は、以下のうちのどれに該当しますか

① 行政職員　（　　）人
② 地域住民　（　　）人
③ ＰＴＡ関係者（保護者）　（　　）人
④ 退職教員（教職経験者）　（　　）人
⑤ 生涯学習・社会教育関係者　（　　）人
⑥ その他　（　　）人
その他の立場（　　）

(13)放課後子供教室に携わるコーディネーターに期待する役割のうち、担当部局として重要と思われるものを以下の中から3つ選んでください

① 行政・学校との連絡調整
② 家庭との連絡調整
③ 放課後子供教室と放課後児童クラブの連携調整
④ 子どもや保護者に対する参加の呼びかけ
⑤ ボランティア等の確保・登録・配置等
⑥ 子どもの活動ニーズの把握・分析
⑦ 指導者やボランティアに対する資質向上のための指導
⑧ 各活動プログラムの企画・策定やその指導
⑨ 運営委員会への助言
⑩ その他（　　）

(14)担当部局として、放課後子供教室と放課後児童クラブの連携や関わりについて、評価されていることがありましたらお書きください（自由記述）

＊なお「一体型」「連携型」の区分が可能であれば分けてお書きください

(15) 担当部局として、放課後子供教室と放課後児童クラブの連携や関わり等で課題となっていることがありましたらお書きください（自由記述）

＊なお「一体型」「連携型」の区分が可能であれば分けてお書きください

「放課後子ども総合プラン」の全体像

趣旨・目的

○**共働き家庭等の「小1の壁」を打破**するとともに、**次代を担う人材を育成**するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

国全体の目標

○**平成31年度末までに**

■**放課後児童クラブ**について、**約30万人分を新たに整備**
（約90万人⇒約120万人）
・新規開設分の約80%を小学校内で実施

■**全小学校区（約２万か所）で一体的に又は連携**して実施し、うち**１万か所以上を一体型で実施**
（約600か所⇒１万か所以上）**を目指す**

※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用
※放課後子供教室の充実（約1万カ所⇒約2万カ所）

市町村及び都道府県の取組

○**国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について**次世代育成支援対策推進法に定める**行動計画策定指針に記載**

○**市町村及び都道府県は、**行動計画策定指針に即し、**市町村行動計画及び都道府県行動計画に、**
・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量
・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策
などを記載し、計画的に整備

※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定も可

国全体の目標を達成するための具体的な推進方策

学校施設を徹底活用した実施促進

○**学校施設の活用に当たっての責任体制の明確化**
・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要

○**余裕教室の徹底活用等に向けた検討**
・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議

○**放課後等における学校施設の一時的な利用の促進**
・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

○**一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方**
・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、**同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加**できるもの

- 全ての児童が一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
- 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
- 実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
- 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

○**放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携**
・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能

※国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討

市町村及び都道府県の体制等

○市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
○「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

「放課後子ども総合プラン」の概要

＊放課後子ども総合プランに関する全国地方自治体担当者会議（2014 年８月 11 日）資料より

１　趣旨・目的

○ 共働き家庭等の「小１の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

２　国全体の目標

○ 平成 31 年度末までに、以下を実施することを目指す
・放課後児童クラブについて、約 30 万人分を新たに整備
・全小学校区（約２万か所）で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち１万か所以上を一体型で実施

○ 新たに開設する放課後児童クラブの約 80%を小学校内で実施することを目指す

※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用

３　事業計画

○ 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載

○ 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に以下を盛り込む

（市町村）
・放課後児童クラブの平成 31 年度に達成されるべき目標事業量
・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量
・放課後子供教室の平成 31 年度までの整備計画
・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
・小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策
・教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策　　等

（都道府県）
・地域の実情に応じた研修の実施方法、実施回数等（研修計画）
・教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策　　等

※行動計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援事業計画と一体のもとして策定することも可

４　市町村の体制、役割等

○「運営委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校施設の使用計画・活用状況等について十分に協議を行うとともに、両者が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努める

５ 都道府県の体制、役割等

○ 管内・域内における放課後対策の総合的な在り方についての検討の場として「推進委員会」を設置

○放課後児童支援員となるための研修のほか、両事業の従事者・参画者の資質向上等を図るため、合同の研修を開催

６ 市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

（１）学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施促進

① 学校施設の活用に当たっての責任体制の明確化

○ 実施主体は学校ではなく、市町村の教育委員会、福祉部局等となり、これらが責任を持って管理運営に当たる

○ 事故が起きた場合の対応等の取決め等について、あらかじめ教育委員会と福祉部局等で協定を締結するなどの工夫が必要

② 余裕教室の活用促進

○ 余裕教室の徹底活用等に向けた検討

・優先的な学校施設の活用が求められている中、運営委員会等において、各学校に使用できる余裕教室等がないかを十分協議

・既に活用されている余裕教室についても、改めて、放課後対策に利用できないか、検討することが重要

・市町村教育委員会は、その使用計画や活用状況等について公表するなど、学校施設の活用に係る検討の透明化を図る

○ 国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合の財産処分手続等

・放課後等に一時的に学校教育以外の用途に活用する場合は、財産処分には該当せず手続は不要となるため、積極的な活用を検討

③ 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

・学校の特別教室、図書館、体育館、校庭等のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯について放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施場所として活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

（２）一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

① 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの

・活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
・放課後児童クラブについては、一体型として実施する場合でも、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要

② 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の留意点

○ 全ての児童の安全・安心な放課後等の居場所の確保
・両事業を小学校内で実施することにより、共働き家庭等の児童の生活の場の確保と、全ての児童の放課後等の多様な活動の場を確保することが必要。実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意

○ 全ての児童を対象とした多様な学習・体験活動のプログラムの充実
・共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
・両事業の従事者・参画者が連携して情報を共有し、希望する放課後児童クラブの児童がプログラムに参加できるよう、十分留意

（３）放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

○ 学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合等については、希望する幼稚園などの地域の社会資源の活用も検討し、小学校外での整備も可能

○ 現に公民館、児童館等で実施している場合は、保護者や地域のニーズを踏まえ、引き続き当該施設で実施可

○ 一体型でない放課後児童クラブ及び放課後子供教室についても、両事業の児童が交流できるよう連携して実施

（４）学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との密接な連携

○ 学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者との間で迅速な情報交換・情報共有を図るなど、事業が円滑に進むよう、十分な連携・協力が必要

○ 両事業を小学校内で実施することにより、小学校の教職員と両事業の従事者・参画者の距離が近く、連携が図りやすい環境にあることを生かし、日常的・定期的に情報共有を図り、一人一人の児童の状況を共有の上、きめ細かに対応するよう努める

○ 保護者との連絡帳のやりとりや日常的・定期的な対話等を通じて、家庭とも密接に連携し、児童の成長を共有していくことが重要

○ 学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者の連携に当たっては、小学校区ごとに協議会を設置する等、情報共有を図る仕組みづくりを併せて進めることが望ましい

（５）民間サービスを活用した多様なニーズへの対応

○ 児童の放課後活動について、サービスの水準・種類に対する多様なニーズを満たすため、地域における民間サービスを活用し、公的な基盤整備と組み

合わせることが適当

７　総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の検討

○ 平成27年４月からの新たな教育委員会制度において全ての地方公共団体に設けられる、首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議での協議事項の１つとして、教育委員会と福祉部局と連携した総合的な放課後対策について取り上げることも想定

○ 総合教育会議を活用し、首長と教育委員会が、総合的な放課後対策の在り方について十分協議し、学校施設の積極的な活用や、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施の促進を図っていくことも重要

８ 市町村等の取組に対する支援

○「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討

○ 効果的な事例の収集・提供等を通じて地域の取組の活性化を図る

「放課後児童クラブ運営指針」の概要①

運営指針の構成

○　第1章から第7章までの構成で、放課後児童クラブにおける育成支援の内容や運営に関する留意すべき事項などを網羅的に記載し、運営していく上での基本的な事項を定めている。
○　各放課後児童クラブは、この運営指針を踏まえ、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めていく。

第１章　総則

放課後児童クラブ運営指針の趣旨と育成支援の基本的な考え方を示し、全体像を理解できる内容を規定

1. 総則　2. 放課後児童健全育成事業の役割　3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

第２章　事業の対象となる子どもの発達

児童期（6～12歳）の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理し、育成支援に当たって配慮すべき内容を規定

1.子どもの発達と児童期　2.児童期の発達の特徴　3.児童期の発達過程と発達領域　4.児童期の遊びと発達　5.子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

第３章　放課後児童クラブにおける育成支援の内容

育成支援を行うに当たって子どもが主体的に過ごし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにしていくために必要となる援助の具体的な方法や障害のある子どもなどに適切に対応していくために留意すべきこと、保護者との信頼関係の構築などの内容を規定

1. 育成支援の内容　2. 障害のある子どもへの対応　3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応　4. 保護者との連携
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

第４章　放課後児童クラブの運営

省令基準に基づく職員体制や集団の規模等の具体的な内容を規定

1. 職員体制　2. 子どもの集団の規模　3. 開所時間及び開所日
4. 利用の開始等に関わる留意事項　5. 運営主体
6. 労働環境整備　7. 適正な会計管理及び情報公開

第５章　学校及び地域との関係

連携に当たっての情報交換等の必要性や方法等の内容を規定

1. 学校との連携　2. 保育所、幼稚園等との連携　3. 地域、関係機関との連携　4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

第６章　施設及び設備、衛生管理及び安全対策

省令基準に基づく施設及び設備の環境整備と感染症や事故などへの対応方法等の具体的な内容を規定

1. 施設及び設備　2. 衛生管理及び安全対策

第７章　職場倫理及び事業内容の向上

運営主体の責務と放課後児童支援員等の倫理意識の自覚、研修等の事業内容向上の取組内容を規定

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
2. 要望及び苦情への対応　3. 事業内容向上への取り組み

「放課後児童クラブ運営指針」の概要②

運営指針の主な内容

第１章　総則

○ 「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義し、その基本的考え方として、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図る。
○ 放課後児童クラブの役割として、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進し、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

第２章　事業の対象となる子どもの発達

○ 放課後児童クラブでは、放課後等に子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようにすることが求められるため、放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことが必要である。
○ 児童期の発達の主な特徴としては、
- ものや人に対する興味が広がり、その探求のために自らを律することができるようになる
- 学校、地域など子どもが関わる環境が広がり、多様な他者との関わりを経験するようになる
- 集団や仲間で活動する機会が増え、その中で規律と個性を培うとともに、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる

○ 児童期の発達過程は個人差が大きく、目安として、おおむね6歳～8歳（低学年）、9歳～10歳（中学年）、11歳～12歳（高学年）の3つの時期に区分して捉え、その発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中での子ども同士の関わりを大切にして育成支援を行うことが求められる。

第３章　放課後児童クラブにおける育成支援の内容

○ 放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる多様な子ども達が一緒に過ごす場であり、放課後児童支援員等には、それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められる。
○ 育成支援に当たって、放課後児童支援員等に求められる主な内容は以下のとおり。

①子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるようにする援助　②子どもの出欠席と心身の状態を把握した適切な援助
③子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする援助　④日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるようにする援助
⑤子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする援助　⑥子どもが自分の気持ちや意見を表現できるようにする援助
⑦子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつの適切な提供
⑧子どもが安全に安心して過ごすことができるような環境の整備や緊急時に適切な対応ができるようにする援助
⑨放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携した育成支援

「放課後児童クラブ運営指針」の概要③

○ 障害のある子どもへの対応については、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、放課後児童クラブを利用する機会が確保されるように適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努めるとともに、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。

○ 児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図らなければならない。

○ 放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。

○ 子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、子どもの状況について家庭と情報を共有するとともに、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努める。

第４章　放課後児童クラブの運営

○ 放課後児童クラブには、年齢や発達の状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置くこととし、その勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要となる時間を前提として設定されることが求められる。

○ 子ども集団の規模（支援の単位）は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。

○ 開所時間については、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、それ以外の日は1日につき3時間以上、開所日については、1年につき250日以上を原則として、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定するが、新1年生については、保育所との連続性を考慮し、4月1日より受け入れを可能にする必要がある。

○ 運営主体は、利用を希望する保護者等に必要な情報を提供するとともに、新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換することが求められる。

○ 運営主体は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。

第５章　学校及び地域との関係

○ 子どもの生活の連続性を保障するために、学校との情報交換や情報共有、職員同士の交流等を、日常的、定期的に積極的に行い、その実施に当たっては、個人情報の保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。

○ 新1年生の子どもの発達と生活の連続性を保障するために、保育所、幼稚園等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行う。

「放課後児童クラブ運営指針」の概要④

○ 放課後児童クラブに通う子どもの生活について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図るとともに、事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行う。

○ 児童館の中で実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの育成支援の環境及び水準が担保されるようにする。

第６章　施設及び設備、衛生管理及び安全対策

○ 放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要であり、その面積は、子ども１人につきおおむね1.65㎡以上を確保し、室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるように工夫することが求められる。

○ 衛生及び安全が確保された設備を備え、生活に必要な備品、遊具及び図書を備える。また、日常の衛生管理に努め、医療品を備える。

○ 事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行うとともに、その防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、放課後児童支援員等の間で共有する。

○ おやつの提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。

○ 運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、定期的に（少なくとも年２回以上）訓練を行うなどして適切かつ迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止の措置や訓練などの対応を図る。

第７章　職場倫理及び事業内容の向上

○ 運営主体は、社会的信頼を得るとともに、法令を遵守し、子どもや保護者の人権に十分配慮しながら、一人ひとりの人格を尊重するなど、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む必要がある。

○ 放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。

○ 子どもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応し、その内容や対応について職員間で共有する。

○ 放課後児童支援員等は、情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、育成支援に当たっての課題等について意見交換を行うことにより、事業内容を向上させるように努める。

○ 運営主体は、職場内での教育訓練や研修のみならず、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障するとともに、職員が自発的、継続的に研修に参加できるように、研修受講計画を策定するなどに取り組んでいくことが求められる。

○ 運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努め、評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められるとともに、評価の結果については、職員間で共有し、事業内容の向上に生かす。

【執筆者一覧】

第１章　　近藤幹生
第２章　　真田　祐・下浦忠治
第３章　　真田　祐
第４章　　近藤幹生

【研究会・ワーキンググループの開催概要】

【委員会】日時・出席委員　　会場　白梅学園大学

第１回 2015 年 10 月 1 日（木）17:00-19:00　　近藤・井原・下浦・北島・真田
第２回 2015 年 12 月 17 日（木）17:00-19:00　　近藤・井原・下浦・北島・真田
第３回 2016 年２月 25 日（金）17:00-19:00　　近藤・井原・下浦・真田
第４回 2016 年３月 17 日（木）17:00-19:00　　近藤・井原・下浦・北島・真田

【ワーキンググループ】日時・出席委員　　会場　白梅学園大学

第１回 2015 年 10 月 14 日（火）17:00-19:00　　井原・下浦・真田
第２回 2015 年 10 月 19 日（月）16:30-18:30　　井原・下浦・真田
第３回 2015 年 11 月 20 日（金）13:30-15:30　　井原・下浦・真田・豊倉
第４回 2015 年 12 月 15 日（火）18:00-20:00　　井原・下浦・真田・豊倉
第５回 2015 年 12 月 24 日（金）13:00-15:00　　井原・下浦・真田・豊倉
第６回 2016 年１月 15 日（金）13:00-15:00　　井原・下浦・真田・豊倉
第７回 2016 年１月 27 日（水）15:00-17:00　　井原・下浦・真田・豊倉
第８回 2016 年２月 27 日（土）14:00-16:00　　井原・下浦・真田・豊倉
第９回 2016 年３月９日（水）13:00-15:00　　近藤・井原・下浦・真田・豊倉

平成 27 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業　報告書
総合的な放課後児童対策の効果的な実践に関する調査研究

平成 28 年 3 月
白梅学園大学

主任研究者　近藤幹生（白梅学園大学子ども学部教授）